

はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）及び国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針（平成 14 年 2 月 1 日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）に基づき、NASVA に係る第 2 期中期目標期間中の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 業務の運営の効率化
 - ①指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ②療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
 - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

- (1) 指導講習業務・適性診断業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- (2) 指導講習業務・適性診断業務の実施機関になろうとする民間団体等への支援・・・・・・・・ 47
- (3) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- (4) 介護料支給等支援業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
- (5) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- (6) 自動車事故による被害者への情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
- (7) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
- (8) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 105

4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

II. その他事項

1. 内部統制に関する取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

(中期目標)

主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図る。

(中期計画)

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とします。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とした。

また、顧客ニーズに対応した業務体制の構築のため、管理職の一般職への振替を始めとする管理体制のスリム化及び支所業務の合理化を進め、業務実態に対応した職員配置を実施した結果、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に定められた、平成18年度（前中期目標期間最終年度）末比10%を上回る16.0%（31人）の管理職の削減を行った。

○ 業務の効率化

- ・平成19年度 効率的な業務運営を行うため、主管支所に被害者援護業務及び企画・安全マネジメント業務を主務とするマネージャーを置くなどブロック機関としての機能を強化した。
- ・平成20年度 顧客ニーズに的確に應えるため、支所間の連携強化により、業務の繁閑に対応した要員の弾力的運用を開始した。
- ・平成21年度 支所における大規模な講習会や業務繁忙期の出張診断において、主管支所の職員が支所へ出向いて業務を行うなど、業務の繁閑に柔軟に対応した要員の弾力的運用を実施した。
- ・平成22年度 インターネットを活用した新適性診断システム（i-NATS）の全支所導入（平成22年8月）及び事業者への普及による支所業務の合理化に向けて検討した。
- ・平成23年度 i-NATSの全国の支所等への導入完了に伴う、事業者への普及の効果を踏まえ、その効果の検証を継続的に行うとともに、被害者援護業務の拡充に向けた業務実態に対応したコーディネーターの配置を実施した。

○ 管理体制のスリム化（管理職の削減）

- ・平成18年度末 194人
- ・平成19年度末 179人（△15人）

- ・平成20年度末 166人（△13人、累計△28人）
- ・平成21年度末 165人（△1人、累計△29人）
- ・平成22年度末 164人（△1人、累計△30人）
- ・平成23年度末 163人（△1人、累計△31人）

2) 次期中期目標期間における見通し

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

(中期目標)

業務に必要な職員を確保するとともに、職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

(中期計画)

業務に必要な職員を確保するとともに、産業カウンセラー等の資格を取得した職員の積極的な活用、事業環境の変化に対応した経験者採用や人事交流、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

組織の活性化を図るため、産業カウンセラー等の資格取得者について、全国的に適正に配置し、職員の活用を積極的に図るとともに、新たな事業展開に対応するため、専門的知見を有する者や即戦力となる経験者等を採用した。

また、平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、適正な評価を行い、職員が意欲をもってその能力を発揮し、機構の使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図るとともに、職員の資質向上を図るための各種研修を実施した。

○ 産業カウンセラー有資格者の有効活用

平成19年度：110人、平成20年度：121人、平成21年度：122人、
平成22年度：116人、平成23年度：128人

○ 専門的知見を有する者、即戦力となる経験者等の採用

平成19年度 トラック運送事業に精通した者1人、情報システム等工学系の者2人

平成20年度 社会福祉士1人

平成21年度 システム開発の実務経験者1人、企業コンサルの実務経験者1人、交通機械工学を専攻した新卒者1人

平成22年度 システム開発の実務経験者1人、交通心理学を専攻した新卒者1人、社会福祉学を専攻した新卒者1人

平成23年度 社会福祉士1人、ホームヘルパー2級1人、貨物運行管理者資格を有する者2人、社会福祉学を専攻した者1人

○ 国との人事交流

職員の安全対策に係る専門的知識の習得を目的として、地方運輸局等との人事交流を実施した。

○ 各種研修の実施

中期目標期間において以下の研修を新たに実施し、研修の充実により職員の資質向上を図った。

(1) 指導講習業務・適性診断業務

- ・飲酒運転防止指導の観点から指導講習におけるアルコール専門教育を行う講師を育成するために、「※¹ASK飲酒運転防止インストラクター養成講座」を平成21年度から受講させた。

※¹ ASK：（NPO）アルコール薬物問題全国市民協会の略称

(参考) 前中期目標期間から実施している研修（指導講習業務関係）

- ・※²第Ⅲ種指導講習講師育成研修
- ・※³第Ⅱ種指導講習講師育成研修

※² 第Ⅲ種指導講習講師：（基礎、一般、特別）講習の一部について講義できる講師

※³ 第Ⅱ種指導講習講師：（基礎、一般）講習の大半と特別講習の全てについて講義できる講師

(参考) 前中期目標期間から実施している研修（適性診断業務関係）

- ・※⁴カウンセラー研修
- ・カウンセラー教育訓練研修
- ・※⁵指導主任者資格要件研修
- ・指導主任者教育訓練研修

※⁴ カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者（産業カウンセラー資格者）のこと。
NASVAでは、平成19年度まで「特定適性診断員」と呼称。

※⁵ 指導主任者：カウンセラーの指導を行う者（カウンセラーのうち研修終了後、部内試験合格者）

(2) 安全マネジメント業務の展開・充実に向けた対応

- ・※⁶アドバイザーに対して資質向上を図るため、アドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。
- ・運輸安全マネジメント評価業務を担当する※⁷安全評価員を育成するため、安全評価員の候補者に対して、運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修を実施した。
- ・安全評価員に対して、評価実施時の※⁸OJTにより、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の維持・向上を図った。

※⁶ アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者（アドバイザー・資格取得研修修了後、支所長により指定された者）。NASVAでは、21年度まで「コンサルティング担当者」と呼称。

※⁷ 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者（資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者）

※⁸ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニングの略称。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

(参考) 前中期目標期間から実施している研修

- ・安全マネジメント研修
- ・アドバイザー・資格取得研修（平成21年度までは「コンサルティング担当者研修」と呼称）

(3) 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

- ・被害者援護業務の質的向上を図るため、被害者援護業務を専従的に行う被害者支援専門員（コーディネーター）の候補者に対して、本部及び千葉療護センターにおいて、医師、看護師、社会保険労務士等を講師としたコーディネーター養成研修を平成23年度より実施した。
- ・介護料受給者宅等への訪問支援サービスを行う職員に対して、各療護センターにおいて、看護師、メディカルソーシャルワーカーを講師とした訪問支援サービス業務研修を平成21年度より実施した。

(参考) 前中期目標期間から実施している研修

- ・被害者援護業務研修（各主管支所の被害者援護担当マネージャーを対象）

2) 次期中期目標期間における見通し

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行う。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 業務の運営の効率化

① 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

ア ITの活用等により指導講習・適性診断の業務の効率化を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

新適性診断システム(i-NATS)の全支所導入完了及びインターネット予約システムの活用等により指導講習・適性診断業務の効率化を図った。

- 適性診断業務の効率化を図るため、インターネットを活用した新適性診断システム(i-NATS)を導入した。

従来は、ペーパー診断、NATS(旧来型)診断及び視覚機能測定をそれぞれ別室で行っていたが、i-NATSの導入により、1台のパソコンで全ての診断項目の実施が可能となり、職員による診断項目ごとの受診者への案内や立ち会いが不要となったことによる業務の効率化や診断時

間の短縮化により1日の診断実施回数が導入以前の2回から4回へ増回が図られるとともに、機器導入コストの低減、機器の小型化による省スペース化等、効果的な業務の推進、業務運営の効率化を図ることができた。

【i-NATSで診断を受けるドライバー】



【i-NATS導入の推移】

平成19年度 i-NATSの開発に向けて、開発業者を選定、システム設計書に基づきプログラムのコーディング作業を終了した。

平成20年度 19支所にi-NATSを導入した。

(函館、釧路、旭川、福島、青森、山形、秋田、長野、富山、茨城、群馬、栃木、岐阜、福井、奈良、和歌山、鳥取、島根、佐賀)

平成21年度 4主管支所及び11支所にi-NATSを導入した。

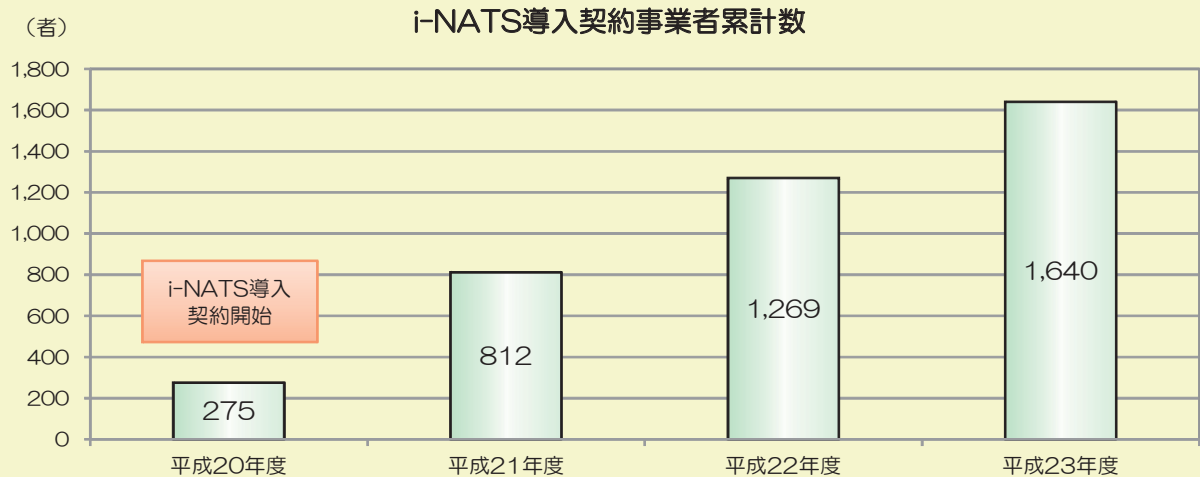
(札幌、仙台、新潟、高松、山梨、滋賀、山口、徳島、愛媛、高知、長崎、宮崎、熊本、大分、沖縄)

平成22年度 8月末までに、5主管支所及び11支所にi-NATSを導入し、全支所でi-NATSの導入が完了した。

(東京、名古屋、大阪、広島、福岡、岩手、石川、神奈川、千葉、埼玉、静岡、三重、京都、兵庫、岡山、鹿児島)

- ・ i-NATSは、インターネットを活用して利用できることから、運送事業者等が導入することで24時間いつでも導入事業所内で診断が受けられるようになった。

平成23年度末現在、i-NATSを導入した契約事業者の内訳は、バス事業者147者、ハイタク事業者128者、トラック事業者1,209者、その他156者の合計1,640者。



- 適性診断については、平成22年8月にi-NATSが全支所に導入完了したことに伴い、連動するインターネット予約システムの本格的な運用を開始したことにより、いつでも予約が可能になるなど、利用者の利便性が高まるとともに、支所職員による情報の入力作業の軽減が図られた。

インターネット予約による受診割合（平成23年度）	
インターネット予約による受診者数（A）	57,978人
全受診者数（B）※	315,655人
インターネット予約率（A／B）	18.4%

※一般・初任・適齢診断の支所内受診合計。

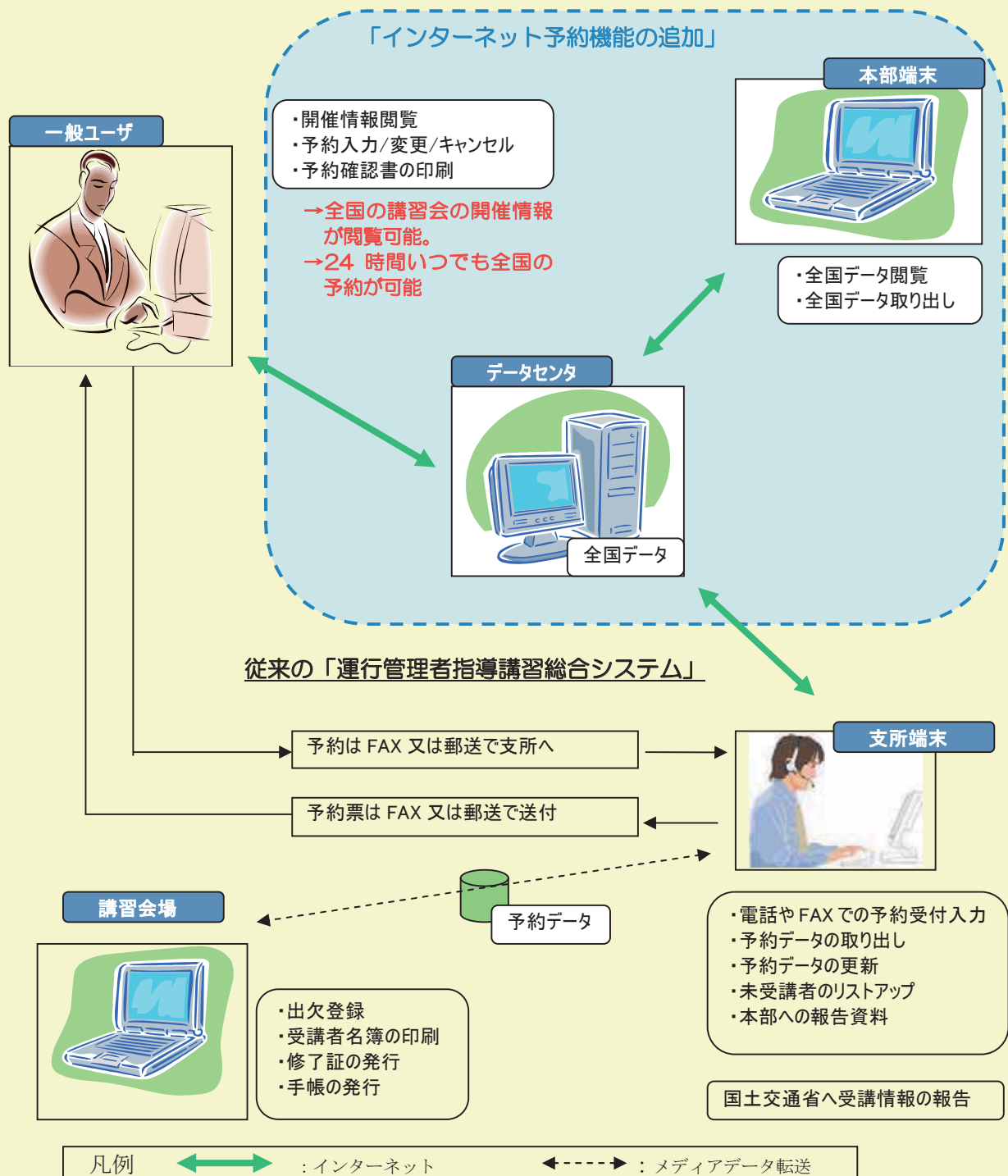
【i-NATSによる診断と従来の診断との比較】



- 運行管理者等指導講習業務の効率化を図るため、従来の運行管理者指導講習総合システムにインターネット予約機能を追加し、平成23年3月から運用を開始した。この機能追加により、利用者の利便性が高まるとともに、支所職員による受講者情報入力作業の軽減が図られた。

インターネット予約による受講割合（平成23年度）	
インターネット予約による受講者数（A）	24,662人
全受講者数（B）※	137,369人
インターネット予約率（A/B）	18.0%

※一般・基礎講習の合計。



2) 次期中期目標期間における見通し

IT を活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とする。また、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とする。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率については、最後の事業年度において50%以上とする。

(中期計画)

イ 業務の効率化による経費の削減を図るとともに、次のとおり指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行うこと等により、受講者・受診者数の拡大を図ります。

指導講習

基礎講習	運行管理者試験の受験資格等を取得しようとする者のほか、安全管理業務に従事する者等に対して積極的なPR活動を行い、受講者数を中期目標期間の最終年度までに850人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比4%）以上増加させます。
一般講習	地方運輸局等との連携強化により、運行管理者の受講漏れをなくすようにします。また、運行管理者を補助する者等に受講を勧めます。
特別講習	地方運輸局等との連携強化により、重大事故等を惹起した営業所の運行管理者の受講漏れをなくすようにします。

適性診断

一般診断 特別診断	貸出自動適性診断機器の活用等によりいつでも診断ができるという受診者の利便性の向上を図り、あらゆる機会をとらえ、積極的にPRを行い、受診者数を中期目標期間の最終年度までに11,300人（前中期目標期間の実績（3年間）の平均比5%）以上増加させます。
初任診断 適齢診断	地方運輸局等との連携強化により、運転者として新たに雇用された者及び65歳以上の者の受診漏れをなくすようにします。
特定診断	地方運輸局等との連携強化により、重大事故惹起者の受診漏れをなくすようにします。

また、受講者・受診者数の状況や業務に要する経費の状況を踏まえ、受講者・受診者の適切な費用負担の水準について検討します。

以上の措置を講ずること等により、自己収入比率（注1）について、中期目標期間の最終年度までに50%以上に引き上げます。

（注1）自己収入比率＝自己収入（手数料収入等）/総収入（＝総経費）

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

指導講習・適性診断の種類ごとに取組みを行い、任意の講習・診断については、中期計画の目標を上回る受講者数・受診者数となった。また、自己収入比率については、受講・受診の促進を行った結果、中期目標期間の最終年度において、中期計画目標を上回る66.0%となった。

- 運送事業者や事業者団体等に対するトップセールス等において、平成21年度に策定した
※「NASVA事業用自動車安全プラン2009」に基づく、事故防止に関するNASVAの取組み等をPRすることにより、受講者・受診者の拡大を図った。

※ 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン2009」に掲げられた死者数半減、人身事故件数半減、飲酒運転ゼロ等の目標の達成に向けて、NASVAが自動車運送事業者の事故防止活動を総合的に支援する取組み。

- 基礎講習（任意）の受講者数については、各年度において、中期計画の目標値を上回った。
また、一般診断・特別診断（任意）の受診者数については、年度により増減があるものの5か
年の平均では264,115人となり、中期計画の目標値を上回った。

指導講習及び適性診断実績の推移

（単位：人）

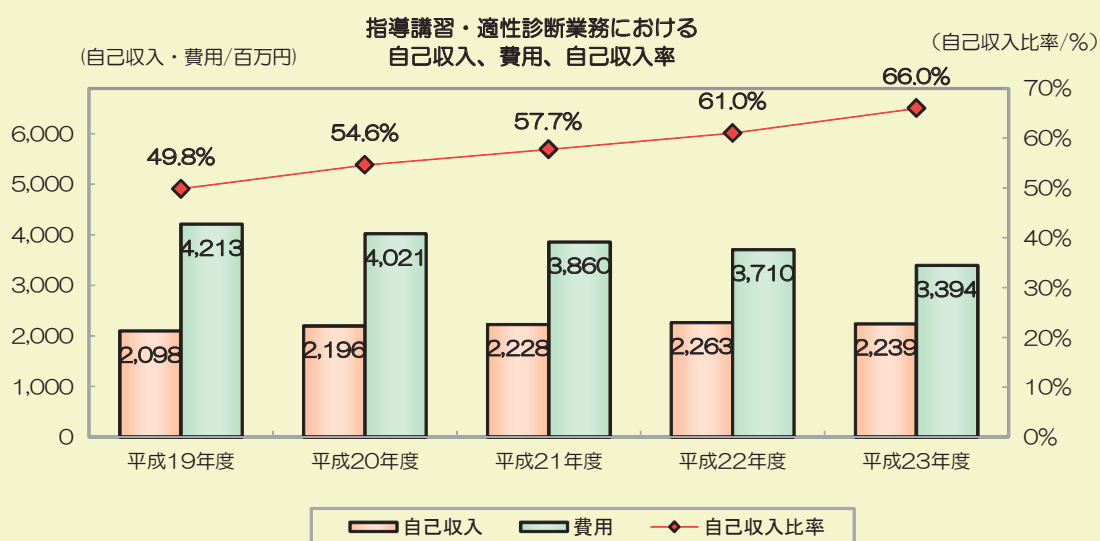
	中期計画 目標値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
講習全体		128,204	142,728	139,163	139,900	140,421
基礎講習	23,999	34,736	47,438	41,020	38,592	37,019
一般講習		90,632	92,795	95,907	98,589	100,350
特別講習		2,836	2,495	2,236	2,719	3,052

（単位：人）

	中期計画 目標値	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
診断全体		435,463	430,459	455,016	456,573	437,519
一般・特別診断	263,331	255,364	255,842	275,176	277,947	256,247
初任診断		143,852	135,566	127,853	131,571	133,195
適齢診断		33,228	36,225	49,122	43,937	45,058
特定診断		3,019	2,826	2,865	3,118	3,019

- 義務講習（一般・特別講習）・義務診断（初任・適齢・特定診断）の受講・受診漏れを防止するため、地方運輸局等との連携を強化し、綿密な情報交換等を行うとともに、各事業者団体等に対し、受講・受診促進の働きかけを行った。

- 自己収入比率について、トップセールス等による受講・受診の促進や費用削減努力を継続した結果、中期計画目標の50%を上回る66.0%（指導講習70.3%、適性診断63.8%）となった。



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

② 療護施設の設置・運営

（中期目標）

ア 質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（中期計画）

ア 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォース^{（注2）}により外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

（注2）外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

医療水準・コスト水準等に関し、毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表し、国民にわかりやすい形で情報提供した。

<各年度の取組み等>

○ 平成19年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、入院患者増に伴う収入増等があり、一方建物管理業務等の外部委託業務費の節減等を行っており、18年度に引き続き収支改善に努めていることが認められる。

今後とも、外部委託費の縮減及び外部受託検査による増収等の運営経費の節減に向けた方策を引き続き実施して、業務運営の効率的実施に取組む必要がある。

（2）サービス水準の向上に対する取組み

遷延性意識障害者の治療・看護機会の医学的観点からの公平な確保とその拡充を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させるとともに、入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とするとともに、北海道と九州での一般病院への委託による療護施設機能病床16床の開設が行われ、患者の適切な治療・看護が行われているが、今後も引き続き患者の適切な治療・看護を行うとともに、委託病床の倍増を行い治療・看護機会の拡充を図る必要がある。

また、最新医療機器の導入・活用、患者家族への支援、地域医療への貢献等によりサービス水準の向上が図られており、これにより脱却患者数が増加傾向に推移している等、一定の効果は認められることから、今後も引き続き、療護センターの成果を在宅介護者・一般病院等に幅広く提供すること等サービス水準の向上に向けた取組みを着実に実施していく必要がある。

○ 平成20年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）運営経費の節減に対する取組み

運営経費については、千葉の医療費請求方法の変更（包括請求から出来高請求へ移行）、高度先進医療機器を活用した外部検査の実施等により、収入増となり努力が認められる。

今後とも、高度先進医療機器の活用が図られるよう努力しつつ、外部受託検査による増収及

び外部委託費の縮減等の運営経費の節減に向けた方策を引き続き実施して、業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

（２）サービス水準の向上に対する取り組み

遷延性意識障害者の治療・看護機会の医学的観点からの公平な確保とその拡充を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させるよう努めるとともに、入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とし、また、19年度に開設した北海道と九州での一般病院への委託による療護施設機能病床を20年度に倍増させることにより、さらに治療・看護機会の拡充を行うなど、患者への適切な治療・看護が行われていることが認められる。今後も引き続き患者への適切な治療・看護を行う必要がある。

なお、療護センター等の入院患者の治療改善度を評価するスケール（改善指標）として統一スコアを適用することを決定したことから、今後の療護センター等の治療・看護水準の向上のために、療護センター等の入院患者の治療改善度を公表していく必要がある。

○ 平成21年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（１）運営経費の節減に対する取り組み

運営経費（委託費）については、広報活動等による入院患者数の増加に伴った医業収入の増加等により収入増となり、全体の運営経費（委託費）は昨年度より削減されており、一定の努力が認められる。

今後も高度な治療・看護の水準を確保しつつ病床のより効率的な運用を行うとともに、運営経費の節減に努めるなど、業務運営の効率的実施に引き続き取り組む必要がある。

（２）サービス水準の向上に対する取り組み

療護センターにおいては、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数が年度計画の達成目標15人を上回る16人となっており、努力が認められる。

一方、2委託病床においても、脱却による退院患者数が4人（開設時からの累計は5人）となるなど、一定の効果が認められる。

また、自動車事故の発生件数・死亡者数はともに減少しているものの、重度後遺障害者数は減少に転じることなく、年間2千人以上発生する悲惨な状況にあることから、今後、既存の療護施設への入院が地理的に困難と考えられる地域への委託病床のさらなる拡充を行う必要がある。

さらに、療護センターの看護師による在宅介護者へのアドバイス等を実施し療護センターの成果を在宅介護者、一般病院等に幅広く提供するなど、更なるサービス水準の向上に向けた取り組みを着実に実施していく必要がある。

「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を活用した療護施設入院患者の治療改善度の統一的な評価については、評価指標によるデータの蓄積がさらに進められ、平成22年3月に分析結果が初めて公表されており、今後は違った角度での新たな分析も検討しつつ、引き続き分析結果を公表していくことが必要である。

○ 平成22年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（１）運営経費の節減に対する取り組み

運営経費（委託費）に係る収入に関しては、平成19年度から実施した入院期間の短縮の影響で入退院が多くなったことにより延べ入院患者数が減少し、これに伴い医業収入が減少している。一方、支出に関しては、各療護センター職員の法定福利費の増加に伴う人件費が増加し

ており、昨年度と比較して増加となった。

今後も安定的に入院患者を確保して病床のより効率的な運用を行うとともに運営経費の節減に努めるなど、引き続き業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

（２）サービス水準の向上に対する取組み

療護センターでは、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数が年度計画の達成目標 15 人を上回る 19 人となっており、2 委託病床においても、脱却による退院患者数が 4 人（開設時からの累計は 9 人）となっており、努力が認められる。

療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを実践するために千葉療護センターと中部療護センターで各療護施設の看護師（31 人）が研修を行い、当看護プログラムの実践に必要な技術・知識を習得するなど、看護技術のレベルアップが図られており、努力が認められる。

「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）を活用した療護施設入院患者の治療改善度の統一的な評価については、4 療護センター別の分析結果について平成 23 年 3 月に初めて公表された。今後は違った角度での新たな分析も検討しつつ、引き続き分析結果を公表していくことが必要である。

地理的理由による療護施設入院困難者のための委託病床の拡充については、平成 23 年 2 月に有識者を委員とした「委託病床の拡充に係る検討委員会」を設置し、拡充に向けた検討が進められているところであり評価できる。今後も引き続き委託病床の拡充に向け取り組む必要がある。

○ 平成 23 年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（１）運営経費の節減に対する取組み

運営経費（委託費）については、前年度と比較して増加となった。これは、前年度と比較して、収入が減少し、支出が増加したことによるものである。

収入の減少に関し、医業収入では、平成 19 年度から入院期間を 3 年間に短縮した影響で入退院が増加したこと、東日本大震災の影響等により一部減少したが、千葉療護センターにおけるリハビリテーションの充実等により、全体としては、対前年度比増となった。他方、外部検査収入では、中部療護センターのポジトロン（陽電子）断層撮影装置（PET）更新に伴い利用不可能期間が 88 日間あったこと、東日本大震災の影響等による外部受託検査件数の減少等により減少となった。

また、支出の増加に関しては、入院患者家族からの要望が強いリハビリテーションに関しての体制の強化、新看護プログラムの試験的実施に必要なスタッフの増強等により、人件費等が増加したことが要因となり、対前年度比増となった。

他方、物件費については、各療護センターの節減努力により、前年度と比較して減少となっている。

療護センターは遷延性意識障害者に特化した治療及び看護を行う特殊性があり、一般病院とはその目的及び経営環境が異なるものの、今後も安定的に入院患者を確保し、円滑な入退院手続きの実施等病床のより効率的な運用を行うとともに、運営経費節減に努めるなど、引き続き業務運営の効率的実施に取り組む必要がある。

また、平成 23 年度に実施したリハビリテーション体制の強化など医療水準の確保に向けた取組は評価できるものであり、引き続き実施する必要がある。

（２）サービス水準の向上に対する取組み

療護センターでは、患者への適切な治療・看護を行うことにより、脱却による退院患者数は 13 人であり、個別の事情により目標の 15 人は下回ったものの、治療改善効果の分析結果に

おいては、ナスバスコア平均値の減少（改善）が認められ、脱却に至らない場合であっても相当の治療改善効果が得られるなど、努力が認められる。

また、在宅で療養生活を送る重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用する短期入院の受け入れは、前年度増と積極的に取り組んでおり、評価できる。

他方、新看護プログラムについても、全国6か所の療護施設に段階的に試験的導入するなど、治療・看護への積極的な取り組みが行われており、評価できる。今後は、平成24年度に計画している評価基準の策定により、本格導入に向け取り組む必要がある。

広報活動については、事故後早期の入院が可能となるよう、NASVA の各主管支所及び支所の職員が全国救命救急センターを対象に療護施設の PR を実施するとともに、各種イベント、被害者家族の会等の場において積極的にPRを行うなど、努力が認められる。

今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

地理的理由等による療護施設入院困難者の要請に応えるための委託病床の拡充については、平成23年2月に有識者を委員とした「委託病床の拡充に係る検討委員会」を設置し、委託病床の拡充地区、拡充規模等について、患者の需要予測等を基に検討がなされ、近畿地区に16床、関東地区に12床の委託病床を設置する必要があるとの結論を得て、平成25年1月からの患者受入に向けた手続きを着実に実施しており、評価できる。

【「業績評価のための特別なタスクフォース」における審議の様子（H24.6.21）】



2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努める。
- 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページで公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

イ 自己収入の増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器を有効活用し、外部検査を積極的に受け入れる。

(中期計画)

イ 療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託します。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

各療護センターにおいては、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、年度平均11,431件の外部検査を受託し、年度平均188百万円の収入を得た。

なお、外部検査の受託件数については、高度先進医療機器が療護センター周辺病院にも整備されてきた影響もあり、減少傾向となっている。

○ 高度先進医療機器の外部検査の実績



◎ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次期中期目標期間における見通し

1) 実績値が目標値に達しない理由

外部検査の受託件数については、高度先進医療機器が療護センター周辺病院にも整備されてきた影響もあり、減少傾向となっている状況にある。平成21年度及び平成23年度における外部検査の受託件数は、平成21年度が10,664件、平成23年度が10,331件と「年間11,000件以上」の目標を下回る結果となった。

平成21年度の受託件数が伸び悩んだ主な要因として、例年多くの外部検査を受託している中部療護センターのMRI及び東北療護センターのR1が機器の更新により、それぞれ60日間

及び34日間使用できず、これらの影響が想定以上に大きかったことがあげられる。

また、平成23年度の受託件数が伸び悩んだ主な要因として、中部療護センターのPETの更新により88日間使用できなかったことや平成23年3月11日の東日本大震災の影響により仙台市にある東北療護センターを中心に受託件数が落ち込んだこと等があげられる。

2) 次期中期目標期間における見通し

療護センターにおいては、地域医療への貢献として、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を受託する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

（中期目標）

ア 業務運営等の見直しにより、債権回収率90%以上を確保しつつ、更なるコスト削減を図る。

（中期計画）

ア 債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図ります。

イ 債権管理規程等に基づき、効果的な債権回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し

1) 中期目標期間における取組み

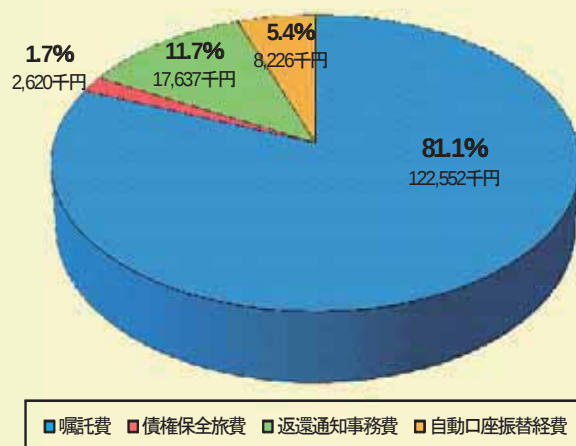
債権回収経費等のコスト要因について分析を行い、その結果を踏まえ、債権回収業務の効率化を図ることにより、平成18年度（前中期目標期間最終年度）末比24.4%の経費を削減した。また、債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権回収マニュアルの活用の徹底により、中期目標期間の年度毎の回収率90%以上を確保した。

○ 債権回収経費等のコスト要因の分析及びコスト削減

債権回収の経費等に係るコスト要因については、債権回収のための訪問折衝等の旅費、債務者に対する通知等の事務費、返還金の自動口座引落のための経費及び事故対策事業推進員の嘱託費（人件費）などであり、いずれもが、債権回収業務に必要不可欠なものである。

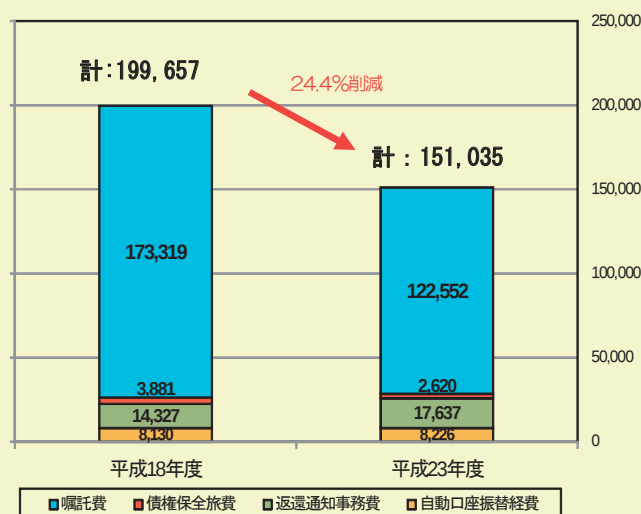
特に嘱託費は債権回収経費の8割以上を占めていることから、事故対策事業推進員の主管支所への集約化に加え、計画的な債務者訪問折衝を行うなど債権回収業務の効率化を図ることにより、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を削減するとする「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）を上回る24.4%の経費を削減した。

債権回収経費の内訳（平成23年度）



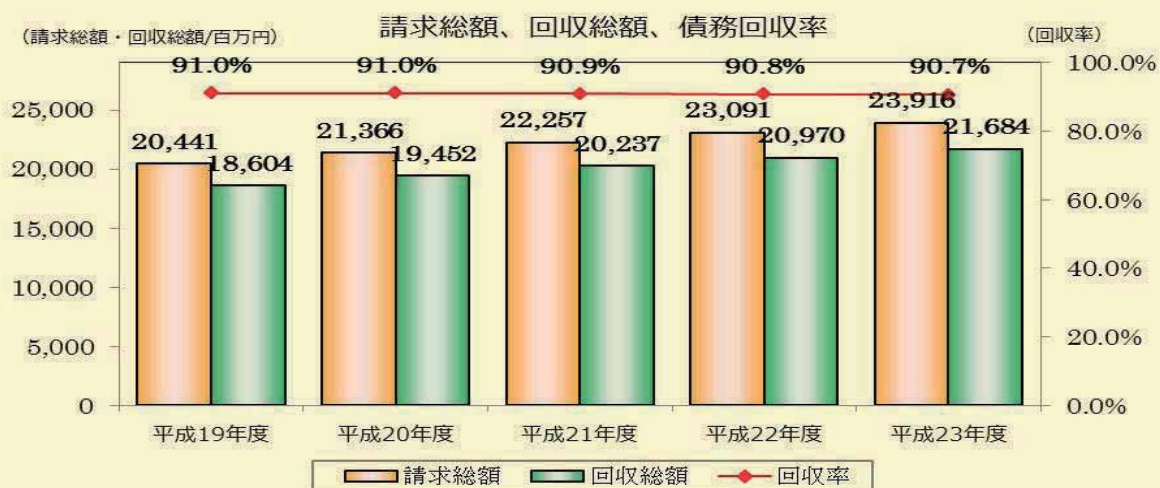
債権回収経費の推移

（単位：千円）



○ 債権回収率の実績

債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権回収マニュアルの活用により、中期目標期間の年度毎の回収率90%以上を確保した。



○ 効果的、効率的な債権回収の取組み

・債権回収マニュアルの活用等

効果的な債権回収を図るため、延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について調査・把握することにより、状況に応じた回収方策を講じた。また、各年度において担当職員を対象とした研修等を行い、債権回収の充実を図るための債権回収マニュアルの活用徹底を図った。研修では、債権回収マニュアルの充実を図るため、担当職員の間で意見交換を行い、債権回収も健全育成支援の一環との認識に立った債権回収マニュアルの一部見直しを行った。

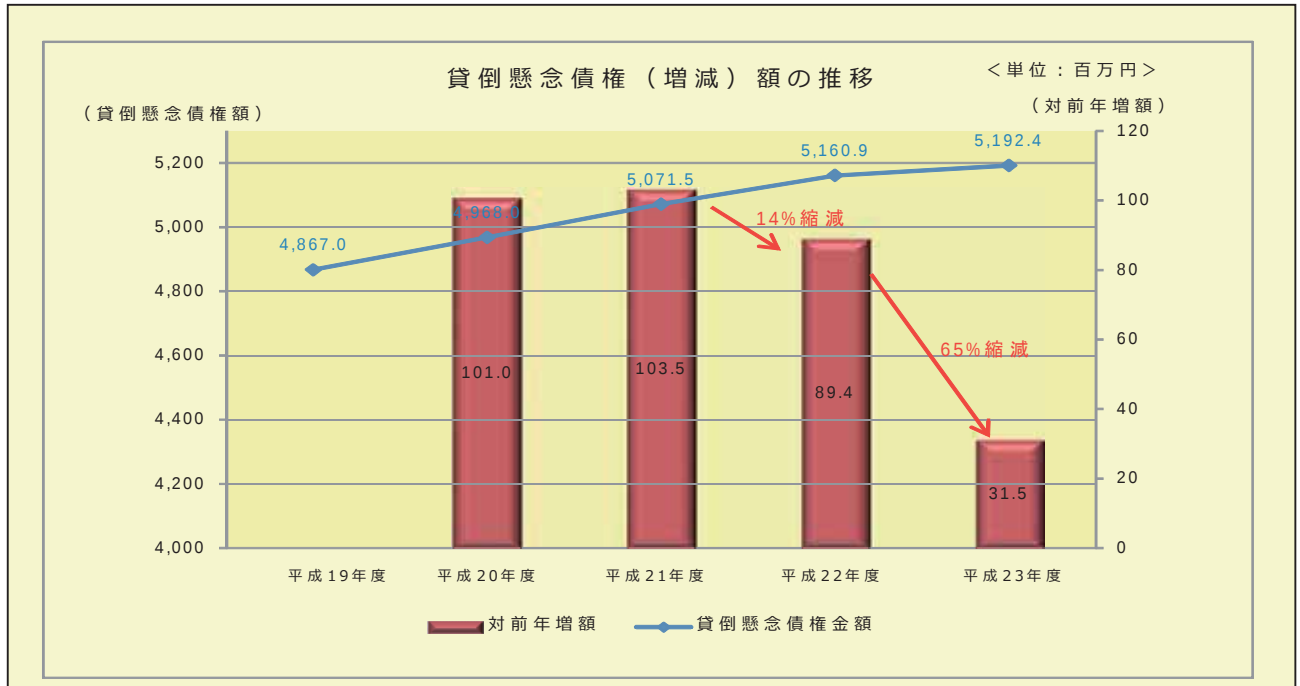
・債権の状況に応じた目標設定による債権管理

効果的な債権回収を図るため、特に延滞等の問題が生じ又は生じる可能性のある債権について、延滞金が付加されないように早期に折衝を行い、適切な措置を講ずることとし、早期折衝実現の目標値を設定。貸倒懸念債権への移行を抑止するため、重点をおいて取り組んだ。

貸倒懸念債権についても、同様に債務者折衝の目標値を設定して取り組んだ。

以上の取り組みにより、債権管理を行う上で必要性の高い債権について、債務者の生活状況把握の上、個々の状況に応じた効果的かつ効果的な債権管理を推進した。

特に、平成22年度に比べ平成23年度では、新たに一般債権から貸倒懸念債権に分類換えされた債権について約65%（約58百万円）の改善が見られたことから、同目標値の設定効果によるものと推測される。



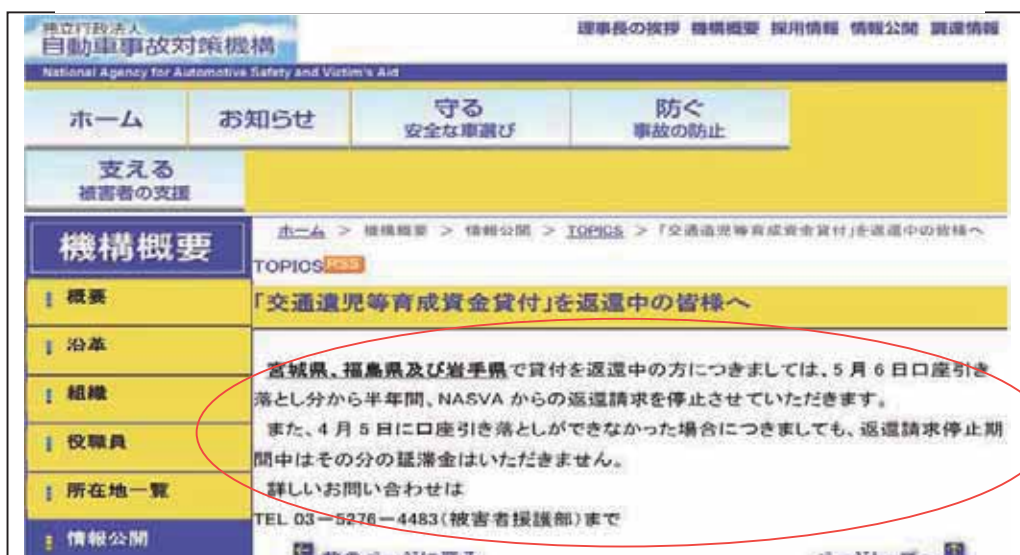
2) 次期中期目標期間における見直し

- 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保する。
- 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底する。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行う。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図る。
- あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直す。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年3月に発生した東日本大震災により被災された地域の貸付金返還中の方々等について、被害状況を確認するとともに、例外的に一定期間の返還請求を猶予することとした。

【ホームページにおける掲載】



（中期目標）

イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。

（中期計画）

ウ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標における見通し**1) 中期目標期間における取組み**

債権管理委員会において貸付債権の評価及びリスクに応じた適正な引当金の計上について審議し、その結果をホームページで公表した。

＜各年度の実績＞**平成19年度****（単位：千円）**

債権の区分 ※	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	8,424,238	99.6%	8,390,541	0.4%	33,697
貸倒懸念債権	4,873,622	55.2%	2,690,239	44.8%	2,183,383
破産更生債権等	384,748	0%	0	100.0%	384,748
合 計	13,682,608	81.0%	11,080,780	19.0%	2,601,828

※貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理。以下同じ。

平成20年度**（単位：千円）**

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	7,634,863	99.7%	7,611,958	0.3%	22,905
貸倒懸念債権	4,975,602	56.0%	2,786,337	44.0%	2,189,265
破産更生債権等	371,567	0%	0	100%	371,567
合 計	12,982,032	80.1%	10,398,295	19.9%	2,583,737

平成21年度**（単位：千円）**

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	6,879,353	99.7%	6,858,715	0.3%	20,638
貸倒懸念債権	5,079,117	56.2%	2,854,464	43.8%	2,224,653
破産更生債権等	364,690	0%	0	100%	364,690
合 計	12,323,160	78.8%	9,713,179	21.2%	2,609,981

平成22年度

(単位:千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	6,161,232	99.7%	6,142,748	0.3%	18,484
貸倒懸念債権	5,168,453	56.6%	2,925,344	43.4%	2,243,108
破産更生債権等	362,741	0%	0	100%	362,741
合 計	11,692,426	77.6%	9,068,092	22.4%	2,624,333

平成23年度

(単位:千円)

債権の区分	債権残額	評価率	評価額	引当率	貸倒引当金
一般債権	5,492,023	99.8%	5,481,039	0.2%	10,984
貸倒懸念債権	5,199,901	56.6%	2,943,144	43.4%	2,256,757
破産更生債権等	347,148	0%	0	100%	347,148
合 計	11,039,072	76.3%	8,424,183	76.3%	2,614,889

2) 次期中期目標期間における見通し

債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 債権残額の推移(債権区分別)

(単位:百万円)

	一般債権 (1)	貸倒懸念 債権 (2)	破産更生 債権等 (3)	合計 (4)=(1)+(2)+(3)	貸倒懸念債権、 破産更生債権等 計 (5)=(2)+(3)	債権残額に占める 貸倒懸念債権、 破産更生債権等の割合 (5)/(4)	対前年度 増減 ポイント
平成19年度	8,424	4,874	385	13,683	5,259	38.4%	+ 3.3
平成20年度	7,635	4,976	372	12,982	5,348	41.2%	+ 2.8
平成21年度	6,879	5,079	365	12,323	5,443	44.2%	+ 3.0
平成22年度	6,161	5,168	363	11,692	5,531	47.3%	+ 3.1
平成23年度	5,492	5,200	347	11,039	5,547	50.2%	+ 2.9

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の増加要因

生活資金貸付は、生活保護、所得税の非課税など生活困窮家庭の者に対する貸付であることから、最近の社会、経済情勢の影響等により債務がすべて滞りなく返済されているとはいえない状況にある。一般債権から不良債権(貸倒懸念債権及び破産更生債権等)に分類換えとなったものの理由は、安定した収入を確保できないことを要因とするものが大半であり、景気の低迷が大きく影響していると考えられる。一方、その他の理由については、病気、死亡等突発的な理由によるものとなっている。

○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の解消に向けた取組み

不良債権が増加している実態に鑑み、平成19年度より全主管支所に被害者援護担当マネージャーを配置し、また、併せて滞納の初期段階において早期の督促を行うなど、個別の債権の状況に応じた統一的な取り扱いである「債権回収マニュアル」の一層の徹底を図るとともに、遺児家庭の生活状況を把握するため積極的な訪問折衝等を行い、債権回収実績の向上を図った。

④ 業務全般

（中期目標）

ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度^(注)において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。（注）平成23年度

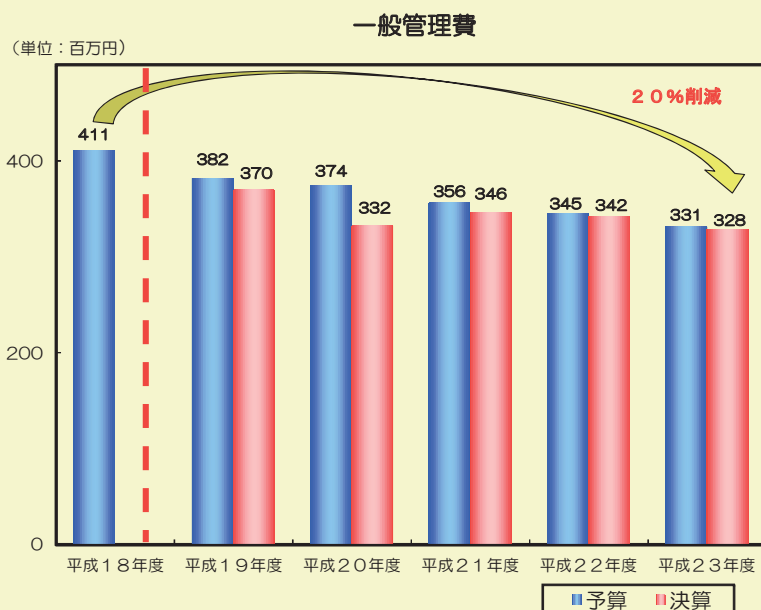
（中期計画）

ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減します。
イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減します。

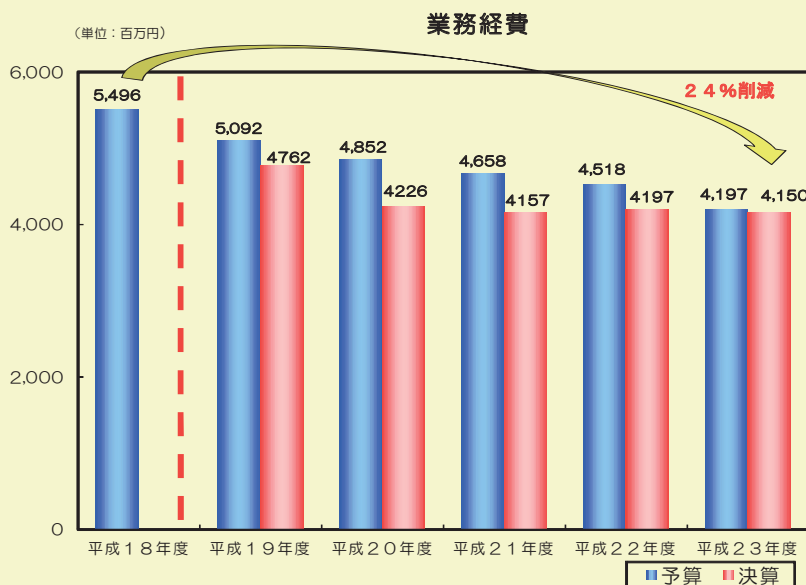
◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度比で20%の額を削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、平成18年度比で24%の額を削減した。

○ 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、事務所レイアウトの見直しにより生じた事務室・倉庫等の余剰スペースの返還及び事務所借料の値下げ交渉等による業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（平成23年度）において目標を上回る平成18年度（前中期目標期間最終年度）比20%の削減を達成した。



- 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、療護センターの運営経費について入院率に応じて削減した経費の額及び医業等収入の増加に伴う運営委託費の減少等により業務運営の効率化を推進した結果、中期目標期間の最終年度（平成23年度）において、目標を上回る平成18年度（前中期目標期間最終年度）比24％の削減を達成した。



◎ 次期中期目標期間における見直し

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15％以上削減する。

業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10％以上削減する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P106参照）における効率化係数（一般管理費0.98／年、業務経費0.99／年）に基づき、一般管理費及び業務経費について削減することとした。

一般管理費・業務経費（特殊要因等を除く）年度別削減計画

年 度	一般管理費	業務経費
平成19年度	対前年度予算の7％削減	対前年度予算の7％削減
平成20年度	対前年度予算の2％削減	対前年度予算の1％削減
平成21年度	対前年度予算の5％削減	対前年度予算の4％削減
平成22年度	対前年度予算の3％削減	対前年度予算の3％削減
平成23年度	対前年度予算の4％削減	対前年度予算の2％削減

（注1）平成21年度の削減率は、予算編成過程において当初計画（一般管理費2％削減、業務経費1％

削減)にそれぞれ3%が上乗せされている。

(注2)平成22年度の削減率は、予算編成過程において当初計画(一般管理費2%削減、業務経費1%削減)にそれぞれ1%、2%が上乗せされている。

(注3)平成23年度の削減率は、予算編成過程において当初計画(一般管理費2%削減、業務経費1%削減)にそれぞれ2%、1%が上乗せされている。

経 費 削 減 方 策

1. 経費削減の基本方策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図ると共に、次のような削減方策を実施

- ① 既定経費の徹底した見直し
- ② 一般競争入札の推進(契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。)
- ③ 予定価格の適正な設定
- ④ 随意契約の適正な運用
- ⑤ 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
- ⑥ 電話料料金の割引制度の活用
- ⑦ 事務用品の一括購入の推進
- ⑧ 出張旅費の効率化(割引航空運賃制度等の活用)
- ⑨ 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2. 個別方策

【印刷物、用紙関係】

- ・ 印刷物全般について、利用方法等を踏まえながらできるだけ電子媒体化(ペーパーレス化)を図る。
- ・ 紙での出力が必要な場合は、両面・縮小としたコピー、プリントとする。
- ・ 内部広報誌等については、紙媒体での提供手段を見直し、イントラネットへの掲載を行う。
- ・ 回覧、周知文書はイントラネット、電子メール等を使用し、紙を使わない。
- ・ 印刷物については、作成部数の検討を厳格に行い、余剰在庫が発生しないようにする。

【定期購読物等】

- ・ 定期購読物等については、共同利用や必要性の徹底した見直しにより対象や部数を削減する。
- ・ 法令検索情報システム等の活用により加除式法令集の購入を取りやめる。

【物品等の調達】

- ・ 物品等の調達にあたっては、過剰な仕様となっていないかの見直しを行う。

- ・ ボールペン、蛍光ペンは替芯式やインク補充式を使用する。
- ・ 使用済みハードファイルの再使用

【光熱水料の削減】

- ・ 休憩時間等の節電（昼休み時の消灯、残業時の不在スペースの消灯等）
- ・ 冷暖房の適正温度の徹底（冷房28度、暖房20度）
- ・ O A 機器等については、未使用時にはこまめに電源スイッチをオフにする。
- ・ 機構車運行の際のエコドライブ励行（不要なアイドリング防止、タイヤ空気圧の点検等）
- ・ 節水

【電子メール等の利用】

- ・ 外部との連絡は、できる限り電子メールを使用する。やむをえず、ファクシミリを使用するときは、送り状と用件を1枚で済ませるようにする。

【出張旅費の削減】

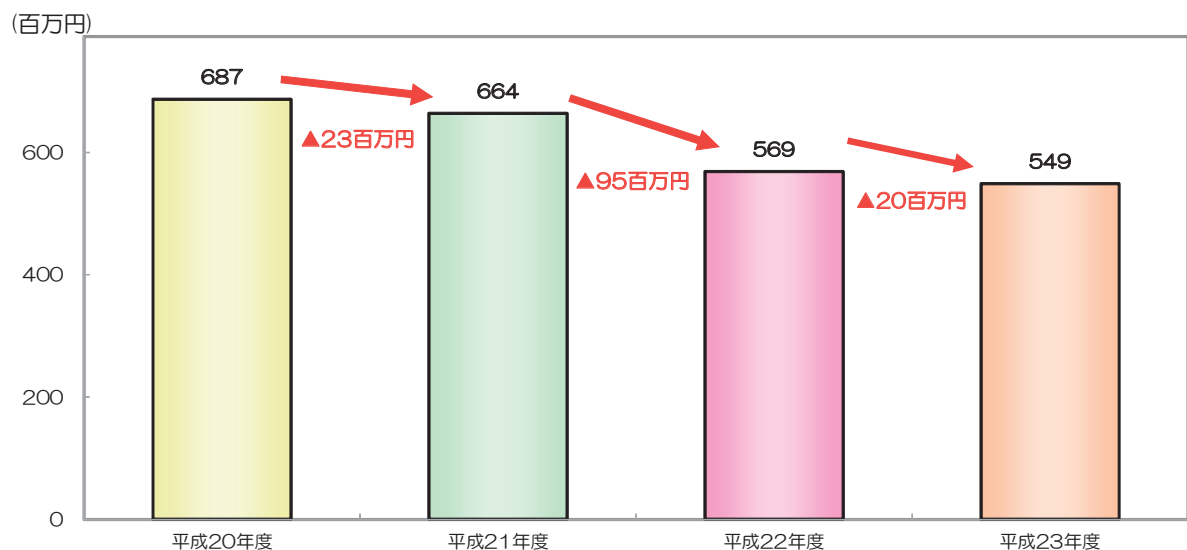
- ・ 宿泊パック等割引制度の積極的活用
- ・ 航空機を利用する際には、原則として割引航空運賃を活用

【事務所賃借料の見直し】

- ・ 事務所周辺の不動産情報を入手し、交渉を積極的に行うことにより、事務所借料の削減を図る。

○ ネットワーク端末機導入に伴い、事務室のレイアウト見直しによる余剰スペースの返還及び賃借料の値下げ交渉を実施し、節減を図った。

事務所賃借料の節減状況



(中期目標)

イ 業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

(中期計画)

ウ 契約に関しては、国における見直しの取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実による競争性及び透明性の確保を図ったことにより、契約金額の総額は平成18年度（前中期目標期間最終年度）に比べ、9.6%（4.8億円）削減した。

○ 契約件数及び契約金額の状況

区 分		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
		件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)	件数	金額 (億円)
一般競争入札等	一般競争入札	35	11.8	49	10.5	80	11.8	78	9.9	93	10.0	61	10.8
	うち総合評価入札方式	1	8.2	4	4.2	2	2.6	2	5.2	4	3.8	4	4.1
	競争性のある随意契約 (企画競争、公募)	14	1.4	17	1.4	34	7.0	33	6.1	32	6.1	30	4.3
競争性のない随意契約		143	36.9	111	34.1	89	30.6	86	29.5	86	29.0	78	30.2
合 計		192	50.1	177	46.0	203	49.5	197	45.5	211	45.1	169	45.3

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 競争性のない随意契約の内訳

区 分	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度		平成 23 年度	
	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)	件数	金額 (百万円)
事務所賃貸料（本部及び50支所）	54	688	54	685	54	659	55	567	53	549
事務所清掃業務	2	5	4	9	4	9	4	9	4	8
事務所移転に伴う原状回復工事					2	11	5	24		
事務所設備工事					1	3	2	30		
再リース（運転適性診断システム）	1	2			2	2				
療護センター等運営委託費	5	2,093	7	2,268	7	2,180	7	2,208	7	2,387
自動車アセスメント試験車両購入	18	88	21	89	14	76	12	63	13	70
財務諸表官報掲載料	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
安全マネジメントセミナー会場借料			1	2						
会計監査人との監査契約（主務大臣が選任）	1	6	1	6	1	6				
合 計	82	2,883	89	3,062	86	2,948	86	2,903	78	3,016

※金額は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

○ 情報公開の充実

中期目標期間において、以下をホームページに掲載し、情報公開の充実を図った。

1. 落札結果等の公表

一般競争入札結果の公表（平成22年10月分～平成24年3月分）

随意契約の公表（平成22年10月分～平成24年3月分）

2. 随意契約見直し計画の公表

随意契約の点検・見直しの状況（平成20年度）

随意契約見直し計画のフォローアップ（平成19年度～平成23年度）

競争性のない随意契約に係る契約情報（平成20年度～平成23年度）

1者応札・1者応募に係る改善方策について（平成22年度）

随意契約見直し計画（平成22年度）

3. 公益法人への支出状況等の公表

公益法人等への契約による支出状況（平成22年度～平成23年度）

4. 契約監視委員会による「契約の点検・見直し等」結果の公表

「契約の点検・見直し等」結果（平成21・23年度）

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」を平成21年12月に設置し、競争性のない随意契約等について点検・見直しを行い、平成22年6月には随意契約等見直し計画を策定し、ホームページに掲出し公表した。

○ 個々の契約における監事・会計監査人（監査法人）のチェックについて

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行った。

監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われた。会計監査人による監査は、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われており、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとして、毎年2～3主管支所において監査が行われた。

なお、今中期計画期間中、監事及び会計監査人から特段の指摘は受けていない。

2) 次期中期目標期間における見通し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）を踏まえ、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 内部統制のための取り組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、今中期計画期間中においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(3) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に8～9名任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

(4) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3名以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

(5) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 1者応札・1者応募に係る改善方策について

平成19年12月の随意契約見直し計画に基づき、一般競争入札等の競争性の高い契約方式への移行を推進してきたところであるが、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、1者応札・1者応募となっている事例が散見されたことから、実質的な競争性を確保するため、以下の具体的な改善方策を進めている。

(1) 公告期間等の十分な確保

1 者応札・1 者応募に係る対策の一環として、平成21年2月より公告期間等の十分な確保を図っている（公告期間は、規定上は国と同様の10日間以上であるが、単純な物品購入等を除き、原則として20日間以上に設定）。

具体的には、入札参加の申請期限を公告日から原則として10日以上で設定することとし、また、入札説明を要する事案については、入札説明会の日を申請期限後に設定し、更に入札説明会から入札日まで原則として10日間をとることとし、入札参加希望者の準備期間を十分確保している。さらに、専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、入札から業務開始までの準備期間を十分に確保することが可能となるよう入札日の設定を行っている。

(2) 競争参加資格の緩和

一般競争に参加する者の資格は、現状では、国における競争参加者の資格を有する者としており、資格等級の制限を行っていないが、資格等級以外に参加資格要件を定める場合においても、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定している。

(3) 仕様書の見直し

仕様書の作成に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう、業務内容をより具体的かつ詳細に記載している。また、異なるメーカーが同様の製品を製造している汎用品の場合、参考商品を1社にすることが障害となる可能性を考慮し、参考商品を複数社としている。

(4) 入札説明会の開催等

一般競争入札の実施に当たっては、単純な物品購入等以外については、原則として入札説明会を開催し、業務内容に対する入札参加希望者の理解度を高める。また、入札参加希望者からの質問に対しては随時回答している。

(5) 公募の公告について

公告に契約予定者名を入れていたが、それが公募への参加希望者に対して障害となっていた可能性があることから、契約予定者名を入れないこととしている。

(6) 一者応札となった場合の検証

複数者の応募があったが結果として一者応札となった案件に関しては、辞退者に対して辞退の理由を確認し、今後の一者応札の対応策の参考としている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

当機構における契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しているが、今中期計画期間中において、再委託のための書面が提出されたことはない。

(中期目標)

ウ 資産の有効活用のため、機構の保有する施設について、効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る観点から、見直しを行う。

(中期計画)

エ 資産の有効活用のため、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れるなど、自己収入増加の観点から見直しを行います。

◎ 中期目標期間における取組み

資産の有効活用のため、療護センターが保有するMRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、年度平均11,431件の外部検査を受託し、年度平均188百万円の収入を得た。

○ 高度先進医療機器の外部検査の実績



◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 指導講習業務・適性診断業務

(中期目標)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズに適切に対応した講習及び診断を実施するとともに、より事故防止に効果的なものとするため、講習内容及び診断内容の充実・改善を図る。

(中期計画)

- ① 受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、指導講習の教材等の充実を行うなど効果的な講習を実施及び診断機器の改良・導入等により、事業者の安全対策の充実・改善を図ります。

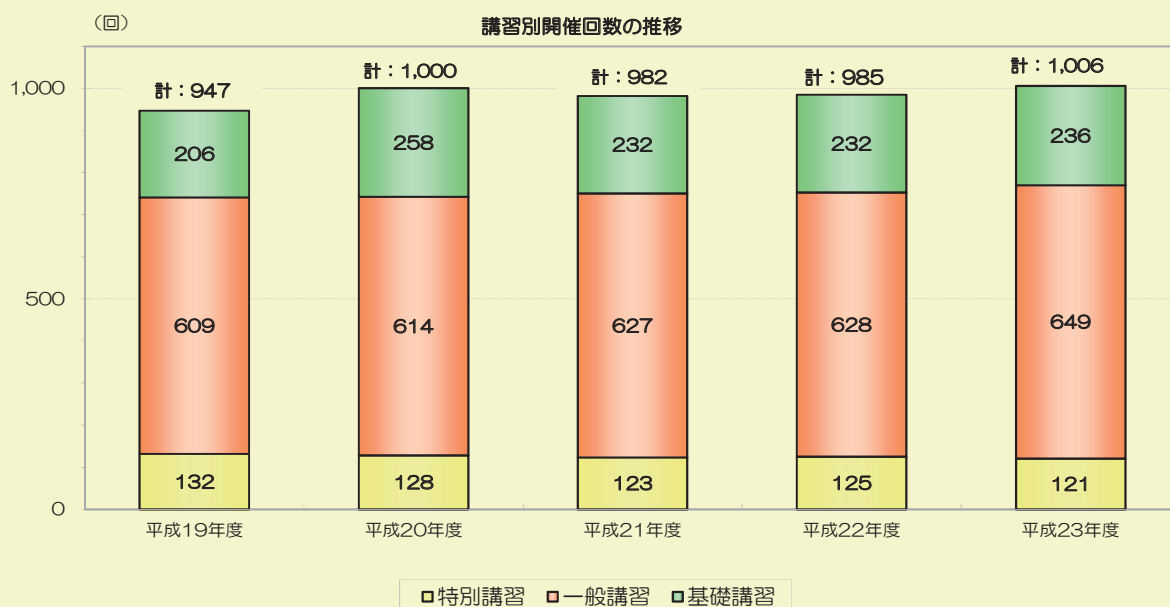
◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

受講者・受診者・事業者のニーズを踏まえ、i-NATSの機能改良や講習教材の改善等、事業者等の安全対策の充実・改善を図った。

○ 管理者等指導講習の受講需要に適切に対応した講習回数の設定

トップセールス等による受講促進活動の強化、運輸規則等の改正に伴う運行管理者補助者制度の施行等による受講需要の増加等に対応した講習回数を設定し、開催した。



○ 新適性診断システム（i-NATS）の開発・改良

〔平成19年度〕

- ・トラック、バス、タクシーの3業態別のCGシミュレーションを活用し、運転ぶりをデータ化することで同年代・同業種の他の運転者と比較可能な情報とし、それを提供することで運転ぶりの改善につなげていくことを目的として開発を行った。

- ・適性診断結果を反映した運行管理者（指導者）向け指導要領の作成について
適性診断結果に基づく安全運転指導を一層的確に行えるように、指導ポイントを明確にした運行管理者（指導者）向け指導要領を作成した。

〔平成20年度〕

- ・平成19年度に作成した運行管理者（指導者）向け指導要領をi-NATSに導入し、受診者の所属事業者における運行管理者等へ提供を開始した。
指導要領については、「指導のポイントなどが細かく具体的に記述しており、わかりやすく指導がしやすい。」「各診断をイメージしたイラストが挿入されていたので、見やすく感じる。」など運行管理者等から好評を得た。

〔平成23年度〕

- ・適性診断は、定期的に繰り返し受診することが事故防止に一層効果的であることから、定期的な繰り返し受診の推進を目的として、安全運転態度及び危険感受性テストにおけるCGシミュレーションのコース拡充を図った。

〔従来〕 1コース → 〔新〕 5コース

【拡充コースの例①】



【拡充コースの例②】



○ 講習用テキストの改善や視聴覚教材の作成について

〔平成19年度〕

- ・平成18年10月より「企業全体の安全性の向上を計画的に実施すること」を目的に運輸安全マネジメントの導入が義務づけられたことにより、デジタル式タコグラフ及びドライブレコーダー等の安全マネジメント支援ツールの活用方法等を実際の記録映像写真や解析ソフトの表示例等を掲載し、わかりやすく解説するなど講習用テキストの改善を図った。
- ・ドライブレコーダーの実事故記録映像を活用することにより、実際に車両を運転している状況に近い環境のもとで映像の中に潜む危険要因を探し、安全運転例を考える映像版の危険予知トレーニング（KYT）を作成した。

〔平成20年度〕

- ・トラック輸送の過労運転防止対策マニュアルを講習用テキストへ掲載し、事故を減らすための実効性のある対策を具体的に取り上げた。
- ・過労運転による事故の危険性に対し警鐘を鳴らすため、専門家による運転と疲労のメカニズムの解説や過労運転防止の具体例の紹介等を内容とした視聴覚教材（DVD「知っておきたい運転と疲労～そのメカニズムと対策～」）を作成した。

（視聴覚教材）



〔平成21年度〕

- ・受講者が自社において事故防止に関する指導に活用しやすいテキストとなるよう改訂を行った。平成21年度は「NASVA事業用自動車安全プラン2009」を踏まえ、飲酒運転防止の観点から、アルコール教育に関する記述内容を充実した。

〔平成22年度〕

- ・受講者が自社において事故防止に関する指導に活用しやすいテキストとなるよう所要の改訂を行った。平成22年度は省令等の改正を踏まえ、点呼時におけるアルコール検知器の使用義務化等を徹底するため、点呼の実施に関する記述内容を充実させるとともに、視聴覚教材「点呼（日々の安全運転のために）」を作成した。

（視聴覚教材）



〔平成23年度〕

- ・東日本大震災発生時の緊急物資輸送、人員の輸送などの状況を具体的に記述し、災害発生時の対応について必要な情報提供を行った。

○ カウンセリング付一般診断の普及促進

平成20年度より、事故防止に一層資するため、一般診断の測定結果をもとに、交通事故の未然防止のために必要な運転行動や安全運転のための留意点等についてカウンセリングを行うカウンセリング付一般診断を開始し、安全対策の充実を図った。

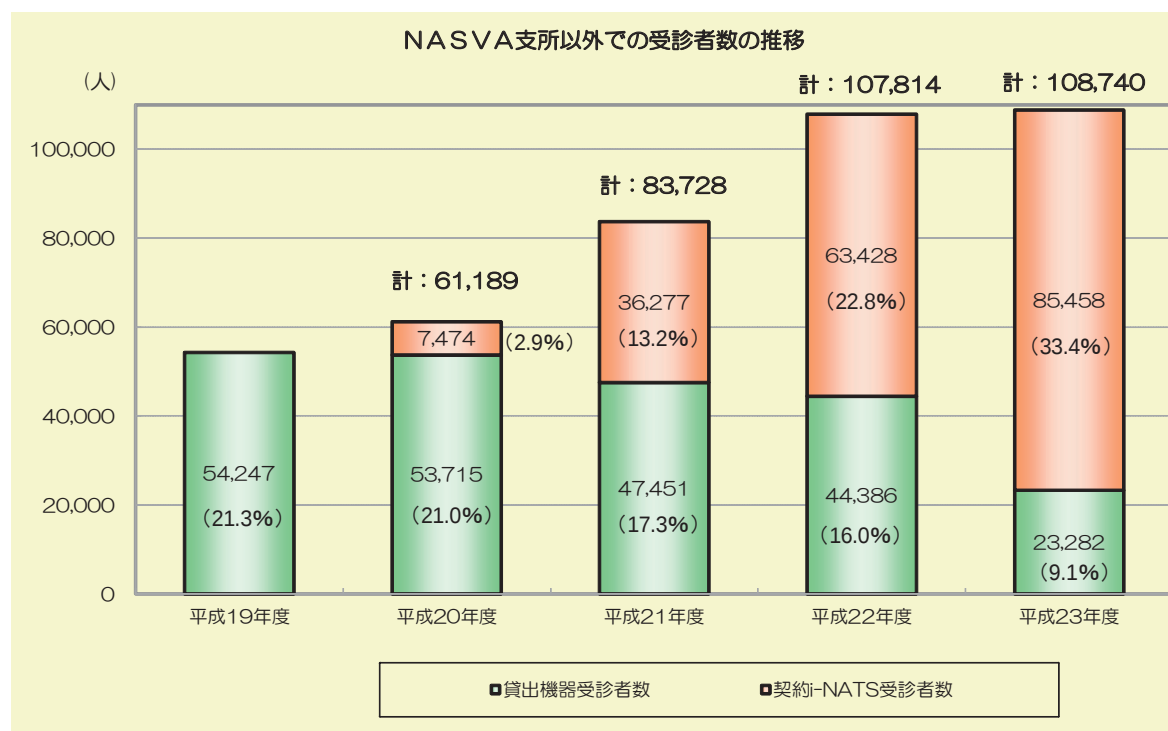
（カウンセリング）

- ・平成20年度 85人
- ・平成21年度 1,475人
- ・平成22年度 2,498人
- ・平成23年度 4,085人



○ 契約事業者 i-NATS 及び貸出機器による適性診断の利用促進について

契約事業者 i-NATS による診断の促進及び NASVA 支所から遠隔地にある事業者を中心に貸出機器による診断の促進を図ったことにより、平成 23 年度末現在、NASVA 支所以外での受診者数は 108,740 人となり、一般診断受診者総数（255,965 人）の 42.5% を占めるまでになった。



2) 次期中期目標期間における見通し

安全指導業務（指導講習及び適性診断）については、これまでに蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ② 職員の資質の向上を図るとともに、自動車の運行管理を適切に実施する安全確保体制の強化に資するため、運送事業者の安全マネジメント等の支援を実施する。

（中期計画）

- ② 行政の施策による安全マネジメントの支援を図るとともに、運送事業者に対し、事故防止に関する機構のノウハウを提供することにより、事故防止に貢献します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、コンサルティング等の事業を実施した。また、職員の資質向上等を目的に各年度研修を実施した。

- 職員の資質向上等を目的に次のとおり研修を実施した。

①安全マネジメント担当者等研修

（19年度：82人、20年度：62人、21年度：49人、22年度：49人、23年度：39人）

②アドバイザー・資格取得研修（19、20年度は「コンサルティング業務担当者研修」）

（19年度：68人、20年度：72人、21年度：41人、22年度：60人、23年度：25人）

③アドバイザー・スキルアップ研修

（21年度：23人、22年度：35人、23年度：34人）

④指導主任者研修

（19年度：21人、20年度：41人、21年度：48人、22年度：48人、23年度：46人）

- 各支所において、積極的にトップセールス等PRを行い、自動車運送事業者の安全マネジメント体制の構築を支援するため、以下の事業を実施した。

① 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした安全マネジメントコンサルティングを実施した。

なお、事業者等のニーズに応え、当初の6種のメニューから、「内部監査支援プラン」、「運行管理体制支援プラン」等、逐次コンサルティングメニューを追加し、定型メニューを含め14種のメニューを展開している。

また、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等に関する講師として、NASVA職員を全国に派遣した。

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
安全マネジメント コンサルティング	26件	35件	88件	116件	49件
講師派遣	148件	215件	273件	321件	481件
合 計	174件	250件	361件	437件	530件



【実施風景】

② 安全マネジメント講習会

自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組みを支援することを目的とした、安全マネジメント講習会を実施した。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
7,646人 (108回)	4,373人 (90回)	4,219人 (95回)	3,882人 (94回)	3,007人 (94回)



【講習実施風景】

③ 安全マネジメント支援ツール講習会

運行管理の新技术としてデジタル式タコグラフ、ドライブレコーダー、睡眠時無呼吸症候群（SAS）関連機器、アルコール検知器等の事故防止関連のツールが普及拡大している状況等を踏まえ、活用方法、健康管理方法を紹介するとともに、危険予知トレーニングによる事故防止教育手法、事故分析手法を盛り込み、営業所等において実践できる内容を加え、運行管理者のスキルアップも目的とした安全マネジメント支援ツール講習会を実施した。なお、平成23年度においては、グループ討議を導入し参加型の講習会とした。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1,557人 (54回)	1,308人 (66回)	1,210人 (59回)	1,277人 (57回)	1,387人 (65回)

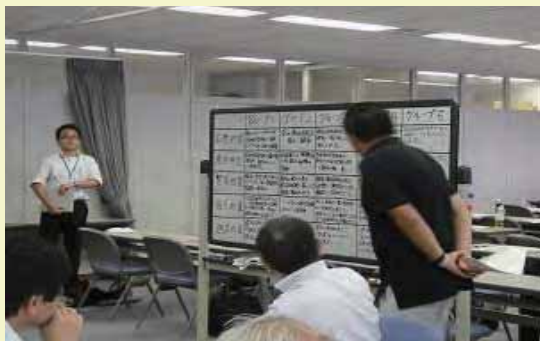


【講習実施風景】

④ 安全マネジメント内部監査講習会

事業所において、安全管理体制、運用体制等の検証を行い、経営者が適切な判断を行うための内部監査を支援することを目的とした安全マネジメント内部監査講習会を実施した。

19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
279人 (9回)	915人 (36回)	1,558人 (67回)	1,271人 (60回)	891人 (57回)



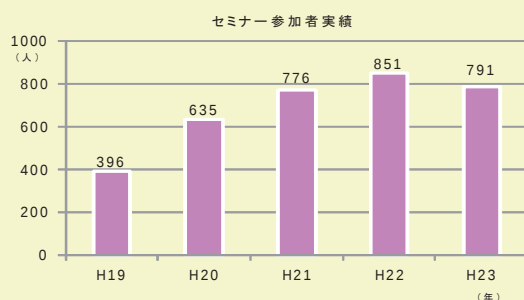
【講習実施風景】

⑤ 安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知及び浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送安全性のさらなる向上に向けた取組に活かしていただけるよう、安全マネジメントに関する最新情報や取組事例、安全マネジメント支援ツールの活用等に関する講習を中心とした大規模なセミナーを毎年開催した。

【開催回数及びテーマ】

- ・平成19年度（第2回）～スパイラルアップを目指すために～
- ・平成20年度（第3回）～安全風土の定着に向けて～
- ・平成21年度（第4回）～ヒューマンエラー対策と安全文化の醸成～
- ・平成22年度（第5回）～輸送の安全性の更なる向上に向けて～
- ・平成23年度（第6回）～ISO39001の導入に向けて～



⑥ 運輸安全マネジメント評価事業

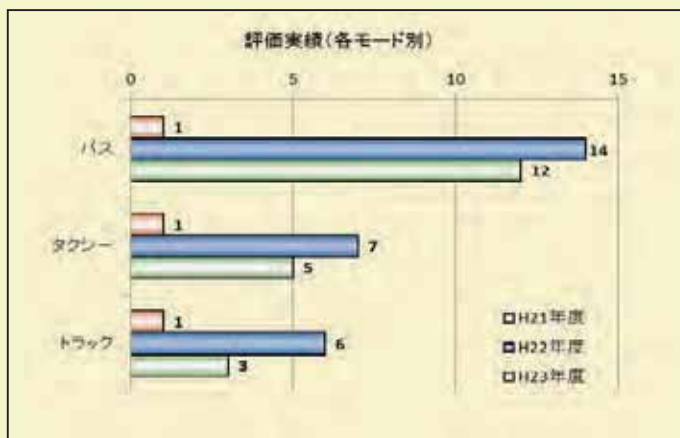
平成18年10月に施行された^{※1}「運輸安全一括法」に基づき、国土交通省が実施している運輸安全マネジメント評価は、平成21年10月からその実施対象事業者の範囲を中小規模事業者まで^{※2}拡大したことに伴い、国以外の第三者機関による評価実施が可能となったことから、当機構は、第三者評価実施機関（第1号）の認定を受け、評価を実施している。

運輸安全マネジメント評価は、安全管理の状況等について、経営管理部門（社長、取締役等）への直接のインタビュー、文書・記録の確認等を通じ、取組みの優れている点を評価し、改善の余地のある点などを助言することで安全管理体制の更なる向上が図られることを目的とした制度であり、当機構では認定取得から平成23年度末までにバス・タクシー・トラックなど50事業者に対し評価を実施した。

評価の実施については、当機構理事長から指名を受けた安全評価員が行っており、安全評価員の育成には、国土交通省主催の研修を修了した安全評価員候補者を対象として「運輸安全マネジメント評価スキルアップ研修」を当機構が実施し、評価に係る最新の情報、評価に必要とされる知識の習得及び向上を図っているところであり、さらに現在選任されている安全評価員に対しては、評価実施時の^{※3}OJTにより力量の維持・向上を図っている。

また、国土交通省主催の研修には適宜職員を参加させ、安全評価員候補者の確保に努めている。

- ※1 運輸安全一括法：運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）。
※2 実施対象事業者の拡大：安全管理規程等義務付け事業者に加え、次の事業者を加えた。
①乗合バス100両以上 ②都市間を結ぶ高速バス（乗合）及び高速ツアーバス（貸切） など
※3 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。



【実施風景】



2) 次期中期目標期間における見通し

- 安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図る。
- 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組を事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

③ 以上により、事業者の安全対策の充実・改善を促進し、事故防止効果を高める。

（中期計画）

③ 以上の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

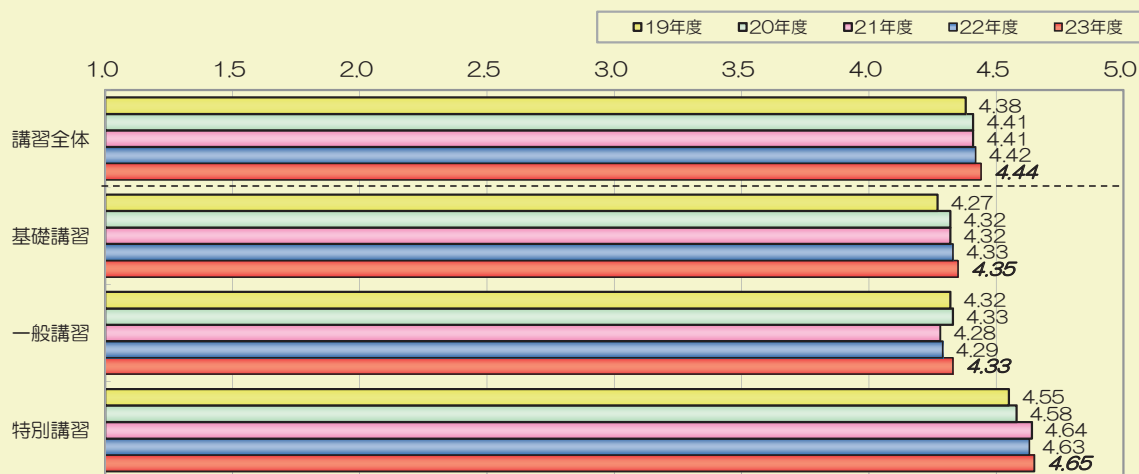
◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

講習内容、講習テキスト等の充実・改善、適性診断の高質化・効率化等を図ることにより、中期目標期間の各年度において、4.0以上の評価を得た。

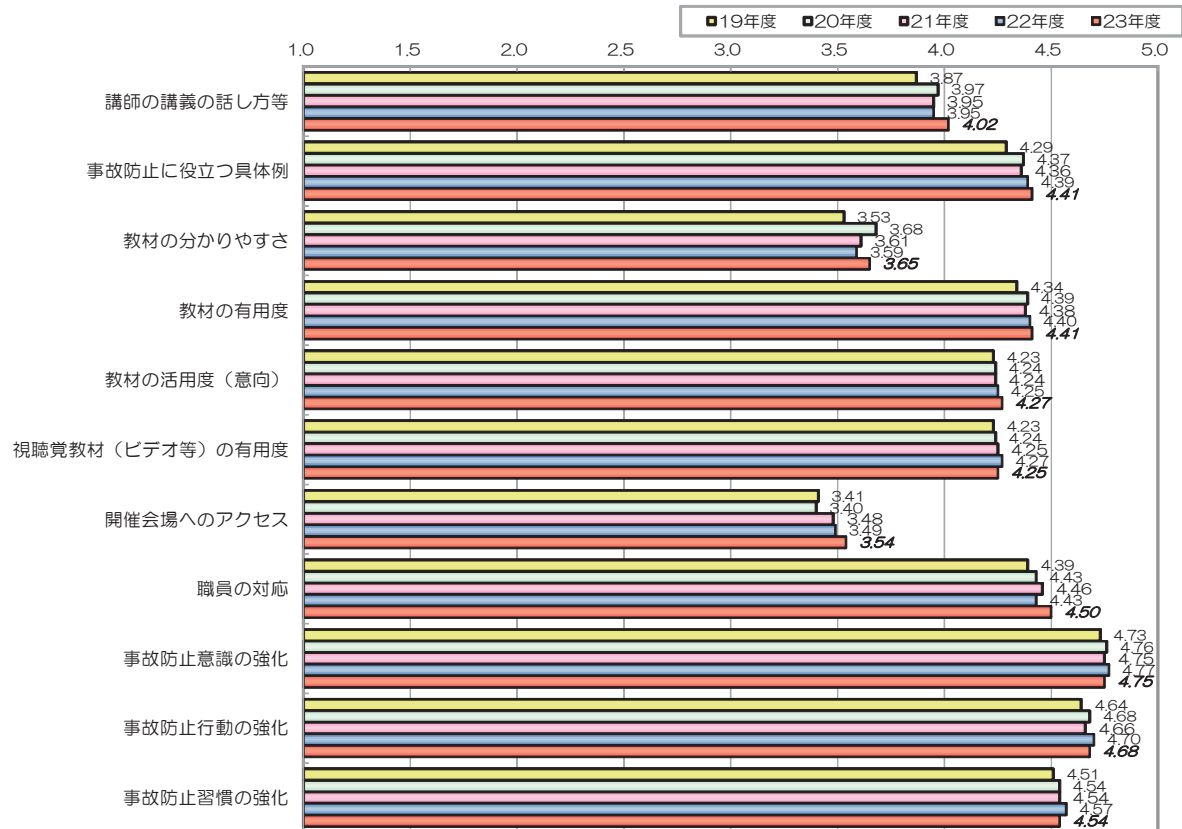
○ 受講者の評価度

講習全体で目標値の4.0を上回る評価を得た。

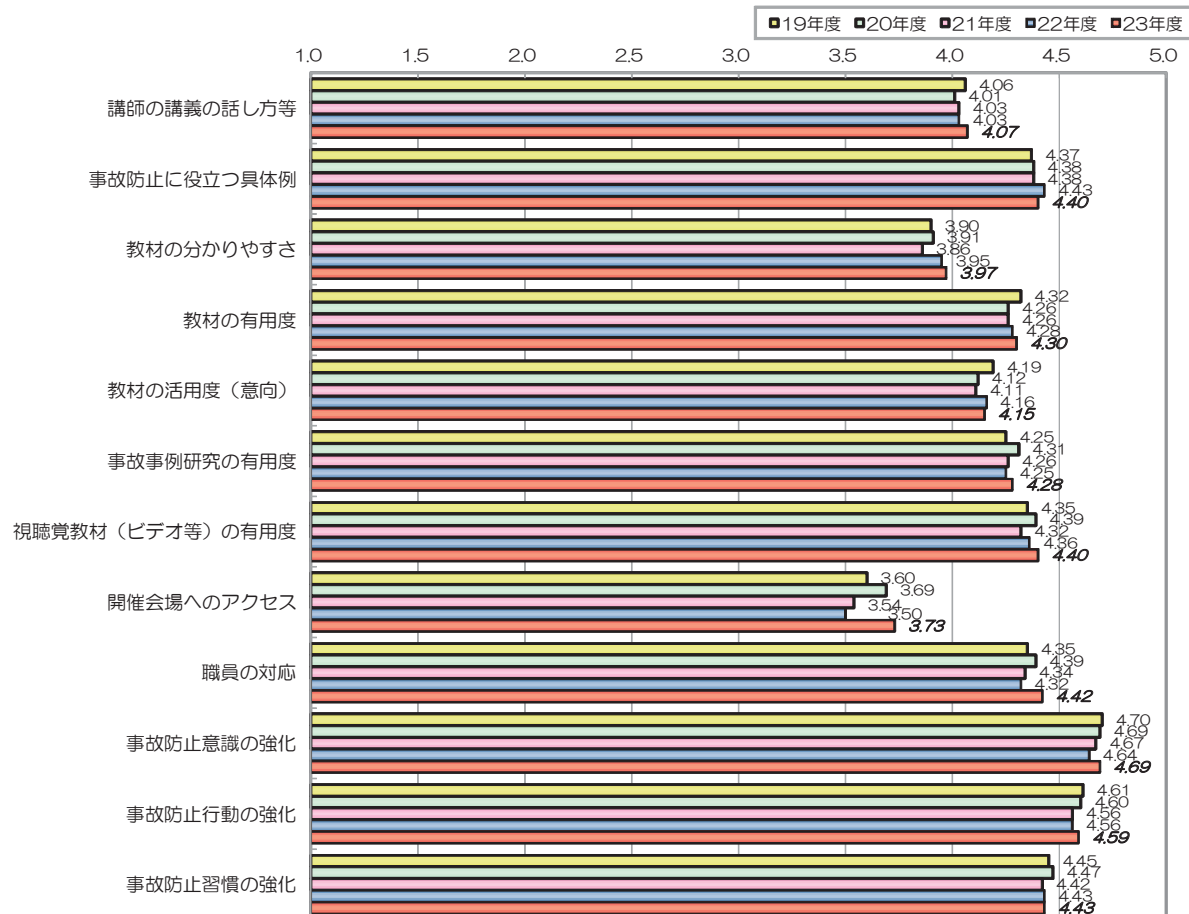
受講者における安全対策への支援効果に関する評価度



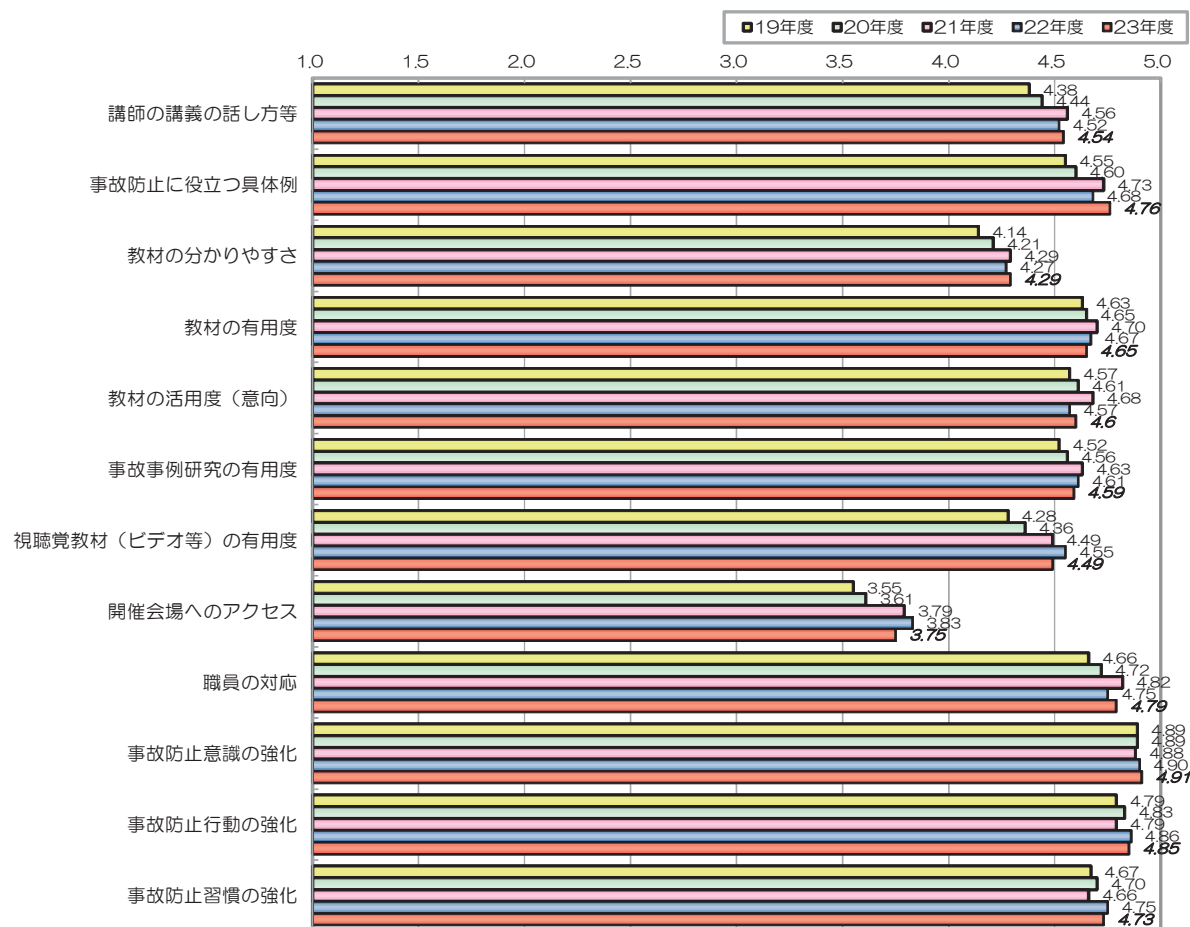
【基礎講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【一般講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



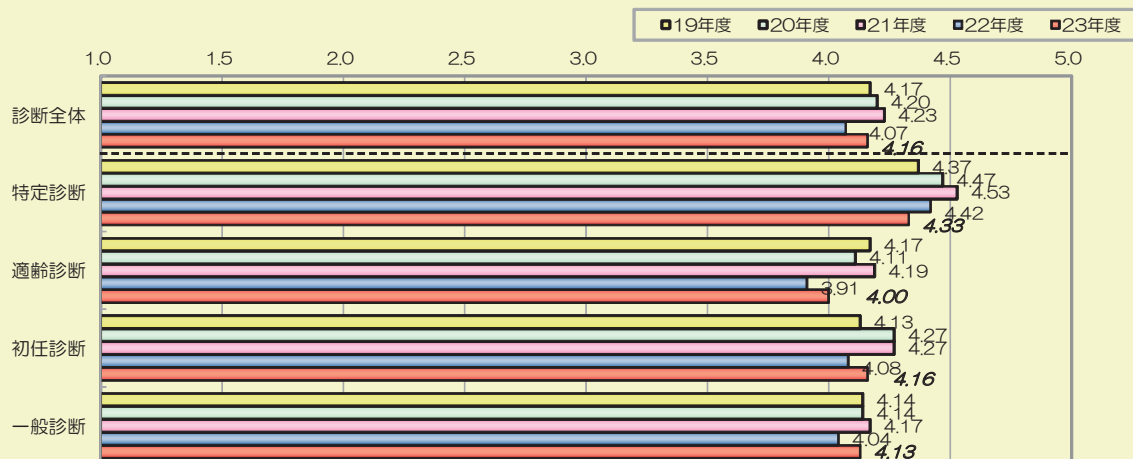
【特別講習】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



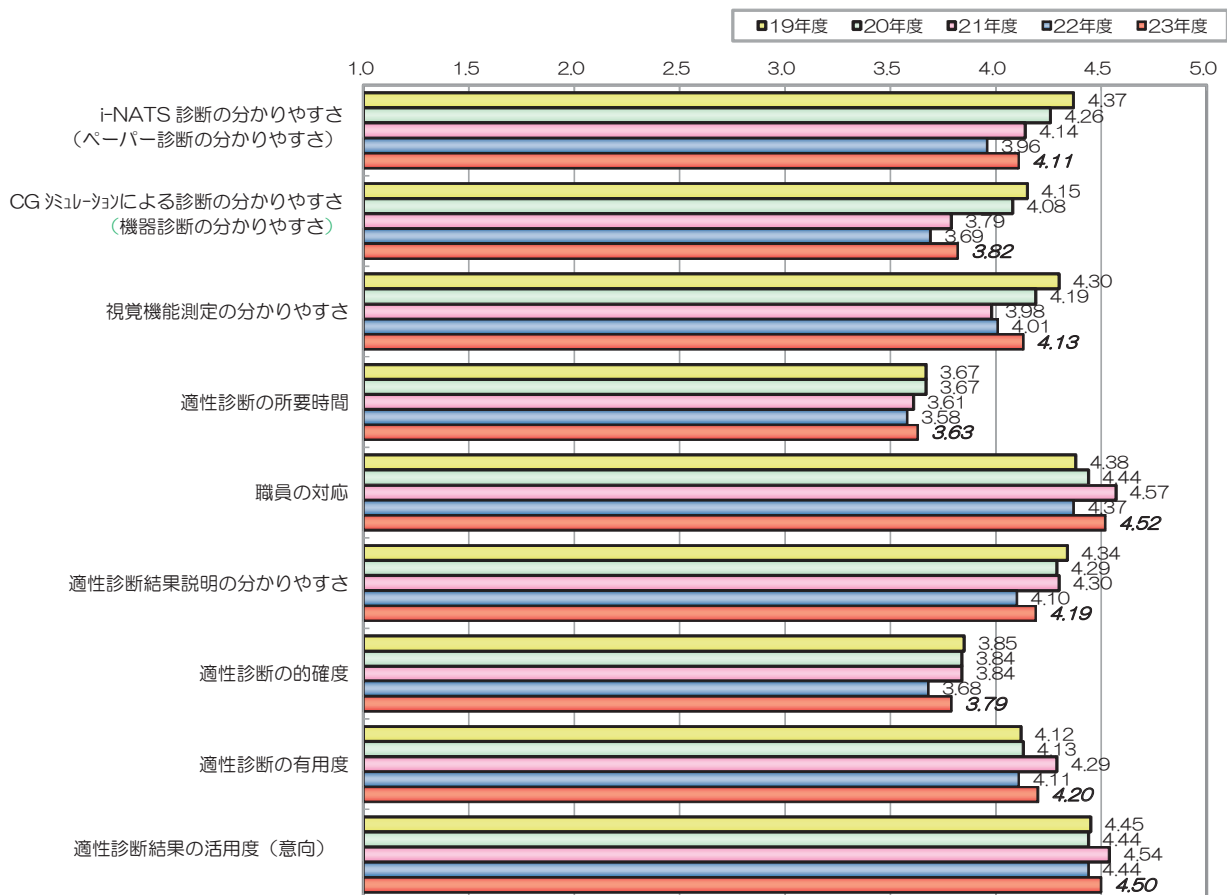
○ 受診者の評価度

診断全体で目標値の4.0を上回る評価を得た。

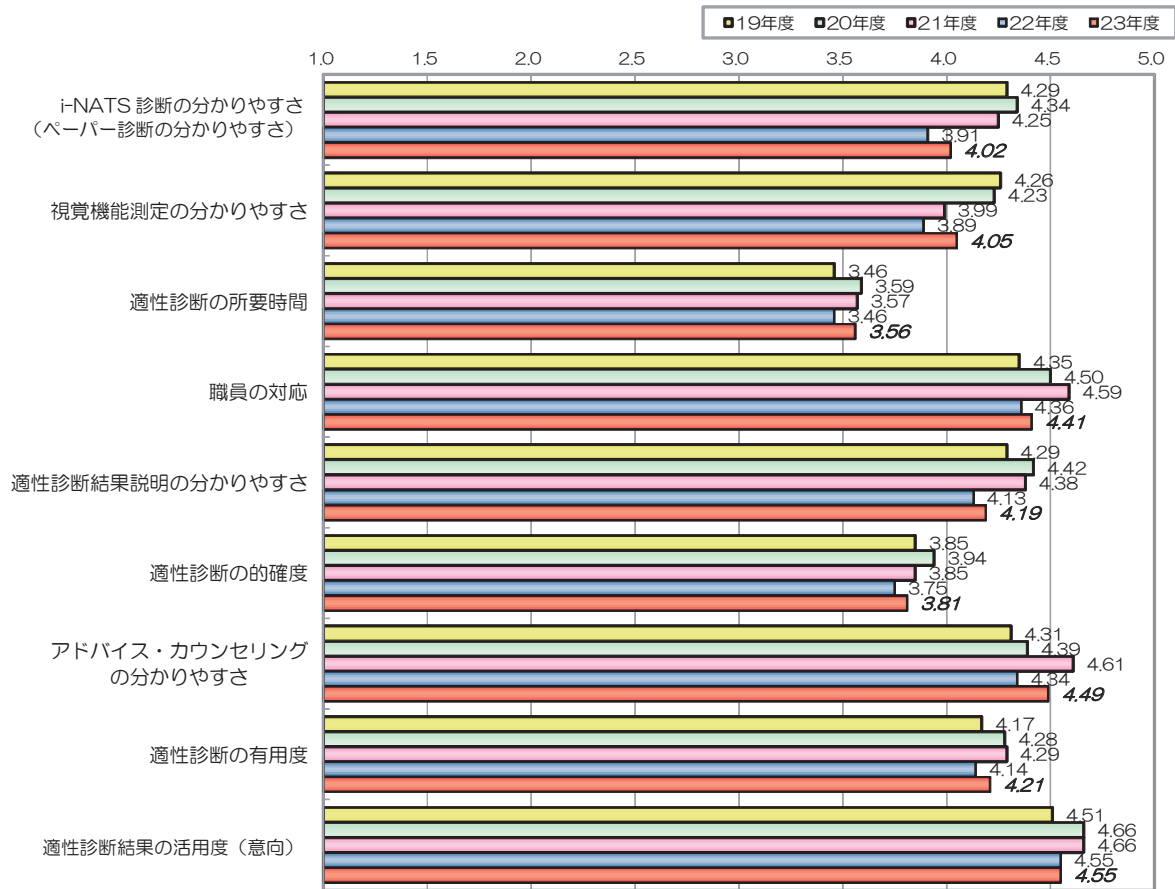
受診者における安全対策への支援効果に関する評価度



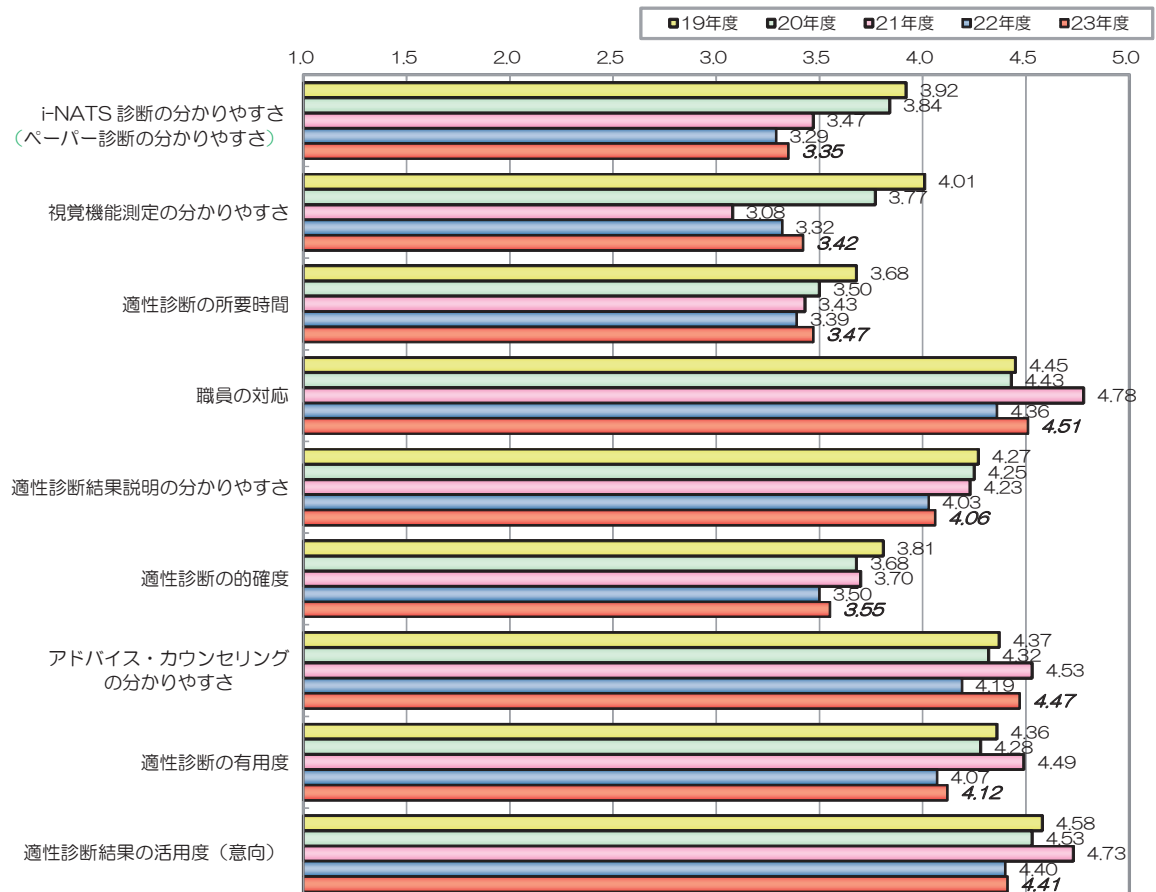
【一般診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



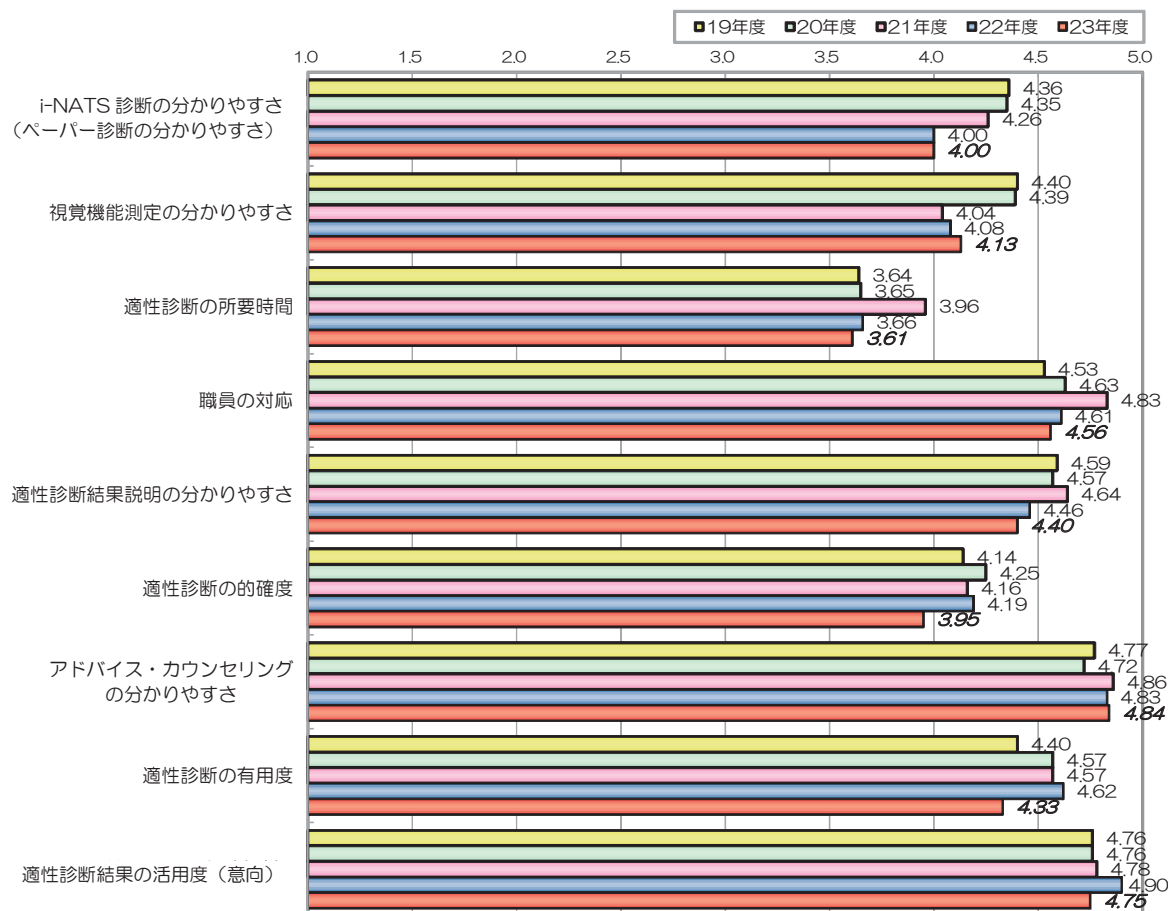
【初任診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



【適齢診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



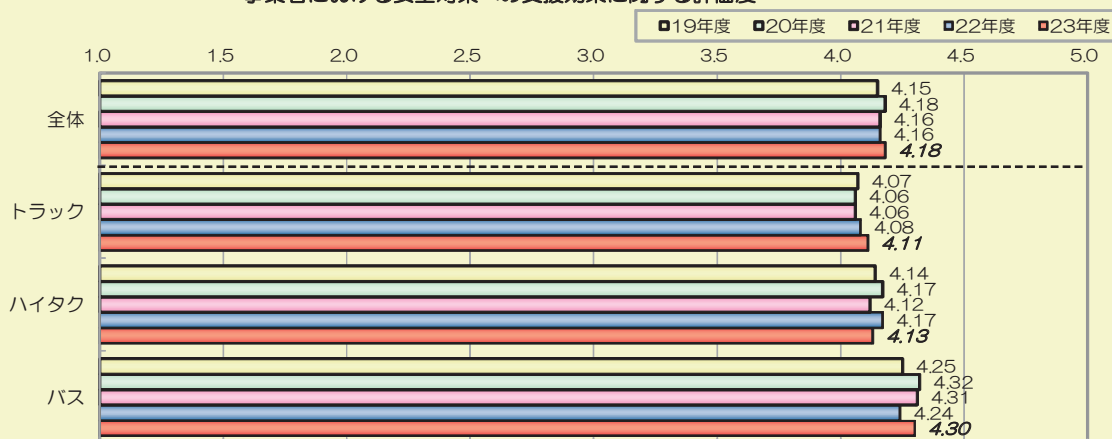
【特定診断】 安全対策への支援効果に関する項目別評価



○ 事業者の評価度

指導講習・適性診断全体で目標値の4.0を上回る評価を得た。

事業者における安全対策への支援効果に関する評価度



◎ 次期中期目標期間における見通し

受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援

(中期目標)

新たに指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等について積極的に認定取得を支援する。

(中期計画)

新たに実施機関になろうとする民間団体等への機構の適性診断システムの提供や教育訓練を実施します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

事業用自動車の事故防止の観点から、新たに実施機関になろうとする民間団体等に対し、適性診断に関する資格取得のための研修や情報提供を行うなど積極的に支援を行った。また、既に実施機関となっている団体等については、カウンセラー等に対する教育訓練の実施等診断レベルの維持・向上のための支援を行った。

○ 新たに実施機関になろうとする民間団体に対して、以下の研修を実施した。

・カウンセラー資格要件研修

(19年度：1団体1人、21年度：2団体2人、22年度：6団体8人、23年度：2団体2人)

・カウンセラー教育訓練

(21年度：2団体4人、22年度：2団体2人)

・指導主任者資格要件研修

(19年度：2団体3人、21年度：1団体1人、22年度：8団体10人)

・指導主任者教育訓練

(20年度：1団体1人、21年度：1団体1人、22年度：1団体1人)

○ 既に実施機関となっている民間団体に対して、以下の研修を実施した。

・カウンセラー資格要件研修

(23年度：1団体2人)

・カウンセラー教育訓練

(19年度：1団体3人)

・指導主任者資格要件研修

(19年度：3団体3人、21年度：5団体6人、22年度：3団体5人)

・指導主任者教育訓練

(19年度：5団体18人、20年度：7団体19人、21年度：7団体25人、
22年度：8団体25人、23年度：1団体2人)

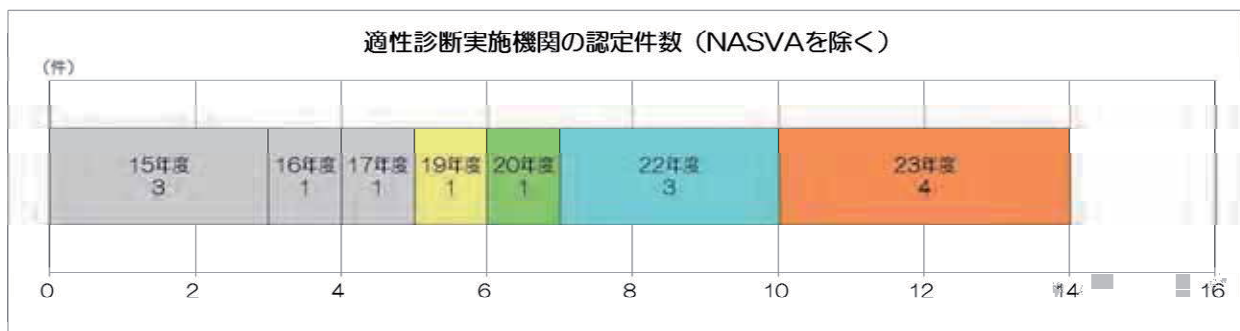
○ 新たに実施機関になろうとする民間団体に対して、i-NAT Sの提供を行い、平成23年度末時点では、実施機関14団体のうち8団体が計29台利用している。

2) 次期中期目標期間における見通し

民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施する。また、国と連携し、安全指導業務（指導講習及び適性診断）における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年度においては、平成22年度にNASVAが研修を実施した8団体のうち4団体が新たに認定を受けるに至った。



(3) 療護施設の設置・運営

(中期目標)

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

(中期計画)

- ① 遷延性意識障害者に対し、病棟ワンフロアシステム^(注3)、プライマリーナーシング^(注4)や高度先進医療機器による質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から治療機会の公平な確保を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに、脱却^(注5)者を75人以上とするとともに、患者の治療改善度を向上させます。またメディカルソーシャルワーカー^(注6)等による転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図ります。

(注3) 病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式

(注4) 継続した受持看護方式

(注5) 一定の意思疎通・運動機能の改善

(注6) 患者・家族が抱える諸問題の解決、調整を援助する専門家

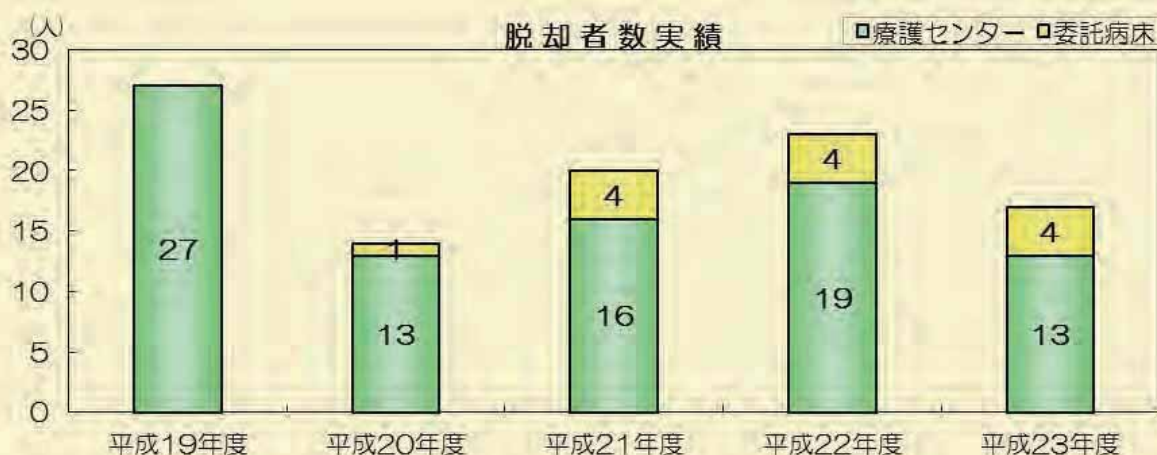
◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

質の高い治療・看護を実施することにより、中期計画目標を上回る88人の脱却者数となった。また、治療改善効果の分析を行い、その結果を公表した。さらに、患者家族に対する転院先情報の提供等、患者家族に対する支援の充実を図った。

- 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器による高度な治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察や同じ看護師が1人の患者を継続して受け持つプライマリーナーシング方式による質の高い看護を行ったことにより、中期目標期間の目標値を上回る脱却者数（計88人）となった。

また、平成19年12月より開始した委託病床においても療護センターに準じた適切な治療・看護を実施したことにより、脱却者数が13人あった。



○ 療護施設の入院患者の治療改善度を統一的に評価する「遷延性意識障害度評価表」（ナスバスコア）による統計的な分析及び公表内容等について、平成21年に検討を行い、同年度末に4療護センター入院患者のナスバスコアによる治療改善効果の分析結果を初めて公表した。

分析結果では、療護センター入院時において「ナスバスコアが低いほど」、「事故からの経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があること等が統計的に明らかになった。

また、平成22年度においては、引き続き、療護センターにおける治療改善効果分析に加え、新たに4療護センター別の分析を行い、その結果についても公表を行った。

上記分析によると、入院から退院までのスコア平均値の変化（以下「改善点」という。）が最も大きかった岡山療護センターでは、事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者が全体の半数以上を占めており、さらに改善点が2番目に大きかった中部療護センターでも事故後経過期間が6ヶ月未満の入院患者の割合が約35%となっている。

こうしたことから、入院時における3つの要素の中でも特に事故後経過期間がより短いことが治療改善効果に大きな影響を与えているものと考えられる。

また、2委託病床についても、開設から3年と期間が短く、分析対象患者も少ないところであるが、参考として、4療護センターと同様の分析を初めて行った。

さらに、平成23年度においては、4療護センター全体及び4療護センター別の治療改善効果分析を引き続き実施し、公表を行った。

分析結果においては、前回と同様にナスバスコア平均値の減少が認められ、治療改善効果が認められたところであるが、ナスバスコア平均値の改善点は、年々減少してきている状況にある。

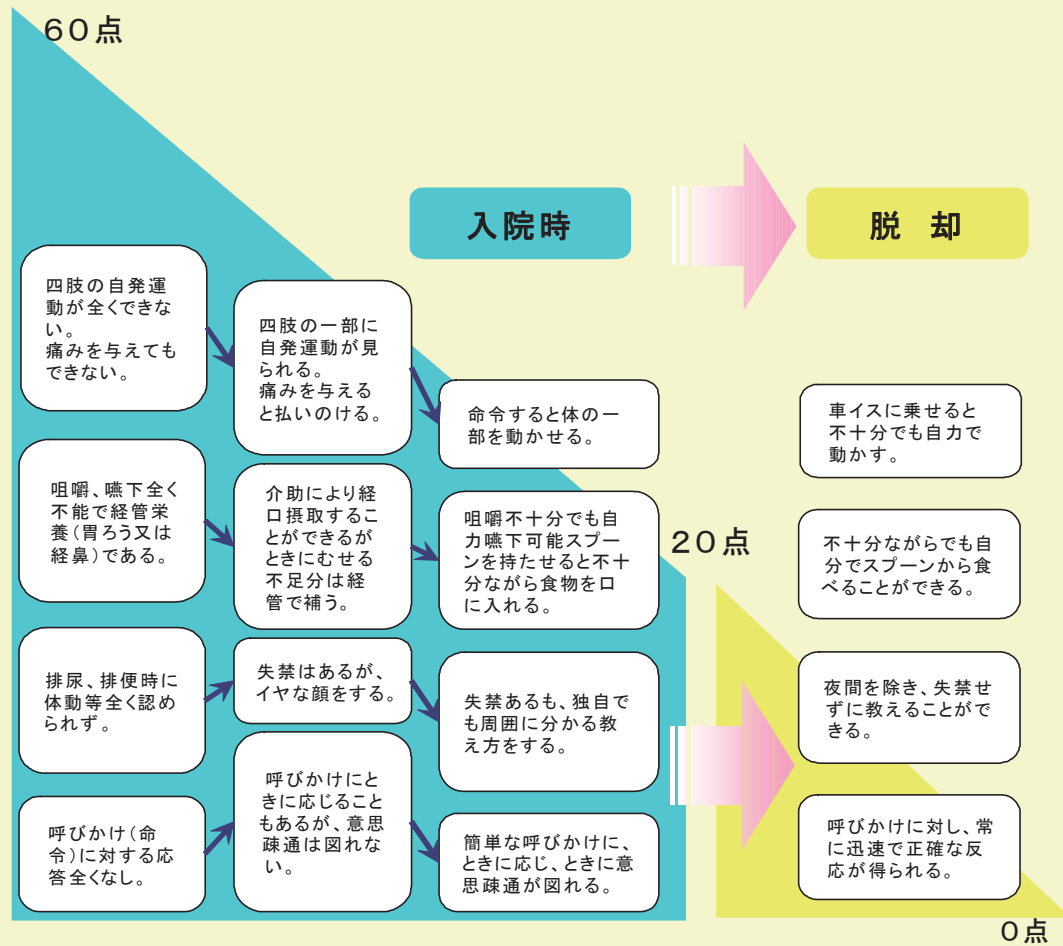
ナスバスコア平均値の改善点が年々減少していることについては、「入院時のナスバスコア及び入院時の年齢が高くなってきていること」が影響を与えているものと考えられる。

なお、2委託病床についても、分析対象患者も少ないところであるが、参考として、4療護センターと同様の分析を行った。

〔療護センターの年度別改善点の推移〕

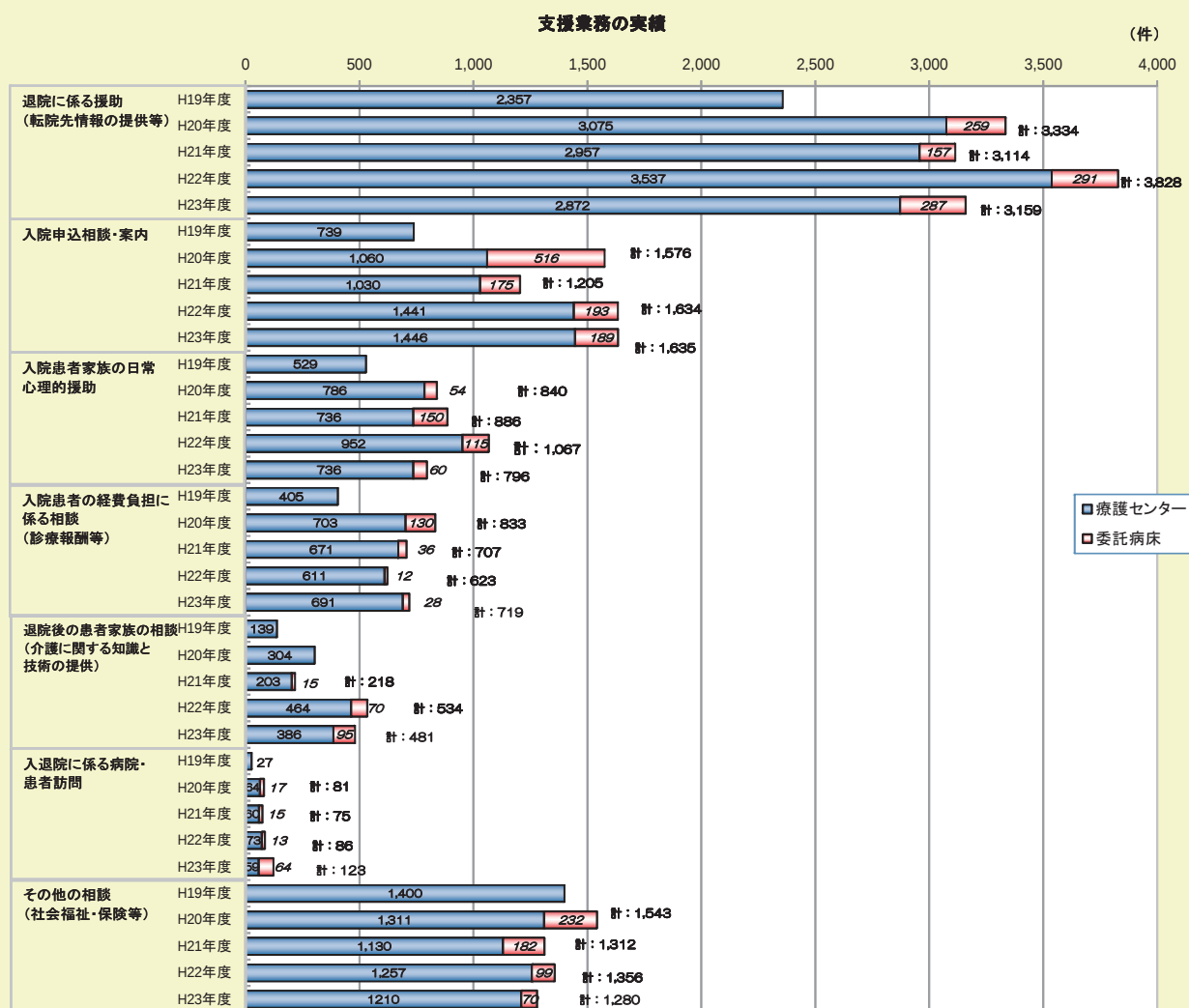


【参考】入院患者の脱却までの推移（患者の状態の例）



- 各療護施設におけるメディカルソーシャルワーカーは、患者家族に対する転院先情報の提供や入院申込に係る相談・案内等、入退院に係る積極的な支援を実施し、年間平均の実績件数は、7,776件となっている。相談内容としては、療護施設退院後の受入施設（転院先）の確保が容易でないことから、退院にかかる援助の割合が多くを占めた。

また、毎年度、各療護施設のメディカルソーシャルワーカーを集めた会議を開催し、各施設の現状や課題について情報交換、業務検討を行い、患者家族への助言等へ反映した。



※平成20年度～23年度の実績は、委託病床の実績を含む。

2) 次期中期目標期間における見通し

- 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、質の高い治療・看護を実施することにより、治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却者数を95人以上とする。
- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施する。

- 委託病床においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進める。
- 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 平成19年度
医学的観点から治療機会の公平な確保を図るため、脱却の可能性の高い人を優先入院させることとし、平成9年9月から「概ね5年以内」としていた入院期間を平成19年4月から「概ね3年以内」とした。
- 平成21年度
ナスバスコアによる分析結果では、療護センター入院時において「ナスバスコアが低いほど」、「事故からの経過期間が短いほど」、「年齢が低いほど」、より高い治療改善効果があることが統計的に明らかになったが、当該3条件が悪い事例であっても、顕著な改善効果が認められたものである。

○入院時において、①スコアが高く、②事故から経過期間が長く、③年齢が高い方の改善症例

改善症例 1

入院時：ナスバスコア52点・事故後経過期間2年9ヶ月・年齢38歳
急性期病院を含む4病院を経由して、療護センターに入院

入院時（スコア52点）



【具体的な症状】

- 四肢の硬直が強く、殆ど動かない
- 食事は鼻からの管により摂取
- 発声、発語全くなし

運動機能	7
摂食機能	10
排泄機能	9
認知機能	7
発声発語機能	10
□頭命令の理解	9
計	52

33点の
改善

退院時（スコア19点）



【具体的な症状】

- 自力で体位交換が可能
- 食事はスプーンにより自力で摂取
- 冗談で笑い、豊かな表情変化あり

運動機能	0
摂食機能	0
排泄機能	7
認知機能	0
発声発語機能	5
□頭命令の理解	7
計	19

改善症例 2

入院時：ナスバスコア60点・事故後経過期間2年4ヶ月・年齢42歳
急性期病院を含む3病院を経由して、療護センターに入院

入院時（スコア60点）



【具体的な症状】

- 四肢の自発的な運動なし
- ほとんど開眼せず
- 命令に対する反応全くなし

運動機能	10
摂食機能	10
排泄機能	10
認知機能	10
発声発語機能	10
□頭命令の理解	10
計	60

21点の
改善

退院時（スコア39点）



【具体的な症状】

- キーボードで簡単な曲を演奏
- 自分の周りで起きている状況を正しく理解することが可能
- Oyes/noを指のサインで返事

運動機能	5
摂食機能	9
排泄機能	10
認知機能	0
発声発語機能	10
□頭命令の理解	5
計	39

（中期目標）

- ① 療護施設においては、遷延性意識障害者に対し、質の高い治療・看護を実施するとともに、医学的観点から公平な治療機会の確保を図りつつ、必要な措置をハード・ソフト両面において実施し、治療効果を高める。

（中期計画）

- ② 治療効果を高めるため高度先進医療機器の整備を図るとともに、地元大学等研究機関や他療護施設との連携の強化、職場内研修の充実等により、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリナーシングによる看護技術の開発・向上を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

更新計画に基づき、高度先進医療機器の更新・整備を行った。また、職場内研修を通じて治療・看護技術の向上を図るとともに、センター長会議等を開催し、療護施設間の連携を図った。

- 設備の更新計画に基づき、MRI、PET等の高度先進医療機器の更新・整備を行った。

高度先進医療機器の更新・整備

平成19年度・・・東北療護センターの脳磁計（MEG）

平成20年度・・・千葉療護センターのコンピュータ断層撮影装置（CT）

岡山療護センターの核医学画像診断装置（RI）及び医療パネル

平成21年度・・・中部療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）

東北療護センターの核医学画像診断装置（RI）

平成22年度・・・千葉療護センターの磁気共鳴断層撮影装置（MRI）

平成23年度・・・中部療護センターの陽電子（ポジトロン）断層撮影装置（PET）

- 遷延性意識障害者に対する治療及び看護に実績のある療護センターの蓄積されたノウハウを活かし、地元大学の医学部等との連携を図り、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等により医療に携わる人材育成や地域医療への貢献を行った。

地元大学の医学部等との連携については、国立大学岐阜大学、中部療護センターの運営委託先である社会医療法人厚生会、NASVAの3者が連携し、いわゆる「連携大学院」を平成21年度から中部療護センターにおいて開設し、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的として実施している。

なお、上記③により、平成21年4月に1人、平成22年4月に1人、平成23年4月に1人の合計3人が入学し、日本意識障害学会や日本脳神経外科学会において研究成果の発表を行っている。

※「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。

○ 各療護センターにおいては、入院患者の看護担当チームごとに、ケースレポート研修会や医療事故防止研修会等を定期的を開催するなど、療護センター特有の治療・看護技術の向上に向けた様々な職場内研修を実施した。

また、センター長、総看護師長、リハビリ担当者、メディカルソーシャルワーカー等の会議をそれぞれ毎年1回程度開催し、療護施設間の連携を図るとともに、高度先進医療機器を活用した治療、看護やリハビリ、有効な生活支援等について情報交換、業務検討等を行った。

2) 次期中期目標期間における見通し

療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシングや高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 看護技術のレベルアップ

・平成19年度

日本看護協会の認定看護師制度の「摂食・嚥下障害看護」分野の資格取得研修に、岡山療護センターから1人派遣した。

・平成20年度

日本看護協会の認定看護師制度の「摂食・嚥下障害看護」分野の資格取得研修に、千葉療護センターから1人派遣した。

・平成21年度

日本看護協会の認定看護師制度の「感染管理」分野の資格取得研修に、千葉療護センターから1人派遣した。

・平成22年度

日本看護協会の認定看護師制度の「摂食・嚥下障害看護」分野の資格取得研修に、中部療護センター及び岡山療護センターから各1人派遣した。

また、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを平成23年度より6療護施設に試験的に導入することから、本看護プログラムを円滑に導入するための研修を平成23年2月に千葉療護センターで3日間、平成23年3月に中部療護センターで3日間の合計6日間実施し、各療護施設の看護師が当看護プログラムの実践に必要な技術・知識を習得するなど、看護技術のレベルアップを図った。

【研修の様子】



・平成23年度

療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的とする看護プログラムを平成23年5月から段階的に、6か所すべての療護施設において試験的に導入した。

6療護施設全体で、平成23年度中に27人の患者に対してプログラムを実施し、実施した事例では、表情の変化、関節や筋肉の拘縮の改善、座位姿勢の安定等が見られるケースがあり、実施した患者の家族から感謝の声も届いている状況となっている。

○ 高度先進医療機器の更新について

平成22年3月のセンター長会議において、療護センターの高度先進医療機器については、導入から一定の年数が経過し老朽化した場合には更新を行ってきたところを、今後、療護センターの高度先進医療機器の更新を行おうとする場合には、本来の療護センター入院患者に対する検査・治療等への影響に配慮しつつ、更新による費用対効果や運用実態等を総合的に検討した上で更新を行うかどうかを判断する旨の合意を図った。

（中期目標）

- ② 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。

（中期計画）

- ③ 療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限に活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年15件以上行うとともに、部外医師・看護師等に対する研修を行うなどして、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

地元大学等と連携し、年15件以上の研究発表を行った。また、委託先病院及び短期入院協力病院スタッフに対して実務研修を実施し、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を行った。

- 地元大学等と連携し、日本脳神経外科学会、日本意識障害学会において、年度平均31件の研究成果を発表した。

平成19年度・・・26件

平成20年度・・・37件

平成21年度・・・33件

平成22年度・・・27件

平成23年度・・・32件

- 療護施設機能の委託先病院及び短期入院協力病院のスタッフに対して実務研修を実施し、療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において活用する観点から、治療・看護技術の普及活動を積極的に行った。

短期入院協力病院に対する実務研修の実績

平成19年度・・・4病院 20人

平成20年度・・・2病院 10人

平成21年度・・・10病院 18人

平成22年度・・・7病院 9人

平成23年度・・・14病院 19人

短期入院協力病院に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	・短期入院の流れ、入退院の方法 ・1日の患者プログラム ・看護計画、看護記録の作成方法 ・看護情報の収集と活用

療護センターの看護ケアの実習等	・口腔ケア、清潔ケアの仕方 ・食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 ・介護器具、補助具等の使い方 ・入浴の仕方
家族への対応等	・在宅介護者へのアドバイス ・負担の軽減方法、医療者との連携など ・家族のニーズの把握

2) 次期中期目標期間における見通し

療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ③ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護の機会を拡充する

（中期計画）

- ④ 地理的要因等を勘案して一般病院に療護施設機能の一部について委託を行い、遷延性意識障害者の治療・看護機会の拡充を図ります。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

委託先病院として中村記念病院（札幌市）と聖マリア病院（福岡県久留米市）の2病院において、平成19年12月より、遷延性意識障害者の受け入れを開始し、これらの委託病床においては、開設から平成23年度末までに脱却者数が13人あった。

また、「委託病床に拡充にかかる検討委員会」においても、これらの委託病床については、「実績は良好であり、引き続き委託病床として適切な治療・看護を継続することが適当である」との評価を受けているところ。さらに、同検討委員会において、それらの実績評価を踏まえ、さらなる治療・看護機会の拡充を図るため、委託病床の拡充地区、拡充規模等について、結論を得た。

○ 一般病院に対する療護施設機能の一部委託

平成19年度

「療護施設機能の一部の一般病院への委託に係る検討委員会」を設置し、委託先地域、委託基準及び委託先病院選定基準等を策定し、一般競争入札により委託先病院を医療法人 医仁会 中村記念病院及び特定医療法人 雪ノ聖母会 聖マリア病院の2病院に決定するとともに、委託契約を締結し、平成19年12月より遷延性意識障害者の受け入れを開始した。

平成20年度

委託先病院の医療法人 医仁会 中村記念病院については、平成20年5月に6床から12床に、社会医療法人 雪の聖母会 聖マリア病院については、平成20年6月に10床から16床に、同年10月には20床とし、両委託病床ともそれぞれ計画どおりの増床を行った。

平成22年度

平成23年2月に太田富雄大阪医科大学名誉教授を委員長とした有識者による「第1回委託病床の拡充にかかる検討委員会」を開催し、委託病床拡充の必要性、既設委託病床の実績評価、拡充が望まれる地域等について検討を行った結果、拡充が望まれる地域としては、近畿地方と関東地方において需要が高いことから、①大阪を中心とした地区と②関東の西部又は南部の地区を候補として選定した。

平成23年度

平成23年6月の「第2回委託病床の拡充にかかる検討委員会」において、委託病床の拡充地

区、拡充規模等について、患者の需要予測などをもとに検討がなされた結果、近畿地区に16床、関東地区に12床の委託病床を設置する必要があるとの結論を得た。

平成25年1月からの患者の受け入れに向けて、「委託病床機能等審査委員会」を設置するなど、委託先病院の選定にかかる所要の手続きを行っている。

◆療護施設機能病床委託病院

中村記念病院



【委託病床の様子】

聖マリア病院

(聖母病棟)



【委託病床の様子】

2) 次期中期目標期間における見通し

- 委託病床においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 介護料支給等支援業務

(中期目標)

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

(中期計画)

① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給及び短期入院費用に係る助成を行うことにより効果的な被害者救済を図るとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施します。

また、本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等重度後遺障害者の家族に対する相談支援を療護施設と連携して効果的に実施するとともに、在宅訪問サービスの実施により、受給資格者等に対する精神的支援を強化します。

さらに、機関誌やホームページの活用により介護に関する各種情報を発信します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

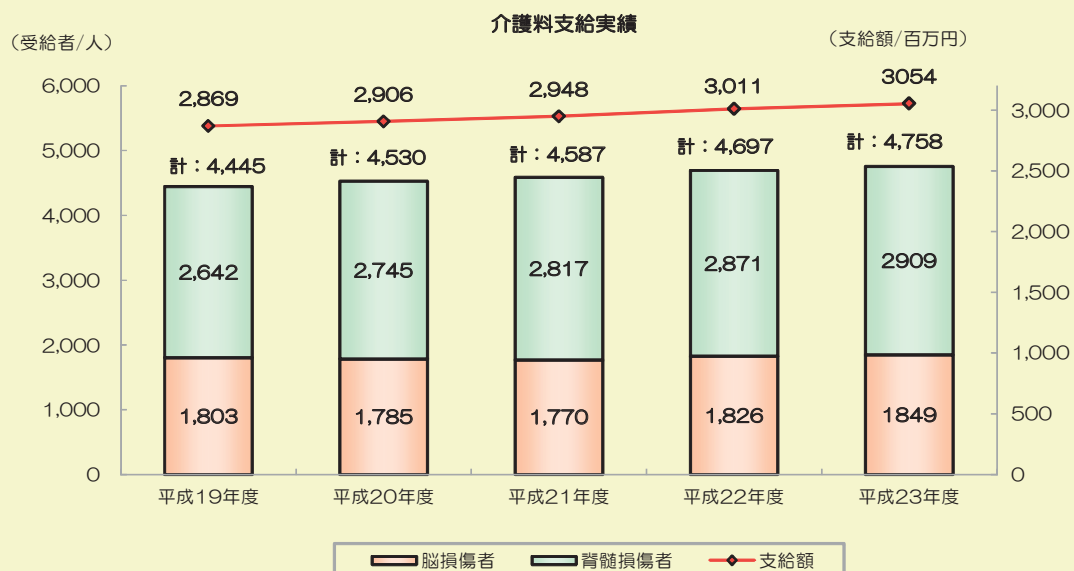
1) 中期目標期間における取組み

後遺障害の程度、介護の状況に応じた介護料の支給及び短期入院に係る助成を行うとともに、受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施した。

また、各主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護に関する知識・技術の提供等を行うとともに、各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護に関する相談や各種情報提供等を行うなど、受給資格者等に対する精神的支援を行った。

○ 介護料支給実績

後遺障害の程度、介護の状況に応じて介護料を支給した。



○ 受給資格者のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の見直しを実施した。

・平成 19 年度

被害者家族のニーズの高かった介護用品を新たに介護支給対象品目に追加した。
（追加品目：紙オムツ、尿取りパッド、痰吸引用カテーテル）

・平成 20 年度

被害者家族からの要望を受け、介護料受給資格再申請の書類について、新規認定申請時に提出した書類のうち内容に変更のない書類の提出を省略し、負担の軽減を行った。
（省略書類：戸籍謄本、後遺障害の等級を証する書類の写し等）

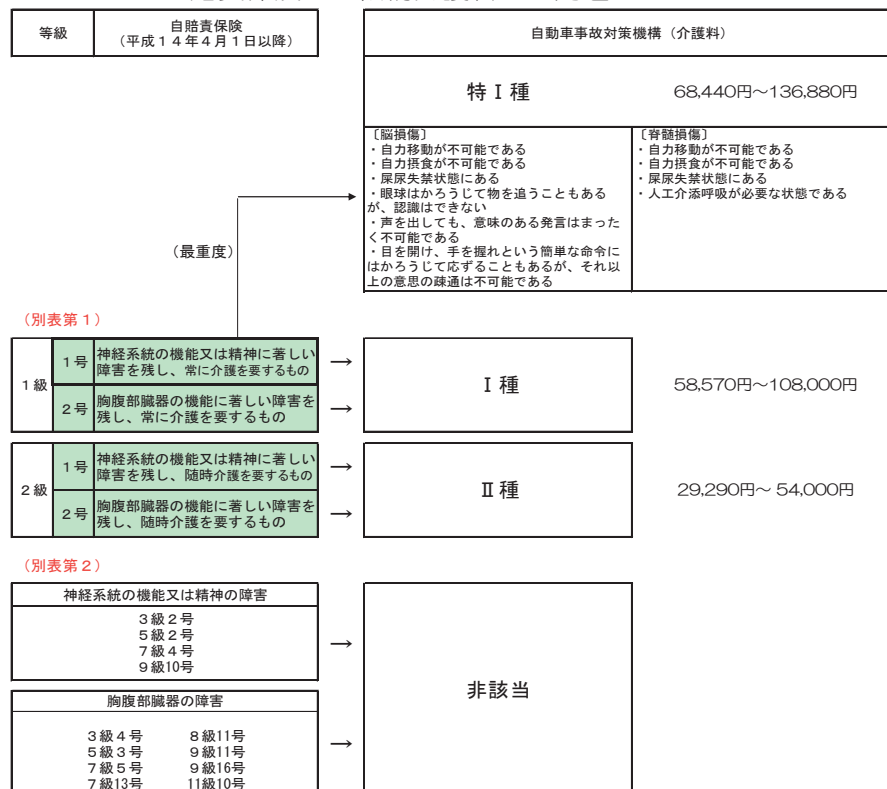
・平成21年度

被害者家族からの要望を受け、脳損特Ⅰ種受給者に対して 2 年ごとに実施してきた再審査について、平成 22 年 3 月に実施期間を 3 年ごとに延長したことにより、再審査に必要なとなる重度後遺障害診断書取り付けのために遷延性意識障害の被害者を病院に連れて行き診断を受けるなどの被害者及び家族等の経済的、時間的負担を軽減した。

介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特Ⅰ種	Ⅰ種のうち「最重度」とであると認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	Ⅰ種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	Ⅱ種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

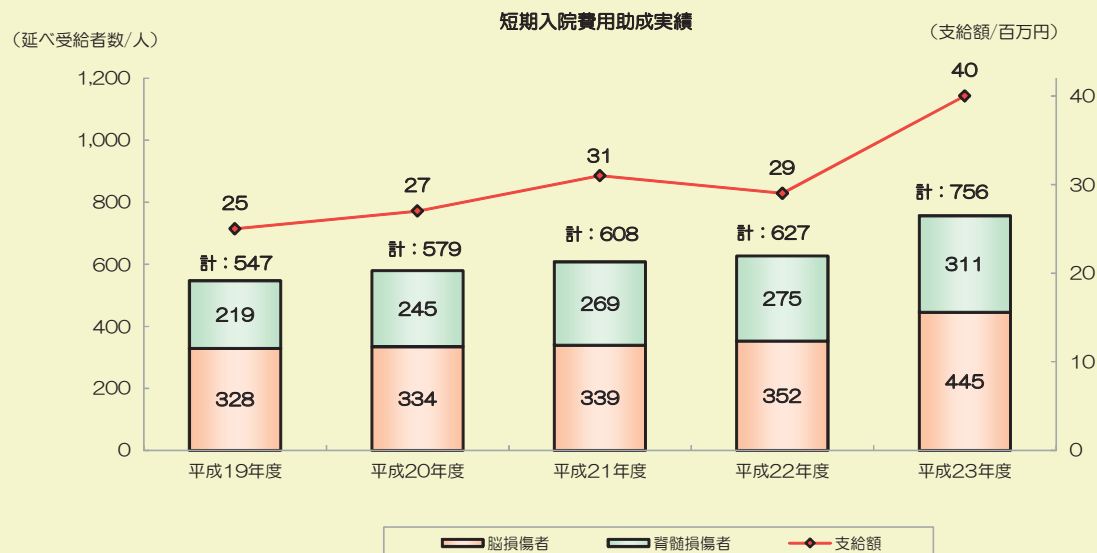
自賠責保険と当機構介護料との関連について



注）緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

○ 短期入院費用に係る助成実績

短期の治療等を目的として病院等に入院・入所した者に対して、患者移送費・室料差額負担金及び食事負担金の費用の助成を行った。



○ 短期入院費用助成制度の利用要件の緩和

・ 平成19年度

利用要件「1回の入院が2日以上14日以内」を緩和し、1回の入院期間が14日を超えた場合であっても、1日当たり10,000円で換算した額を上限とし、年間30日以内の範囲で助成することとした。

・ 平成23年度

短期入院（入所）のさらなる利用促進のために、助成の対象となる範囲について「年間30日以内かつ年間30万円以内」から「年間45日以内かつ45万円以内」に拡充し、また、助成の対象となる費用について、入退院（所）時における移送費の自己負担額を室料差額負担金及び食事負担金としての自己負担額（1日あたり1万円で換算した額を上限）の外枠で助成するように変更した。

短期入院費用の助成制度(平成23年9月から)

原則として、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

- ① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額
- ② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

※②については合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限

①②の合計額を年間※45日以内かつ45万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の 自己負担額	+	②室料差額・食事負担額の 自己負担額 (1日あたり1万円を上限)	≤	年間45日以内 かつ 年間45万円以内
----------------	---	--	---	---------------------------

参考

短期入院費用の助成制度（平成23年8月まで）

原則として、2日以上14日以内の期間で病院や施設に入院(入所)した場合の、

① 入退院(所)時における患者移送費としての自己負担額

② 室料差額及び食事負担額としての自己負担額

①②の合計額を1日あたり1万円として換算した額を上限とし、年間※30日以内かつ30万円以内の範囲内で助成。

※年間とは、「当年9月1日～翌年8月31日」の1年間をいう。

①移送費の自己負担額

②室料差額・食事負担額の自己負担額
(1日あたり1万円を上限)

≤

年間30日以内

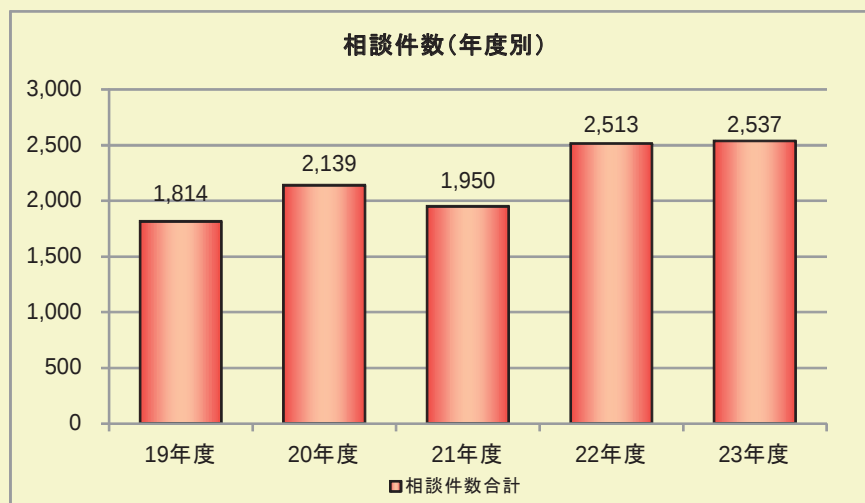
かつ

年間30万円以内

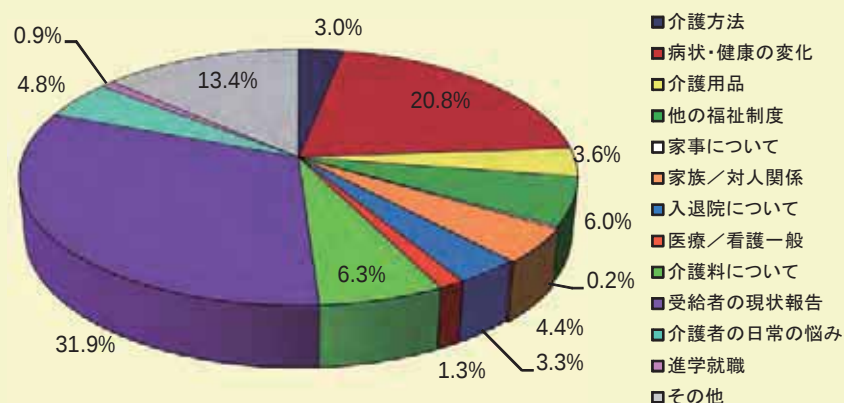
○ 介護に関する相談窓口実績

全主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、介護料受給者及び家族の相談に対応し、介護福祉士等による介護に関する知識・技術の提供等を行った。

また、受付体制充実のため、平成22年3月以降、東京、名古屋及び広島各主管支所において、相談窓口の受付時間の延長を行った。（東京、名古屋主管支所で10時間／週、広島主管支所で2時間／週延長）

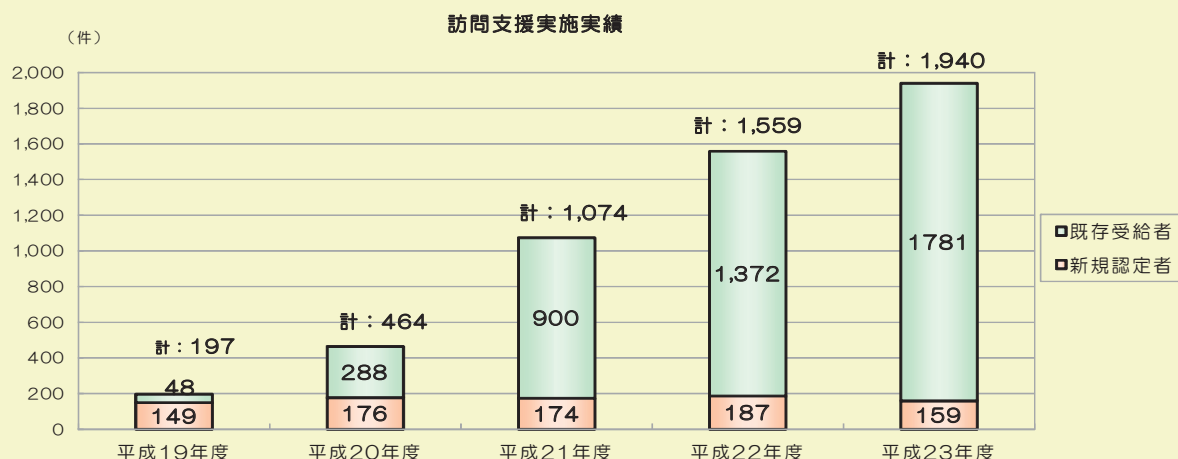


相談内容別の内訳(19年度～23年度合計)



○ 訪問支援実績

各支所において、介護料受給者宅を訪問し、直接、介護料受給資格者及び家族による介護に関する相談への対応、各種情報の提供等を行う訪問支援を実施した。



〔訪問支援の実施内容〕

① 主な相談内容

- ・「親なき後の子供の将来」についての不安
- ・将来における経済的不安（努力しても就労できない、就労できても低賃金 等）
- ・高次脳機能障害者に対する周囲の理解・受け入れ先がないことについての不安
- ・在宅介護を続けるにあたってのストレス、健康面、体力等の不安
- ・在宅サービス（例：夜間の痰吸引処理）の不足や質の問題による不安
- ・リハビリを継続して受けられないため、ADL が低下していくことへの不安
- ・災害時への不安（逃げられない、避難場所で生活するのは難しい 等）
- ・自治体によって格差（介護サービスや福祉の量、自治体の担当者の質 等）があるため、在宅生活が難しい地域がある。
- ・介護者の体調不良や急用等の緊急時、受給者の受け入れ先がない。
- ・短期入院協力病院を利用してみたいが、どういうところか分からないので不安。 他

② 主な提供情報の内容

- ・身体障害者療養施設などの入院（入所）施設の案内
- ・医療機関（疼痛に関する専門医、リハビリ、訪問看護等）の案内
- ・介護サービス（訪問介護、デイサービス、ショートステイ）事業者の案内
- ・家族会についての情報提供要望
- ・リハビリマッサージ事業所の案内
- ・バリアフリー旅行・飲食店やスポーツ施設・賃貸物件の情報
- ・緊急通報システム機器やサービス業者、各自治体の要援護者支援制度の紹介
- ・短期入院協力病院や助成制度の具体的な案内
- ・障害者専門の就職・転職支援事業者の紹介
- ・自動車改造に関する自治体の助成制度、改造業者、運転免許取得方法等 他

〔受給資格者等からの感想〕

- ・悩みを聞いて貰えるだけで心の支えになる。その場で分からないことを尋ねることができ、電話よりも直接人と人として話す方がすぐわれる。
- ・訪問して貰えて嬉しい。担当者に直接会うととても親近感がわく。

- ・直接会うことでナスバが近く感じられ、いろいろ細かいことが聞きやすくなった。
- ・こちらの言い分をじっくり聞いて貰え、参考となる資料も貰えた。訪問に来た担当者の親切的な対応には感謝する。
- ・訪問後も色々な資料を送ってもらい知識を得ることが出来た。
- ・家族にも言えなかった話を聞いてもらえて精神的に安らいだ。
- ・自宅訪問までしてくれたのはナスバが初めてである。
- ・また訪問してほしい。
- ・地震後の不安な時期にきてもらって助かった。
- ・電話相談で話している人が来てくれたので、より一層嬉しく、顔が分かって相談しやすくなった。
- ・一時とはいえ、こころが軽くなり、いい気分転換になった。
- ・障害に理解ある人と話せて元気が出た。話し相手がいないので、たくさん話ができて良かった。
- ・介護料はもちろんありがたいが話を聞いてくれる相談員をなくさないでほしい。
- ・書類を送ってもらっても詳細には読めず、請求や短期入院制度のことを理解できていなかった。詳しい説明を聞かせてもらえて良かった。
- ・団体や会、サークル等に所属しながら若い人が増えているので、こうした訪問による情報提供はとても意味があると思う。 他

○ 機関誌「ほほえみ」の発行

「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者を対象に配布。介護相談ゼネラルアドバイザーが有する専門的見地からの有益な情報を提供するとともに、受給者の要望を踏まえた有益な記事を掲載した。

<「ほほえみ」を通じて提供した主な内容（平成19年度～平成23年度）>

テーマ	内 容
療護センターと連携した介護情報の提供（21年度）	・ 療護センターの紹介を行い、受給者の中で入院の可能性がある方への情報提供を行った。
患者・ご家族とのふれあい（22年度）	・ 在宅介護を行っている方々からの自由な投稿を「ふれあい広場」に掲載し、家族間相互のコミュニケーションを図った。 ※ 介護のアイデア紹介（手作りの携帯電話立て） ※ 受給者の活動・作品紹介（絵画、車椅子ダンス、詩、出版書籍、デザイン、さくらほりきり） ※ 和歌山県で初めて自立型福祉車両の所有者になった受給者からの投稿で、電動車椅子に乗ったまま同車両に乗り込み、運転している様子の紹介
ナスバからの情報（23年度）	・ 岩手支所より、東日本大震災後の被災地域のレポート ※ 電話不通の中、新聞やインターネット、避難所を回っての情報収集等により、受給者の安否確認を行った様子の紹介。 ・ 短期入院（入所）費用助成制度の改正について ※ 平成23年9月から改正された制度に係るそのポイントと請求例を紹介。

介護に活用できる 有益な情報及び日 常の介護への活用 度 (19、20年度)	・ がんばらない介護を考える(ワンポイントアドバイス) (夏・秋・冬号 介護相談ゼネラルアドバイザー) ・ 在宅介護相談窓口相談員から情報提供を受け掲載 ※ 部屋のおいの簡便な解消方法について ※ ふとんの上手な干し方について ※ 家庭でできるリハビリについて ※ ダイエットに有効な方法について ・ 脊椎損傷における自己管理～日常生活のために必要な知識～ (独)労働者健康福祉機構 吉備高原リハビリテーションセンター の先生方
---	--



○ 在宅介護に関する知識・技術等について、NASVAホームページに「在宅介護におけるQ&A」を掲載し、その後、受給資格者等の要望を踏まえた内容の更新・項目の追加を行い、介護に関する知識・技術等の各種情報を発信した。

なお、主な項目について、見やすくするための参考の写真、イラスト等を追加するとともに、解説の文章に「一言」を加えて、内容のポイントとなる部分をわかりやすくした。

<HP「在宅介護におけるQ&A」>



2) 次期中期目標期間における見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図る。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化する。

なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施する。

- 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施する。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供する。
- 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施する。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施する。

【交流会の様子】

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 介護料受給者・介護者の交流会の実施について
 - ・平成21年度及び22年度において、一部の支所（広島主管・栃木）において、介護料受給者及びその家族（介護者）を招き交流会を開催。
 - ・平成23年度は、全国43支所において、延べ48回にわたり「交流会」を開催。

療護センター、短期入院協力病院、更には行政等関係機関の協力を得ながら、受給者及び介護者の情報・意見交換と療護施設、短期入院協力病院その他関係機関との連携強化に大きな効果が認められた。



（中期目標）

重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施するとともに、介護に関する指導助言等により、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。

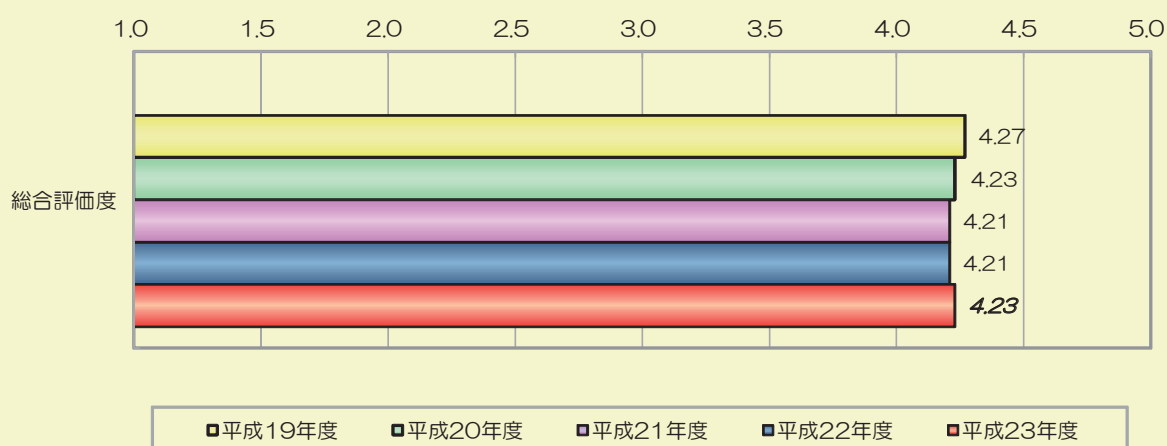
（中期計画）

- ② ①の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の最終年度までに4.0以上とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む）

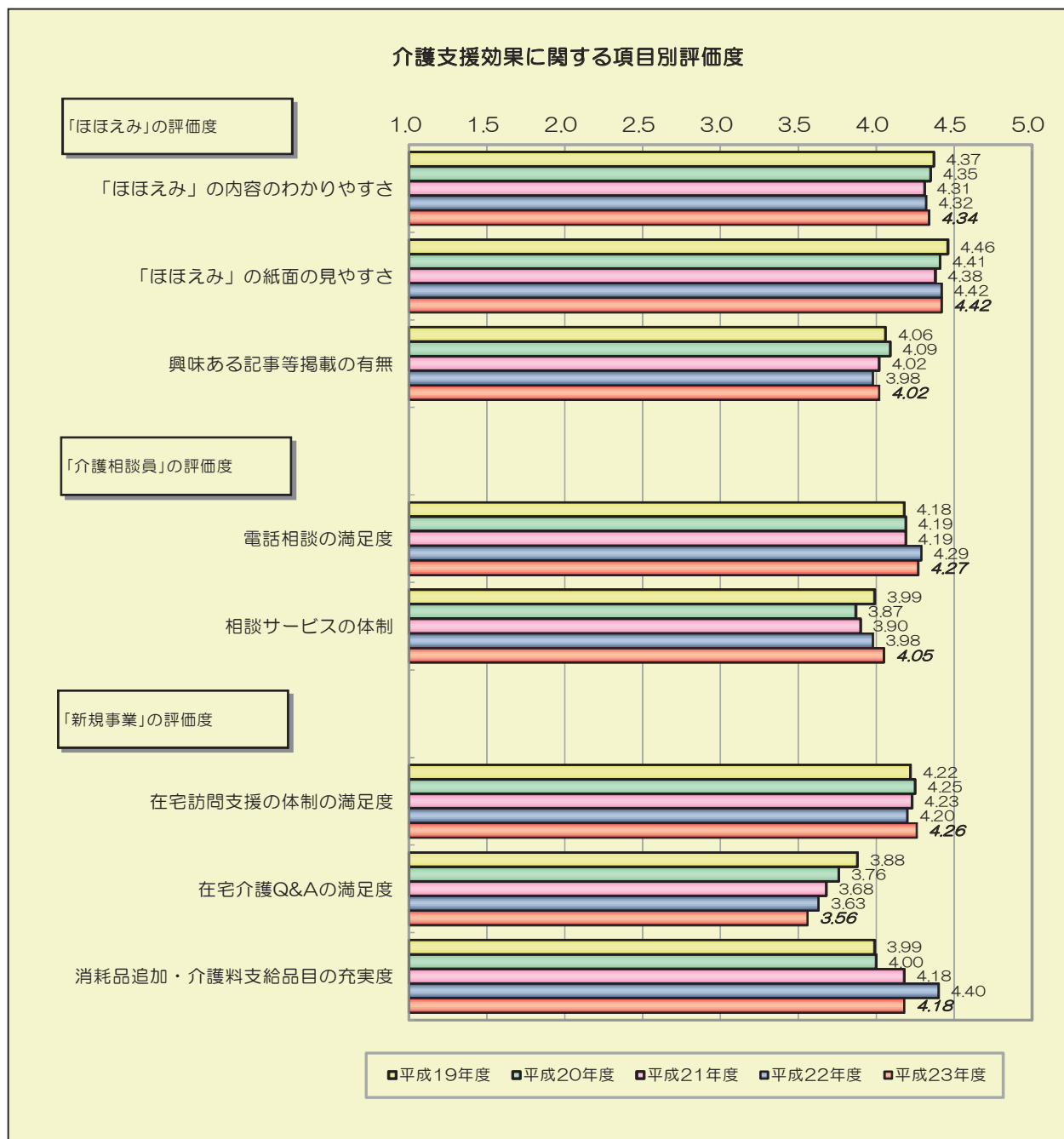
重度後遺障害者の家族に対する介護支援効果に関する評価度について、各年度の調査において、目標値4.0を上回る評価を得た。

介護支援効果に関する評価度



<各年度の調査概要>

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
調査時期	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月	H24年3月
調査対象	H20年2月末現在の介護料受給者の家族	H21年2月末現在の介護料受給者の家族	H22年2月末現在の介護料受給者の家族	H23年2月末現在の介護料受給者の家族	H24年2月末現在の介護料受給者の家族
調査数	4,264件	4,350件	4,327件	4,555件	4,575件
回収数	2,839件	2,933件	2,747件	2,867件	2,827件
回収率	66.6%	67.4%	63.5%	62.9%	61.8%



◎ 次期中期目標期間における見通し

重度後遺障害者の家族に対する５段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 交通遺児等への生活資金の貸付

(中期目標)

被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

(中期計画)

① 被害者のニーズに応じた生活資金の貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ります。

また、被害者に対する相談支援の充実を行うとともに、被害者家族同士の交流を促進するなどして、自動車事故被害者に対する精神的支援を効果的に実施します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

交通遺児等に対し、無利子貸付を行い、効果的な被害者救済を図った。また、被害者に対する相談支援の充実を図るため、家庭相談員に対し資質向上のための研修を実施するとともに、交通遺児及び保護者等を対象とした「友の会」を運営し、被害者家族同士の交流を促進するなど、被害者に対する精神的支援を効果的に実施した。

○ 貸付実績

交通遺児等に対し、無利子貸付を行った。



○ 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり健全育成のための精神的支援を実施した。

(1) 友の会の集い

・全国50支所において交通遺児等の相談を受けている家庭相談員のサポートのもと、被害者家族同士の交流の場としての「友の会の集い」を実施した。

特に、被害者家族同士の一層のコミュニケーションを図る交流の場として、一部の支所において、1泊2日による「友の会の集い」を実施し、好評を得た。

- ・保護者交流会については、平成23年度で友の会の集い実施時も含め60回実施し、延べ615人が参加した。



(2) 友の会だより

- ・読者ニーズを反映した掲載内容とし、毎年四半期ごとに発行し、友の会会員に送付した。

「友の会だより」の記事内容

テーマ	内 容
「集い」と「コンテスト」	全国の各支所で行われた友の会の集いやコンテスト（書道、作文、絵画、写真）の特集号や次回コンテストの募集要領を掲載している。
自己PRコーナー	友の会の会員が今夢中になっていること、将来のことなどを自由に書けるコーナー
相談広場	全国 50 支所に配置している家庭相談員からの自己PR や体験談、友の会会員からの相談を紹介するお便りコーナーや Q&A を掲載するコーナー
その他	ゲームコーナーや子供たちの書いたイラストを掲載するイラストコーナーなどを設けており、子供たちを中心に好評を得ている。 また、各種イベントの開催案内や、他の機関の援護制度を紹介している。



(3) 各種コンテストの開催

各年度において、以下の各種コンテストを開催した。応募作品の中から入賞作品を選考し、本部及び各支所において受賞者に対する表彰式を実施した。優秀作品等については、国土交通省ロビーでの展示をはじめ、各主管支所、交通安全に関するイベントなどでも展示を行った。

平成19年度・・・・・・書道コンテスト

平成20年度・・・・・・作文コンテスト

平成21年度・・・・・・絵画コンテスト

平成22年度・・・・・・書道コンテスト

平成23年度・・・・・・写真コンテスト

〔平成19年度書道コンテスト〕



最優秀賞（国土交通大臣賞）

〔平成20年度作文コンテスト〕



入賞作品の作文

〔平成21年度絵画コンテスト〕



最優秀賞（国土交通大臣賞）

〔平成22年度書道コンテスト〕



最優秀賞（国土交通大臣賞）

〔平成23年度写真コンテスト〕



最優秀賞（国土交通大臣賞）



集合写真

○ 貸付制度の見直しについて

・平成19年度～平成20年度

一部立替貸付制度の見直しについて、NASVAに寄せられた立替貸付希望者（後遺障害保険金）からの要望は、後遺障害認定申請中又はリハビリ中で症状固定に至っていないものの、喫緊に生活資金が必要なため貸付を受けたいとするものが最も多かった。

このようなニーズに対応するためには、NASVA独自で貸付希望者の事故状況や病状等を調査し損害額を算定する必要があること、また、後遺障害を決定する場合、医師に認定を依頼する必要があるが、現状の保険金請求と同様にその調査等に期間を要することとなり、被害者ニーズに答えられないおそれがあること、さらに後遺障害認定を含む独自算定額と実際の保険金支払額に差異が生じ、結果として未回収金が生じるといったような様々なリスクが生じることから現状制度を維持することとし、今後については、他の貸付制度について検討を進めることとした。

・平成22年度～平成23年度

生活資金貸付の見直しの検討については、平成22年度に当該貸付に関するニーズ調査を実施したところ、「受験・入学費用のための資金があるとよい」との回答が約4割と一番多かったため、前年春の高校進学者に対し補完調査を実施したところ、約4割以上が「あれば利用した」との回答だったが、更なる貸付へのためらいも回答に見られた。このため、NASVAにおいてニーズに対応する方策を検討した結果、寄付財源による給付事業等を実施している（財）自動車事故被害者援護財団（平成23年11月より財団法人交通遺児等育成基金）に対し中学卒業を迎える家庭に対する進学支援金の支給について働きかけを行った（当該財団において中学卒業を迎える生活困窮家庭の子弟に1人に付き50,000円を支給する「進学等支援金」が創設された。）。交通遺児等貸付制度については、引き続き保護者等の意見を聞きながら見直しの必要性を検討することとした。

○ 家庭相談員の資質向上のための取組み

被害者に対する相談支援の充実を図るため、毎年1回、各主管支所において、管内の家庭相談員を対象として、被害者への適切な助言等を行うための基礎知識や、いわゆる心の病を持つ相談者への対処法の心得などの習得及び情報・意見交換等を内容とした研修を実施し家庭相談員の資質の向上を図っている。

また、平成23年6月には本部において全国の家庭相談員に対して研修を実施し、外部講師によるカウンセリングマインド向上のための講義と複数の課題研究テーマを班別に討議させるとともに、討議結果の発表と質疑応答を行い、家庭相談員の資質の向上を図った。



外部講師による講義



課題研究テーマ毎の班別討議



討議結果の発表

2) 次期中期目標期間における見通し

交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図る。

また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

企業・団体等の支援を得て、友の会会員をスポーツ観戦やキャンプ等に招待することにより、同じ境遇者同士のコミュニケーションを通じて精神的支援の充実を図った。なお、今後とも、企業等の支援を得ながら更なる精神的支援の充実を図っていくとともに、引き続き企業団体等への支援要請を行っていく。

ご支援頂いた企業・団体等（一例）

- ・読売巨人軍の二岡智宏選手（当時）
- ・コスモ石油(株)
- ・（社）日本プロサッカーリーグ
- ・（社）近畿海事広報協会・近畿地方海事産業次世代人材育成推進協議会
- ・仙台個人タクシー事業協同組合
- ・（社）栃木県トラック協会青年部
- ・マツダ(株)
- ・日立物流(株)

（敬称略）



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員28名が参加した「コスモわくわく探検隊」

（H22.8.5～8.7 山梨県都留市 宝の山ふれあいの里）



コスモ石油株式会社様のご招待により友の会会員32名が参加した「コスモわくわく探検隊」
(H23.8.4~8.6 山梨県都留市 宝の山 ふれあいの里)



マツダ株式会社様のご招待により友の会会員45名が参加した「マツダオールスター2011」
(H23.7.22 ナゴヤドーム)



仙台個人タクシー事業協同組合有志「仙台でんでん虫の会」様のご招待により友の会会員32名が参加した「地引網&芋煮を楽しもう」
(H21.9.13)



（中期目標）

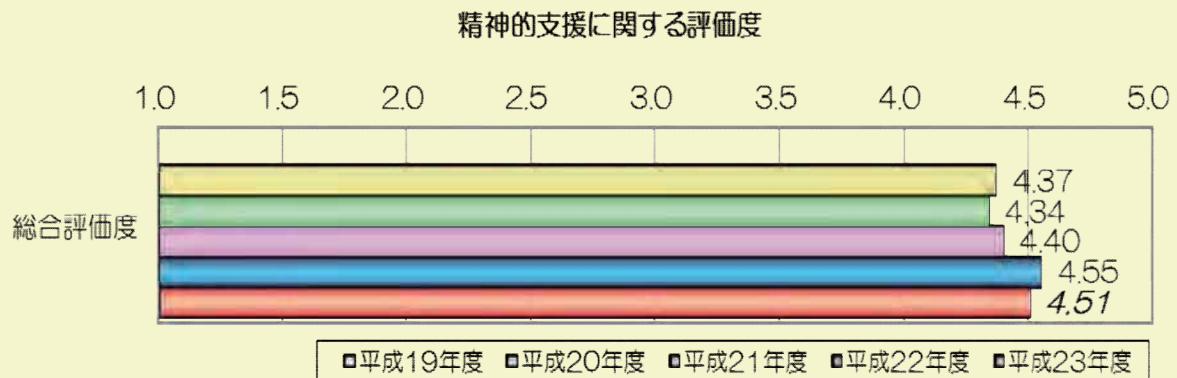
被害者や交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付けを行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

（中期計画）

② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

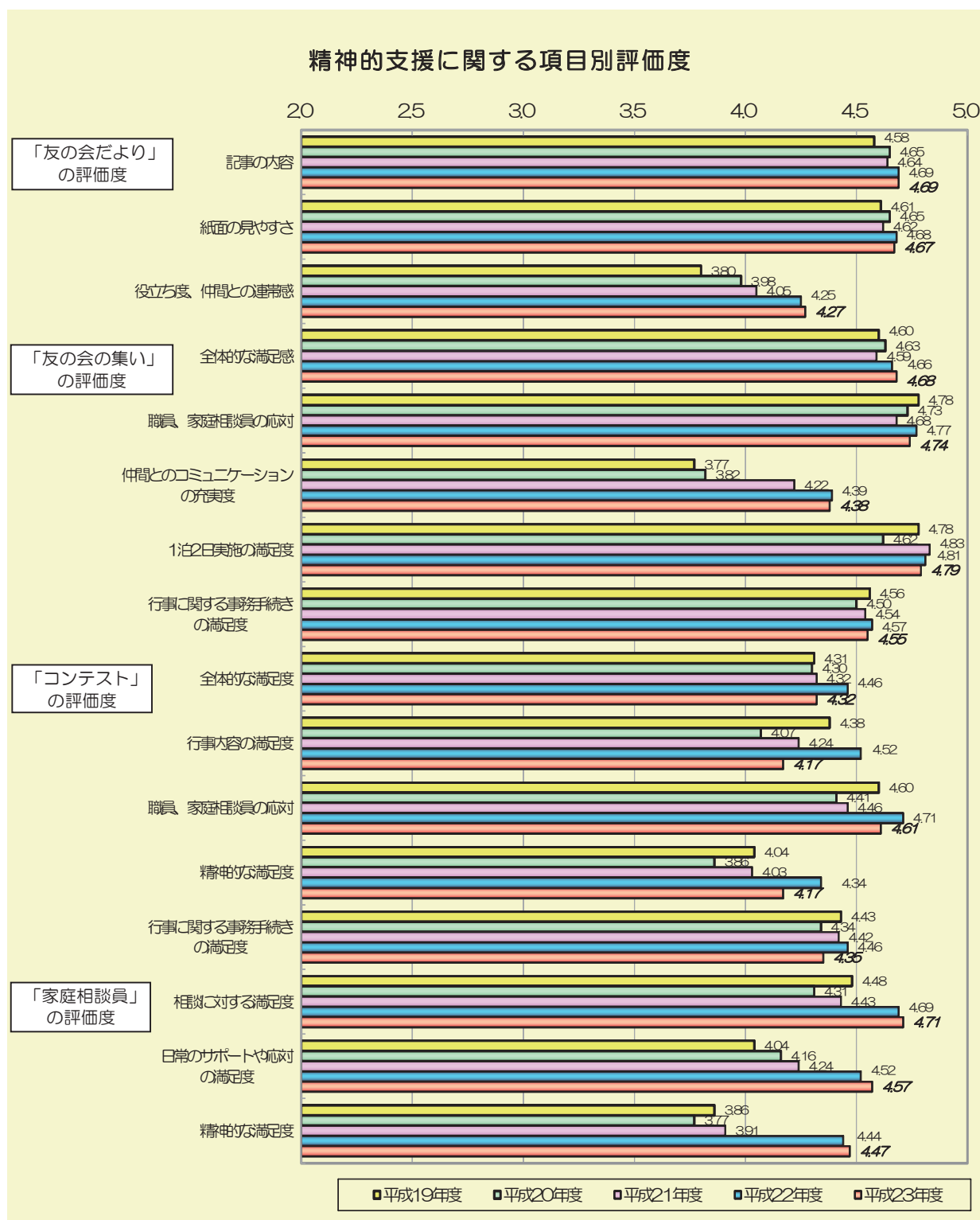
◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況を含む）

被害者に対する介護支援効果に関する評価度について、各年度の調査において、目標値4.0を上回る評価を得た。



<調査概要>

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度
調査期間	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月	H24年3月
調査対象	貸付利用世帯 (495世帯)	交通遺児友の会 会員世帯 (1,789世帯)	交通遺児友の会 会員世帯 (1,549世帯)	交通遺児友の会 会員世帯 (1,425世帯)	交通遺児友の会 会員世帯 (1,227世帯)
回収数	262世帯	839世帯	653世帯	639世帯	569世帯
回収率	52.9%	46.9%	42.2%	44.8%	46.4%



◎ 次期中期目標期間における見通し

被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（６）自動車事故による被害者への情報提供の充実

（中期目標）

自動車事故による被害者等の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充する。

（中期計画）

情報案内サービスを実施し、自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度や事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供を行います。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

１）中期目標期間における取組み

自動車事故の被害者等に対し、NASVAの各種援護制度の情報を提供するとともに、他機関の援護制度等に関する総合的な情報提供サービスを行う「NASVA交通事故被害者ホットライン」の運用を平成19年10月より開始した。より多くの被害者の方々に利用してもらうことを目的に、広報活動を展開した。また、オペレーターに対して研修等を行い、情報提供機能の水準向上を図った。

○「今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」（平成18年6月30日）において、被害者救済対策の一環として、全国の相談窓口の機能を充実するとともに、提供できる情報の内容を拡充すべきと指摘された。これを踏まえ、平成19年10月1日より、全国各地において、自動車による交通事故に遭われ、法律、金銭、介護、病院など、自動車事故に起因する悩み事について、相談内容に応じて地方公共団体をはじめ、各種相談機関の窓口の紹介、並びに、NASVAのサービスとして行っている交通遺児等への育成資金の無利子貸付、介護料の支給及び療護施設等について案内する情報提供サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）の運用を開始した。

・「NASVA交通事故被害者ホットライン」の更なる周知を図り、より多くの交通事故被害者の方々に利用してもらうため、警察署、地方公共団体、医療機関等へのリーフレット常置、鉄道・バス事業者の協力を得て、車両内外への広報周知、自動車安全運転センターの発行する「交通事故証明書」の郵送用封筒に案内を印刷するなど、積極的な広報活動を行った。

【「ホットライン」リーフレット】



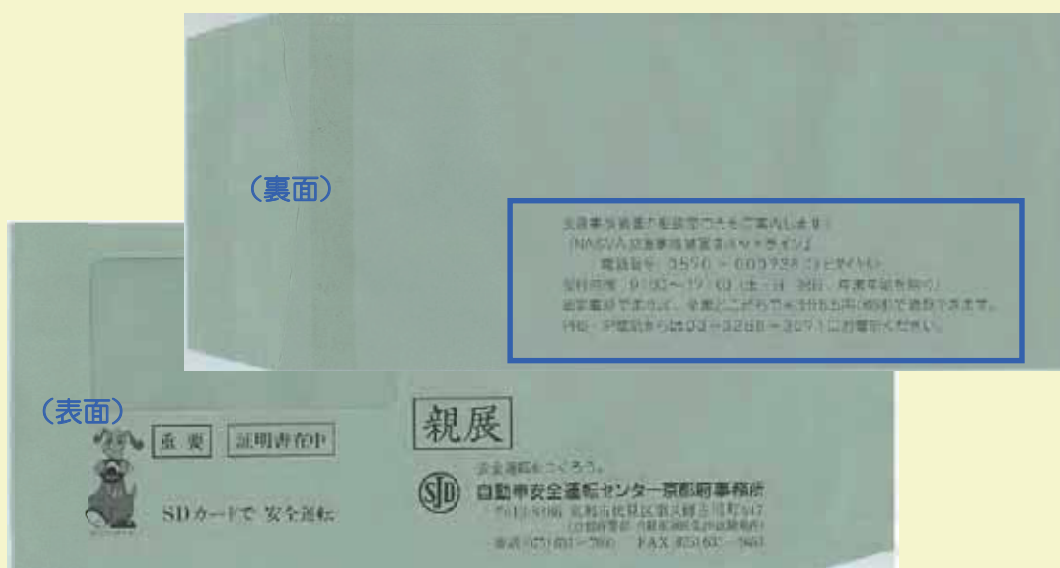
【「ホットライン」シール】



【鉄道、バス事業者の広報周知】



【交通事故証明書 郵送用封筒印刷 例】



【自賠責保険等に請求のあった者に送付した案内リーフレット】



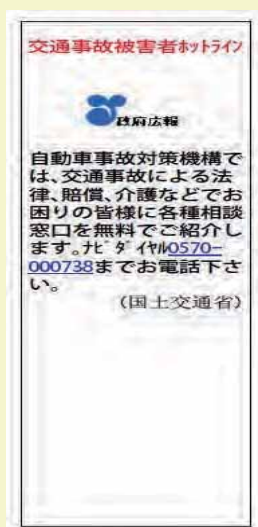
【首都高速道路パーキングエリアにリーフレットラックを設置】



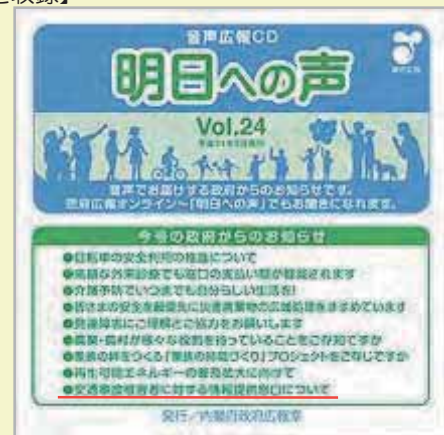
【コスモ石油(株) クレジット会員への案内チラシ】



【政府広報モバイル Web Site のホットライン広報】



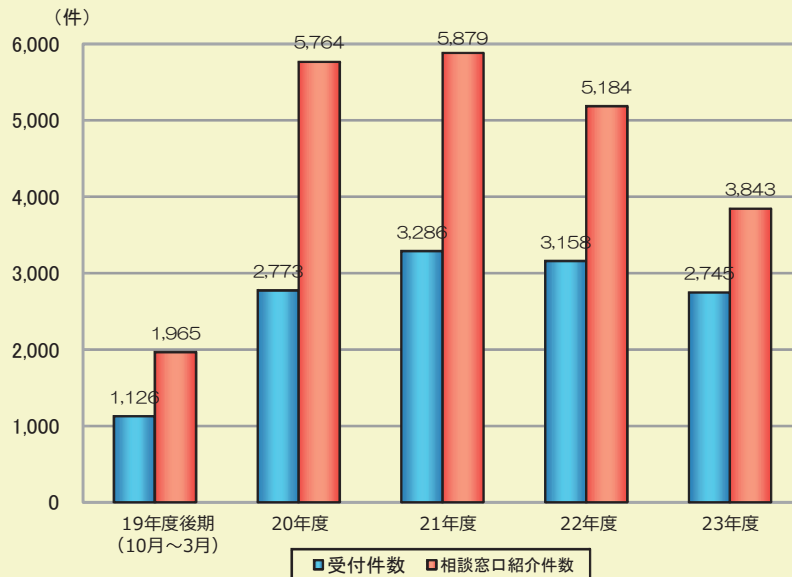
【政府広報の音声広報 CD「明日への声」にホットラインの広報を収録】



【全国ネットのTBS ラジオ放送「ドライバーズ・リクエスト」でホットライン広報を実施】



ホットライン相談受付件数等実績



※「相談窓口紹介件数」は、受け付けた相談について、適切な相談窓口を紹介した件数である。複数の相談窓口を紹介することがあり、受付件数と一致しない。

- ・ホットライン業務に従事するオペレーターの資質向上を図るため、NASVA 業務や自賠責保険制度に関する研修を実施するとともに、毎月※スーパーバイザーとミーティングの機会を設け、問い合わせ内容、傾向、紹介先等について意見交換等を行った。

※スーパーバイザーとは、オペレーターの指導・教育、業務の進捗管理、効率的に実施するための業務改善等を行う、運営管理者。



2) 次期中期目標期間における見通し

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車アセスメント情報提供業務

(中期目標)

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

(中期計画)

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。

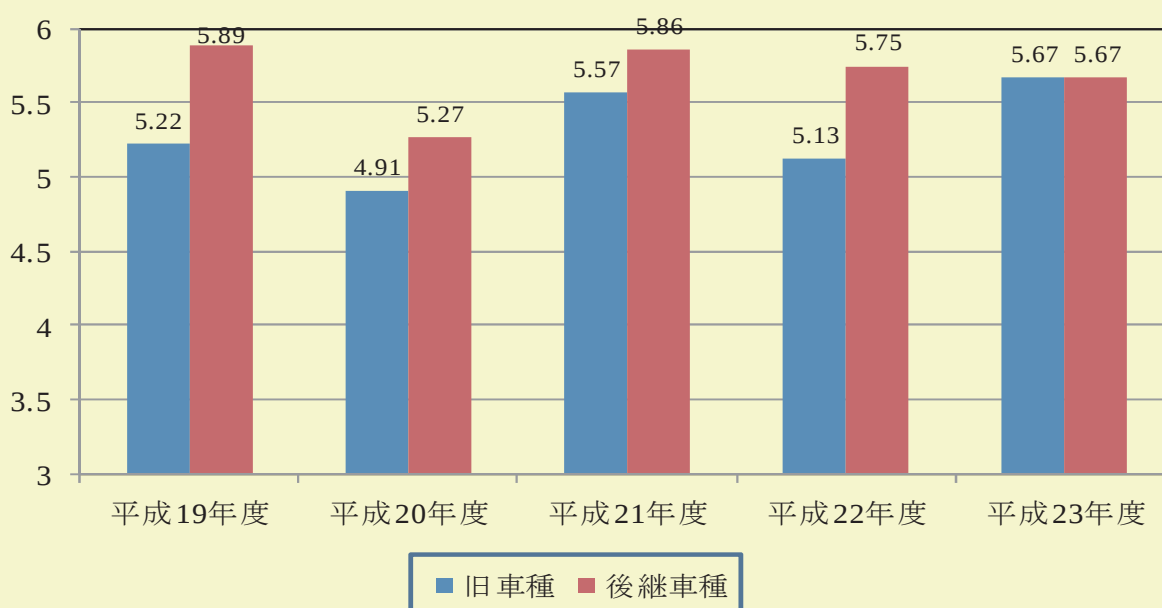
これにより安全性能に係る指標（乗員保護性能は総合評価の☆の数^(注7)）及び歩行者頭部保護性能は評価レベル）について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

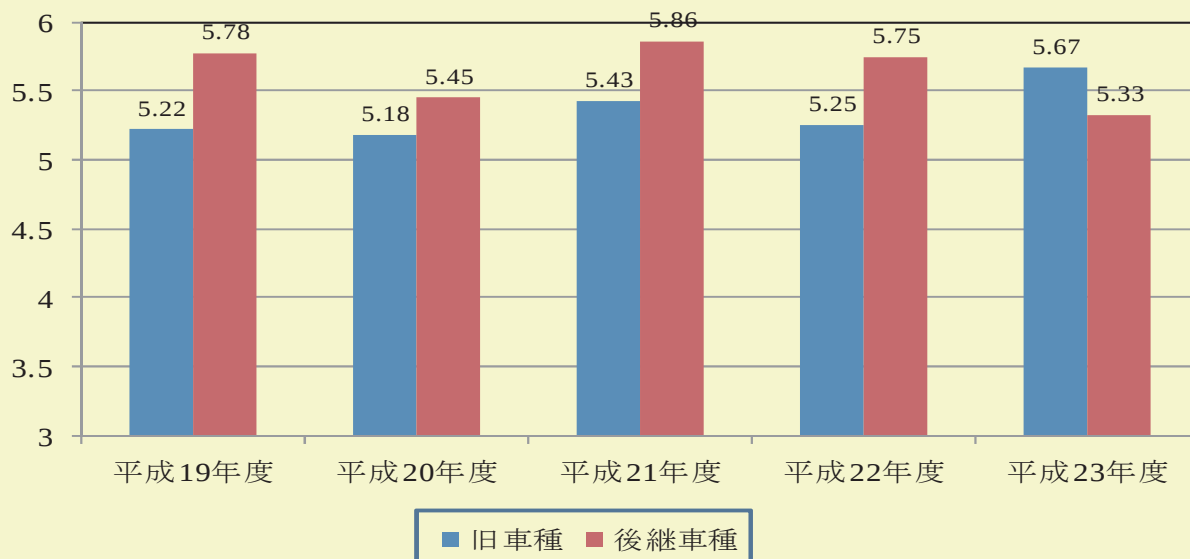
中期目標期間中に実施した自動車アセスメント試験の結果、平成23年度の助手席の乗員保護性能評価を除き、後継車種の運転席、助手席の乗員保護性能評価（33車種）及び歩行者頭部保護性能評価（24車種）について、評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値以上となった。平成23年度の助手席の乗員保護性能評価において、旧車種の評価指標の平均値に達しなかった理由は、平成23年度は、例年と比べてモデルチェンジが行われた車種が3車種と少なく（19年度～22年度平均：7.5車種）、3車種のうち1車種について、評価指標の基となる点数の減少は少なかったものの評価指標は1段階下がったことによる（他の2車種については評価指標の変動はなかった。）。

○ 評価指標の推移

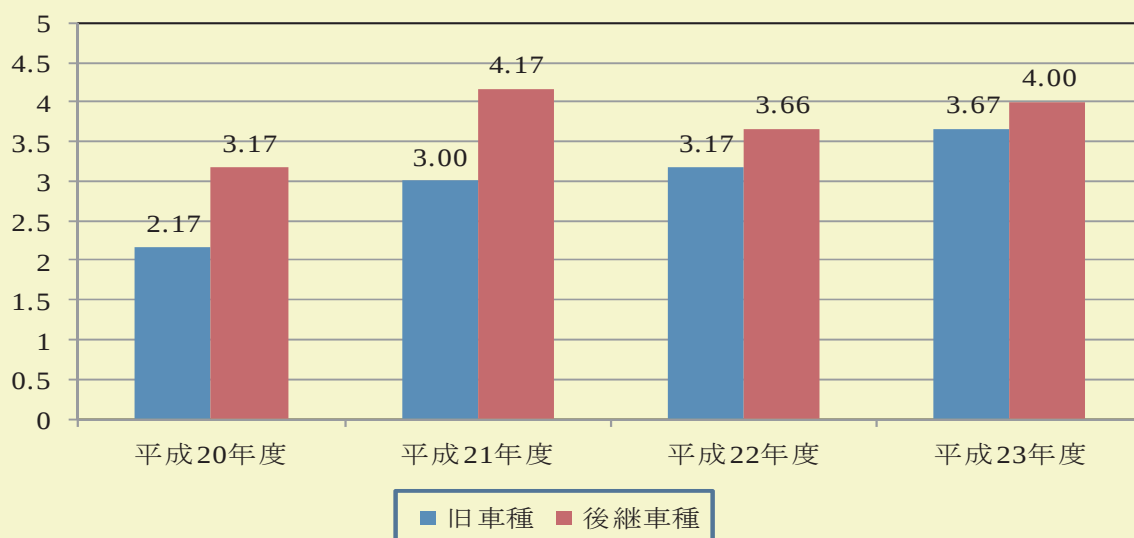
- ・乗員保護性能（運転席）



・乗員保護性能（助手席）



・歩行者頭部保護性能



※平成19年度においては、過去に歩行者頭部保護性能試験を実施した車種の後継車種がないことから、評価指標の比較を行っていない。

◎ 次期中期目標期間における見通し

効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供する。

これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

（中期計画）

② パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

わかりやすい情報提供を行うため、パンフレットの配布先の拡大、パンフレットの改善、ホームページの改善、公開試験の実施、結果発表会の開催等を行った。

○ パンフレットの配布先及び配布箇所の拡大

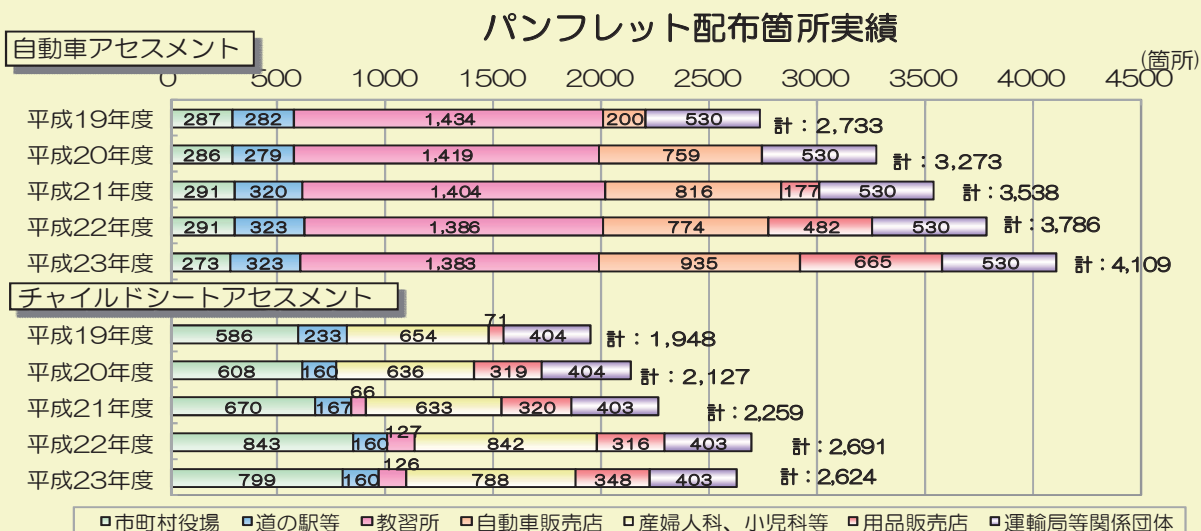
ユーザーが入手しやすい所に重点を置いて配布先・箇所数の拡大を図った。なお、平成23年度は、東日本大震災の発生に伴い、一部の被災地（約100箇所）への発送を見送った。

・自動車アセスメントパンフレットの配布先

平成19年度から自動車販売店、平成21年度から大型自動車用品販売店に順次配布先を拡大し、平成23年度は軽自動車販売店の配布箇所を拡大したことから、平成18年度の配布箇所数（2,637箇所）に比べ56%増加した。

・チャイルドシートアセスメントパンフレットの配布先

平成19年度から乳幼児用品販売店、平成21年度から自動車教習所に順次配布先を拡大し、平成20年度から乳幼児用品販売店、平成22年度から小児科及び保健所へ配布箇所を拡大したことから、平成18年度の配布箇所数（1,766箇所）に比べ49%増加した。

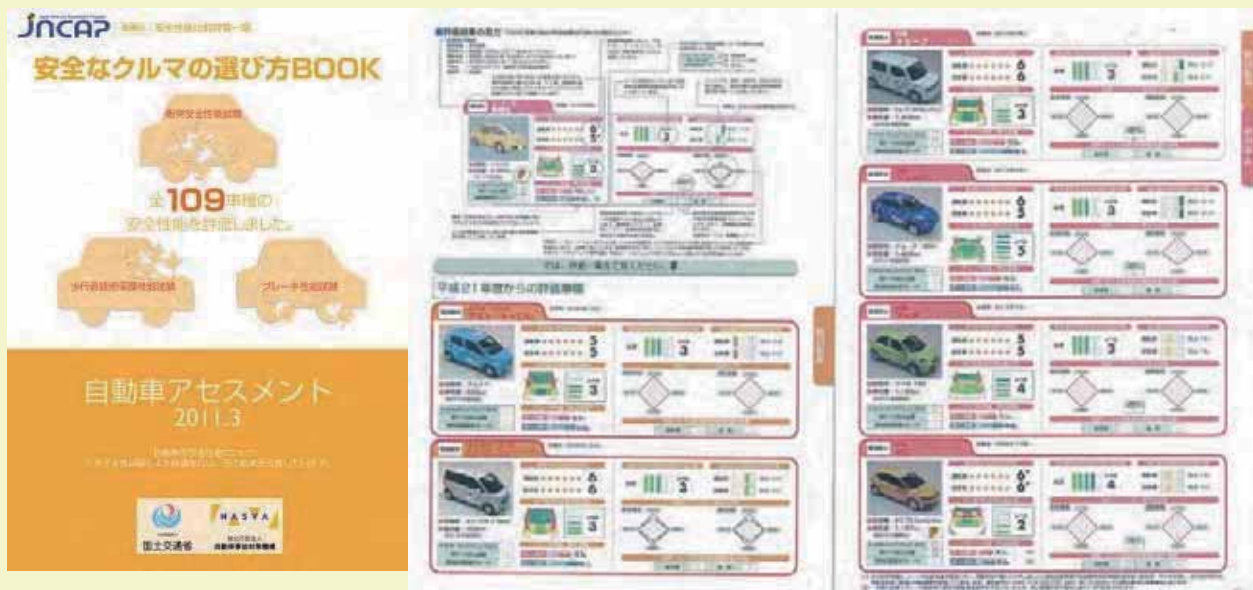


○ パンフレットの改善

- ・平成19年度は、評価結果デザインを改善するとともに、試験方法及び評価方法の解説等を掲載した。
- ・平成20年度は、表紙デザインの改善、サイドカーテンエアバッグの評価を行った表示、普及が望まれる安全装置を追加掲載するとともに、自動車アセスメントのロゴマークを作成し認知度向上を図った。
- ・平成21年度は新たに追加された試験項目を追加掲載した。
- ・平成23年度は表紙及び新・安全性能総合評価の導入に伴う評価結果デザインの改善を行った。

主なデザインの変遷

【平成20年度～平成22年度】



【平成23年度】



○ ホームページの改善

- ・平成19年度は、自動車アセスメントの評価結果の閲覧できる携帯サイトの新設、アセスメント評価結果がダウンロード出来るように改善した。
- ・平成21年度は、来訪者にわかりやすいようにアセスメント関係トップページを刷新した。
- ・その他 検索機能、衝突試験映像、新安全性能総合評価結果、サイドカーテンエアバッグの装備状況等の普及が望まれる安全装置、JNCAP ファイブスター賞受賞車を追加掲載した。

【ホームページ画面】

来訪目的に応じたわかりやすい操作

【携帯サイト画面】



評価結果検索機能

ダウンロード機能

JNCAPファイブスター賞受賞車



サイドカーテンエアバッグの装備状況



普及が望まれる安全装置

新・安全性能総合評価結果



○ 公開試験の実施

自動車アセスメント試験及びチャイルドシートアセスメント試験の様子が報道されユーザー全般に関心を持ってもらうよう、メディアに対し、毎年度、同試験を公開した。

なお、公開試験の様子はテレビで放映されるとともに新聞・雑誌等に掲載された。



【テレビ放映】



【試験車両を取材する報道各社】

【公開したアセスメント試験の種類】

	公開した試験の種類	参加者
平成19年度	オフセット衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頸部保護性能試験	81名
平成20年度	オフセット衝突試験、後席乗員保護性能試験	85名
平成21年度	オフセット衝突試験、側面衝突試験、後面衝突頸部保護性能試験	88名
平成22年度	オフセット衝突試験、側面衝突試験、歩行者脚部保護性能試験	97名
平成23年度	オフセット衝突試験（感電保護性能評価試験）、側面衝突試験、歩行者脚部保護性能試験、チャイルドシートの前面衝突試験	87名

【報道状況】

	テレビ	新聞	雑誌	Web
平成19年度	—	3社	9誌	3箇所
平成20年度	3社（4回）	2社	10誌	6箇所
平成21年度	—	2社（3回）	10誌	8箇所
平成22年度	1社	4社	2誌	12箇所
平成23年度	2社	3社	3誌	1箇所

○ イベントの開催等

（1）自動車アセスメント結果発表会の開催

自動車アセスメント等を一般ユーザーに広く周知するため、メディアを対象に、「自動車アセスメント結果発表会」を毎年度実施するとともに、一般公開を実施し試験車両、チャイルドシート及びパネルの展示、パンフレットの配布を行った。（平成22年度結果発表会については東日本大震災のため中止した。）

また、より安全性の優れた自動車を開発したメーカーの栄誉を称え、一層安全な自動車の開発を促すため、「JNCAP ファイブスター賞」（平成21年度までは「自動車アセスメントグランプリ」）として試験結果の優秀な車両を表彰した。

この結果、アセスメント結果発表会の模様はTV・新聞・雑誌・ウェブで報道された。



【テレビ放映】



【新聞報道】



【Web掲載】



【雑誌掲載】

【アセスメントグランプリ受賞車】

	アセスメント優秀車	アセスメントグランプリ
平成19年度	—	インプレッサ
平成20年度	フォレスター	アルファード
平成21年度	—	レガシィ
平成22年度	東日本大震災のため中止	

【ファイブスター賞受賞車】

	ファイブスター賞	JNCAP 大賞
平成23年度	エルグランド、レガシィ、CT200h	CT200h

【報道状況】

	テレビ	新聞	雑誌	Web
平成19年度	2社（3回）	77社	11誌	31箇所
平成20年度	3社	59社	9誌	109箇所
平成21年度	2社（3回）	47社	15誌	117箇所
平成22年度	東日本大震災のため中止			
平成23年度	4社（5回）	17社	9誌	33箇所

(2) モーターショー等への出展

自動車アセスメント等の周知を図るため、モーターショー等に出展した。

出展箇所：東京モーターショー（平成 19 年、21 年、23 年）、大阪モーターショー（平成 19 年）、札幌モーターショー（平成 23 年）、仙台モーターショー（平成 19 年、21 年）、スーパーGT（平成 22 年）

出展概要：アセスメント試験の評価結果の展示、パネルの展示、試験映像の放映、試験車両等の展示、パンフレットの配布、ラジオ番組への出演



【平成 23 年東京モーターショーのブース】



【ラジオ番組への出演】

2) 次期中期目標期間における見通し

パンフレットの配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 自動車メーカーの賞受賞活用例

【テレビコマーシャル】



【チラシ】



【チラシ】



（中期目標）

- ① 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供をより効果的に行うことにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高める。

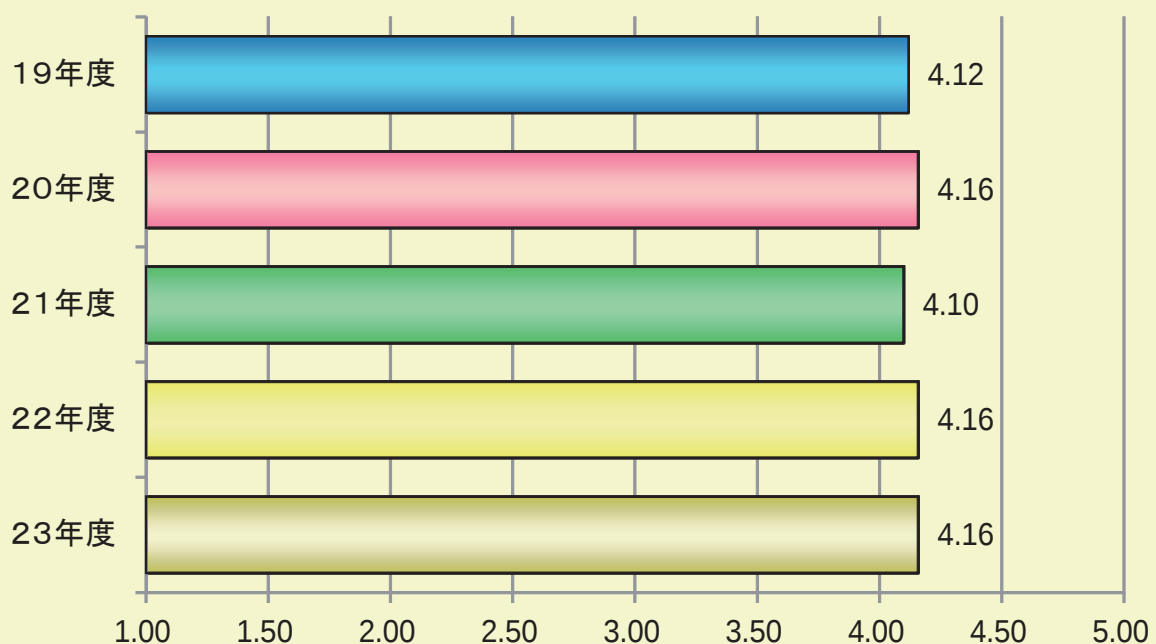
（中期計画）

- ③ 以上の施策を行うことにより、ユーザーに対する５段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に４．０以上とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

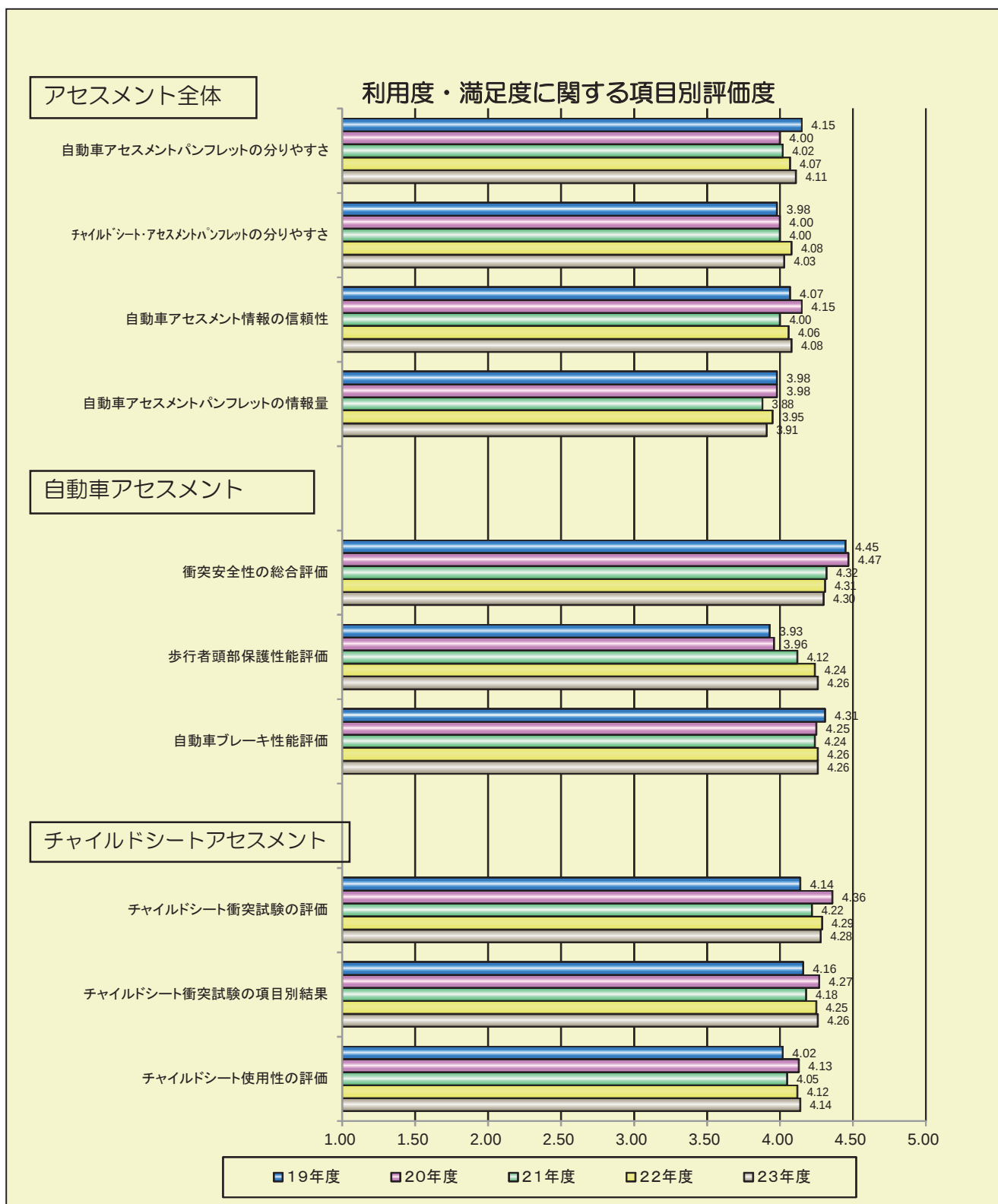
- ユーザーの利用度・満足度について、中期目標期間の各年度において、４．０を上回る評価を得た。

利用度・満足度に関する評価度



- ・ 調査期間：平成１９年～２３年
- ・ 調査対象：自動車ユーザー団体機関誌アンケート回答者及びスクリーニング調査※（運転免許保有者）によるモニター回答者
- ・ 平均有効回答数：４８３人

※アンケートを行うにあたって、指定された条件にあう対象者を選ぶ調査



◎ 次期中期目標期間における見通し

ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期中期目標期間の年度毎に4.0以上とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ② 質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、実事故との相関を分析し、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。

（中期計画）

- ④ 予防安全性能、衝突時の乗員対策及び歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、後遺障害者数が多い実態を踏まえ、後遺障害対策にも取り組みます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

質の高いアセスメント試験を行うとともに、アセスメントをより効果的なものとするため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行うとともに、新たに自動車アセスメントに導入された評価項目を考慮した新・安全性能総合評価の導入を行った。また、予防安全に関する導入に向けた検討を開始した。

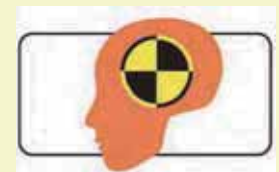
○ 試験方法、評価方法の策定や見直し

（1）サイドカーテンエアバッグの評価

（側面衝突試験の見直し：平成20年度導入）

側面衝突時の頭部保護性能の改善方策として有効なサイドカーテンエアバッグの普及促進のため、一定の要件を満たすサイドカーテンエアバッグが装備された車種をより安全性の高い車種として公表することとした。

【サイドカーテンエアバッグ
の評価実施マーク】



（2）後席乗員保護性能試験

（オフセット試験の見直し：平成21年度導入）

後席乗員の保護性能について情報提供するため後席乗員の事故実態調査、使用ダミー、計測部位の検討を行い、試験方法及び評価方法を策定した。



【後席乗員保護性能試験】

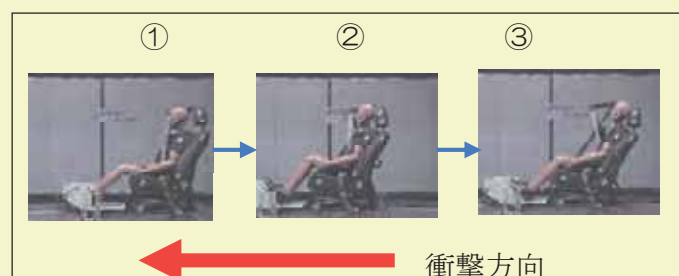
（3）後面衝突頸部保護性能試験（平成21年度導入）

後面からの衝突による頸部の被害軽減のため、頸部損傷が発生しやすい衝突速度、加速度等を国内事故統計から調査し、試験波形の妥当性について確認を行い、試験方法及び評価方法を策定した。

なお、試験速度と障害値等の相関関係を調査し、平成24年度から試験速度を17.6km/hから20km/hに変更している。



【後面衝突頸部保護性能試験】



【連続写真】

(4) 後席シートベルト使用性評価試験（平成21年度導入）

容易に装着できる後席シートベルトの普及のため、後席シートベルトの使いやすさについて試験方法及び評価方法を策定した。

【後席シートベルトの使用性評価試験】



(5) シートベルトリマインダー評価試験（平成21年度導入）

助手席及び後席乗員のシートベルトの着用率の向上を図るため、シートベルトリマインダー（非着用時警報装置）の試験方法及び評価方法を策定した。

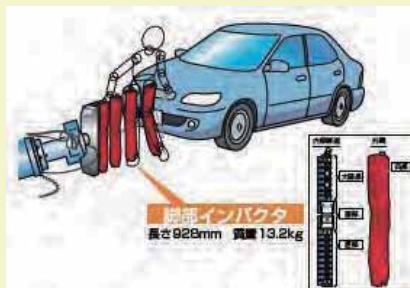
【シートベルトリマインダー評価試験】



(6) 歩行者脚部保護性能試験（平成23年度導入）

歩行者の死傷者数減少を図るため、脚部衝撃子の検討、評価を行うための基礎データの収集等調査研究を行い、試験方法及び評価方法を策定した。

【試験のイメージ】



(7) 感電保護性能評価試験

（フルラップ前面衝突試験等の見直し：平成23年度導入）

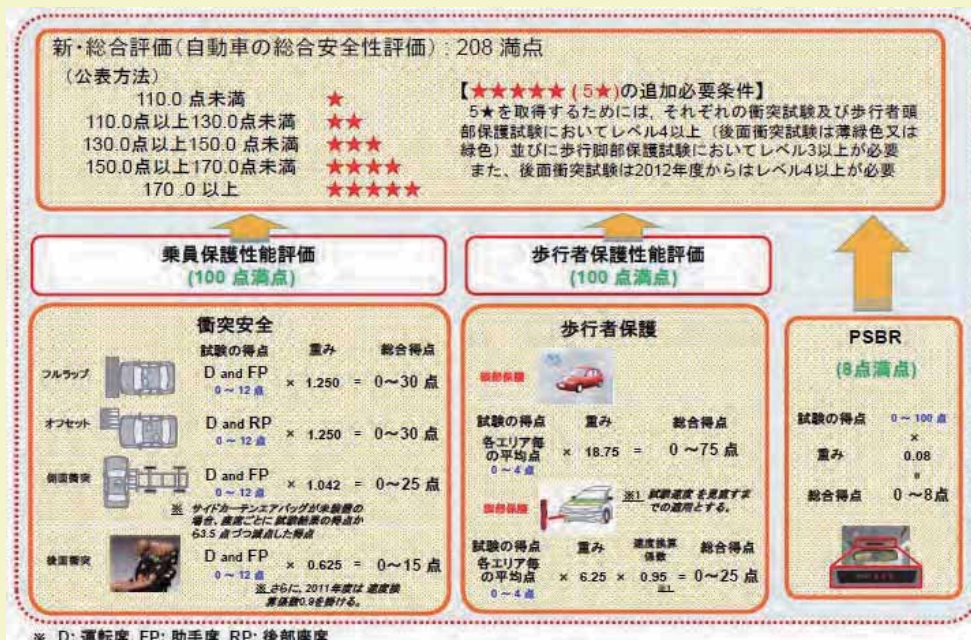
電気自動車等の普及に伴い、衝突事故を起こした際に高電圧により感電しないことを確認するため、フルラップ前面衝突試験等の実施後に行う試験方法及び評価方法を策定した。



【感電保護性能評価試験実施マーク】

(8) 新・安全性能総合評価の導入（平成23年度導入）

新たに自動車アセスメントに導入された評価項目（後面衝突頸部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、シートベルトリマインダー評価試験（PSBR））を考慮した新・安全性能総合評価の導入について検討し、総合評価に盛り込むべき項目及び試験ごとの「重み付け」について調査を行い、平成23年度から「新・安全性能総合評価」を導入した。



○ 予防安全技術

世界NCAP会議等において予防安全装置について情報収集を行うとともに、予防安全技術の効果評価対象の事故分析、諸外国のアセスメントにおける試験方法及び評価方法の検討状況等の基礎調査を実施するとともに、予防安全技術の導入に向けた検討を開始した。

今後、調査結果を踏まえ、評価導入の対象となる予防安全技術を決定するとともに、平成24年度の早い段階でロードマップを作成することとしている。

2) 次期中期目標期間における見通し

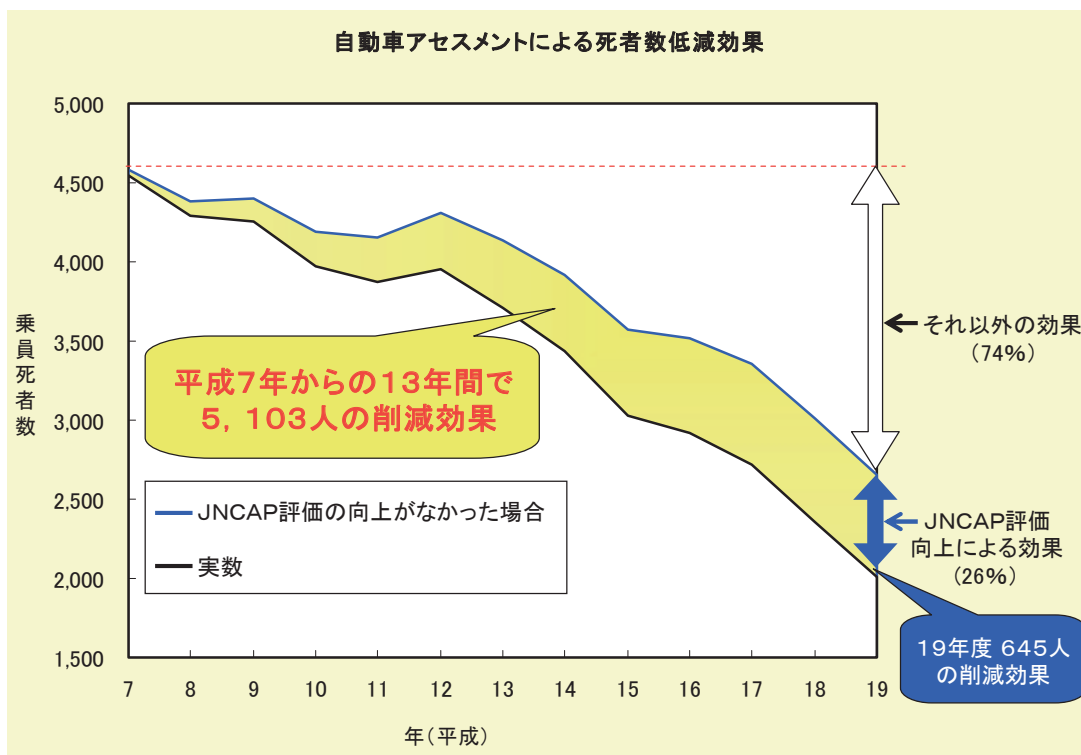
衝突時の乗員保護対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行う。

また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成17年3月に公表した「自動車アセスメントにおける安全性の評価結果と事故データの相関分析及び被害低減効果についての試算」を基に平成6年から平成19年までににおける自動車アセスメント前面衝突試験導入効果について平成20年度に試算を行った。

その結果、平成7年からの13年間で、死者数5,103人、重傷者数132,241人の削減の効果が試算された。



（中期目標）

- ③ 海外のアセスメント関係機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図る。

（中期計画）

- ⑤ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てるため、世界NCAP会議やESV国際会議等への出席や海外のアセスメント関係機関との情報交換を実施した。

【NCAP 会議の様様】



○ 海外のアセスメント関係機関との情報交換

- （１）世界NCAP会議（２０年はワークショップ）に出席し、後面衝突頸部保護性能試験及び後席乗員保護性能試験の紹介、頸部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、感電保護性能評価試験、新・安全性能総合評価、メディア戦略の情報提供及び意見交換を行った。

【開催状況】19年（仏）、20年（韓）、21年（独）、22年（ベルギー）、23年（米）

（２）NCAP機関との連携

- ① ANCAP、米IIHS、EuroNCAP関係者の来所に伴い、評価試験にかかる技術情報、将来の活動計画、予防安全技術の導入、新・安全性能総合評価等について意見交換を行った。

【開催状況】21年（ANCAP）、21年（IIHS）、23年（Euro NCAP）

- ② 日・中NCAPセミナーを開催し、NASVAのNCAPへの取組とその効果、後面衝突頸部保護性能試験、後席乗員保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、感電保護性能評価試験、新・安全性能総合評価について意見交換を行った。

【開催状況】20年（北京）、22年（東京）

（３）その他の会議

- ① 平成19年（仏）、平成21年（独）及び平成23年（米）で開催された※ESV国際会議に出席し、歩行者頭部保護性能評価結果について事故データとアセスメント結果の相関分析、後面衝突頸部保護性能試験及び後席乗員保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験、感電保護性能評価試験及び新・安全性能総合評価についてJNCAPの動向を情報提供した。

※世界規模で唯一の自動車安全に関する国際会議。国際調和のための技術的検討、新技術や新試験法に関する発表等を実施

- ② 平成23年11月にインドにて開催された、iCAT衝突セミナーに出席し、JNCAPが実施している試験方法及び評価方法の紹介を行った。

【ESV 国際会議の様様】



2) 次期中期目標期間における見通し

専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てる。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

（中期目標）

- ④ 外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

（中期計画）

- ⑥ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

業務改善状況等について、毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表し、国民にわかりやすい形で情報提供した。

＜各年度の取組み等＞

○ 平成19年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

自動車の衝突安全性能について、後継車種の平均値は、旧車種の平均値以上となっており目標は達成されている。今後も広報等を行うことにより安全性の高い自動車の普及を図ることが必要である。また、15年度に試験が開始された歩行者頭部保護性能については、年々着実に改善が進んでおり、前年度と比較して19年度も向上している。
今後も引き続き安全性の向上に取組む必要がある。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

①カーテンエアバッグの普及促進のための検討、②後突頸部傷害保護性能試験法の検討等を実施し、試験方法等の検討及び見直しに関し、着実な成果を上げている。また、諸外国の自動車アセスメント実施機関が参加する国際会議に参加し、試験方法等に関する意見交換を行う等、アジアを含む海外の自動車アセスメント実施機関等と連携し、積極的に情報交換・情報収集を図っている。

今後とも、交通事故を未然に防止するという視点も含め、自動車等の安全性向上のために試験方法等の改善を進めていくことが必要である。

（3）情報提供方法についての改善と広報の拡大

プレスリリースを行い、特に、自動車アセスメント結果発表会については、テレビ報道等多数のメディアに取り上げられるなど、自動車アセスメントの認知度向上への努力が認められる。

また、ユーザーニーズを踏まえ、携帯サイトを開設した他、ホームページやDVD等の新しい情報媒体の活用、パンフレットの改善等、情報提供機会の拡大についての努力は認められる。

引き続き情報提供方法の改善等に努め、パンフレットの配布先の一層の拡大やホームページの充実等について取組みが必要である。

○ 平成20年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

自動車の衝突安全性能については、後継車種の評価指標の平均値が、乗員保護性能及び歩行者頭部保護性能ともに旧車種の評価指標の平均値以上となっており安全性能の向上が図られている。引き続きユーザーの安全性への関心を高める広報を行う等、安全性の向上に取組む必要がある。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

①一定の要件を満足するカーテンエアバックが装備された車種をより安全性の高い車種とする評価を20年度より開始し、併せてグランプリ車選定要件の一つとした。②後突頸部傷害保護性能試験法について、当初の予定どおり21年度から評価を開始している。③後席シートベルト着用義務化の道路交通法改正の動きと連動した後席乗員保護性能試験の導入について、当初の予定どおり21年度から評価を開始するなど、試験方法の検討及び見直しについて、着実な進展が認められる。また、「日・中NCAPセミナー」を開催し、また、諸外国の自動車アセスメント機関が参加する「international NCAP Workshop」に参加するなど、アジアを含む海外の自動車アセスメント機関等と連携し、積極的に情報収集等が行われている。

今後とも、事故実態や交通事故を未然に防止する視点も踏まえ、自動車等の安全性向上のための試験方法等の改善を進めていくことが必要である。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

プレスリリースを行い、試験公開やグランプリ表彰制度を活用し、メディアに取り上げられるよう努力した結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる報道が行われた。このほか、主要な安全装置の装備状況をわかりやすく記載するなど、パンフレット、ホームページの改善が行われたほか、販売店等へのパンフレットの配布先拡大についても努力が認められる。

引き続きパンフレットの配布先の一層の拡充やホームページの充実等について取組みが必要である。

○ 平成21年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

(1) 安全性の向上

自動車の衝突安全性能については、乗員保護性能及び歩行者頭部保護性能ともに旧車種の評価指標の平均値を上回り、安全性能の向上が認められる。

今後もユーザーの関心を高めるための広報活動等を行う等、安全性能の向上に取り組む必要がある。特に、平成21年度から新たに導入した後席乗員保護性能や後面衝突頸部保護性能については、今後、安全性能の向上が図られるよう検証する必要がある。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

これまでの試験方法の検討を踏まえ、平成21年度からは、①後席乗員保護性能評価、②後面衝突頸部保護性能評価、③後席シートベルト使用性評価、④座席ベルトの非着用時警報装置の有無について、新たに導入し結果の公表を行うなど、一定の努力が認められる。

今後も交通事故を未然に防止するという視点を含め、自動車の安全性能向上のために試験方法等導入に向けた調査研究を進める必要がある。特に、平成22年4月に「他の法人で実施し、コストを縮減」との事業仕分けがなされたが、今後の自動車アセスメント事業に大きな問題が生ずることのないよう、これまでナスバに蓄えられた知見を活用しつつ慎重に検討を進めていく必要がある。

(3) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

プレスリリースを行い、メディアに取り上げられるよう努力した結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる報道が行われた。このほか、ホームページのアクセス向上のための大幅な改善が行われたほか、パンフレットの頒布先の開拓などの努力が認められる。

今後もパンフレットの配布先の拡充やさらなるホームページのアクセス向上のための改善等、効率的かつ効果的な広報手法について検討を進める必要がある。

○ 平成22年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

安全性の向上については、「乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められる。

今後も、アセスメント事業の更なる充実を図るとともに、ユーザーの関心を図るための積極的な広報活動を通じ、自動車メーカーによる安全性能の高い車両の開発意欲の向上に寄与することを期待する。特に、平成21年度から導入された試験についても検証を行ない、安全性能の向上を図って行くべきである。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

これまでの交通事故の実態を踏まえ、試験方法の見直し、検証を進めた結果「歩行者脚部保護性能評価試験」及び「新衝突安全性能総合評価」の取りまとめを行い、平成23年度から導入するなど努力が認められる。また、世界のNCAPの一員として、世界NCAP会議等の場において、今後の試験方法の見直しに向けた情報交換を進めており努力が認められる。

今後も、交通事故を未然に防止する観点を含め、交通事故実態の現状把握を行なうとともに試験方法の導入に向けた調査研究を進める必要がある。

（3）情報提供方法についての改善と広報の拡大

プレス発表等を積極的行なった結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる報道が行われた。また、パンフレットにおいては、目的・用途に応じてユーザーが入手しやすい頒布先の拡大を行っているほか、ホームページのアクセス件数が大幅に増加したことは、広報努力の結果であり評価できる。

今後もパンフレットの配布先の拡充や、ホームページのアクセス向上のための改善、特に「新衝突安全性能総合評価」を踏まえユーザーにとって分かりやすい広報手法について進める必要がある。

○ 平成23年度タスクフォースによる外部評価結果（概要）

（1）安全性の向上

安全性の向上については、「運転席の乗員保護性能」及び「歩行者頭部保護性能」に係る指標について、後継車種の評価指標の平均値は旧車種の評価指標の平均値を上回っており、後継車種における安全性の向上が認められるものの、「助手席の乗員保護性能」については、後継車種の評価指標の平均値が旧車種の評価指標の平均値を下回っている。今後、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行い、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

（2）交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

歩行者の交通事故被害の軽減のための調査研究及び新たに導入された評価項目を考慮した

評価手法について調査検討した結果、平成23年度より「歩行者脚部保護性能試験」、「感電保護性能評価試験」及び「新・安全性能総合評価」を導入したことは評価できる。また、予防安全技術に関する評価を自動車アセスメントに導入するための基礎調査を実施する等の取組みは努力が認められる。海外のアセスメント関係機関とは、JNCAPの取組み、試験等の動向について意見交換するなど積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、予防安全技術のアセスメント評価への平成27年度の導入を目指すなど、今後、更なる充実を図る必要がある。

（３）情報提供方法についての改善と広報の拡大

自動車アセスメント結果発表会の開催、自動車アセスメント試験の公開、東京モーターショーへの出展等積極的に広報活動を行った結果、テレビ放映を含め多数のメディアによる報道が行われた。また、アセスメント情報をわかりやすく、比較しやすくするためパンフレットの全面的見直しを行うとともに、ユーザーがパンフレットを入手しやすいように配布先・配布箇所の拡大を行っており努力が認められる。

今後も「新・安全性能総合評価」を踏まえ、わかりやすいパンフレット作成及び効率的な配布を図るとともに、ホームページの改善等によりユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。



【「業績評価のための特別なタスクフォース」
における審議の様子（H24.6.21）】

2）次期中期目標期間における見通し

業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(8) 自動車事故対策に関する広報活動

(中期目標)

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度と機構業務について効果的に広報活動を行う。

(中期計画)

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施します。

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

1) 中期目標期間における取組み

交通安全フェア等の各種イベントに積極的に参加し、NASVA業務及び自動車損害賠償保障制度の周知宣伝活動を行い、また、ホームページ、マスメディアを活用した広報活動を実施した。

- 交通安全アクション（（社）日本自動車会議所）や交通安全フェア（内閣府、交通安全フェア推進協議会）等の各種イベントに積極的に参加し、i-NATSによる運転適性診断の体験やパネルの展示、各種リーフレットの配布等により、NASVA業務及び自動車損害賠償保障制度等の周知宣伝活動を行った。

【i-NATS を体験受診中の来場者】



【展示の様子】

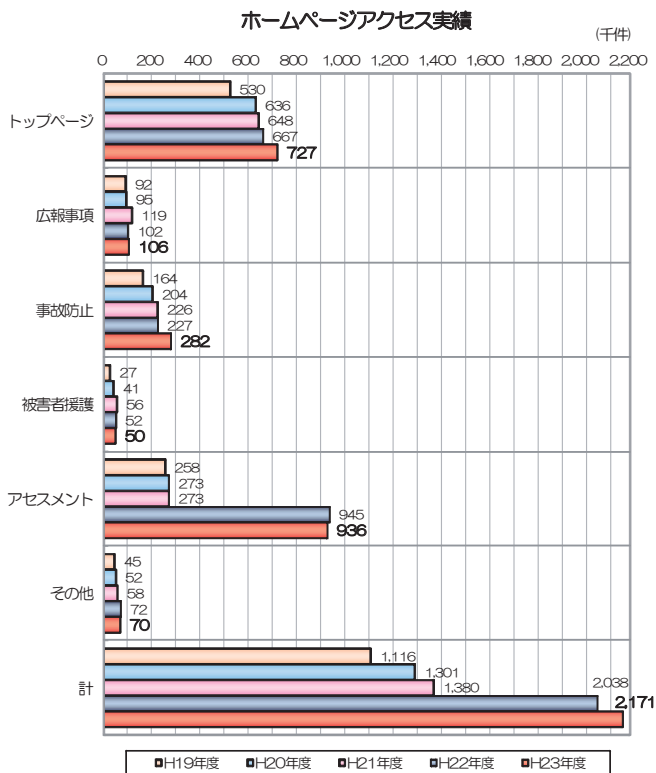


- 後席シートベルト着用推進・飲酒運転の根絶については、上記イベント等で周知を図るとともに、全国交通安全運動実施計画の項目として定め指導講習等で周知を図った。



○ ホームページの活用

ユーザーの視点に立った見やすい、わかりやすいホームページを目指し、衝突試験状況等の詳細な動画等を導入するなど、随時メンテナンス等を行った結果、平成23年度実績として約217万件のアクセスを記録し、平成18年度実績（約96万件）比226%となった。



【動画を活用した自動車アセスメントのページ】



【講習・診断のインターネット予約のページ】

受講される支所・講習の種類と、事業の種類をお選びください

受講場所: 最終JのNASVAの支所を選択してください

講習の種類: 基礎講習

受講希望の事業: ① JIS ② H43ク ③ トラック

選択へ進む TOPへ戻る

講習の種類の詳細については以下の表で確認してください

講習の種類	講習の対象者	講習時間	手数料
基礎講習	運行管理を行うために必要となる基本知識を習得するための講習	1日(10時～12時)	4,000円
一般講習	既に運行管理を行って運行されている又は運行管理者の補助者として運行管理業務を行っている者	1日(10時～12時)	4,000円

※手数料は、消費税が含まれています。

講習が完了したシステムへようこそ

講習が完了したシステムでは、(国)自動車事故対策機構が提供する運転者講習の予約システムがインターネット上で利用できます。運転者の免許の有効期限や、予約システムを利用できる条件を確認し、運転者講習の申し込みを行います。お申し込みは、当機構のホームページ(www.jncap.or.jp)で確認いただけます。

ログインIDとパスワードを入力してログインをお願いします。

ログインIDとパスワードを入力してログインをお願いします。

ログインIDとパスワードを入力してログインをお願いします。

2) 次期中期期間における見通し

事故防止及び被害者援護、自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施する。交通安全フェア等における国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を実施しつつ、当機構の認知度向上に努める。

◎その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

（1）予算 （2）収支計画 （3）資金計画については以下のとおり

中期計画予算 （平成 19 年度～平成 23 年度）

予算

収支計画

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	42,556
施設整備費補助金	2,409
政府補助金	17,487
回収金等収入	4,273
業務収入	7,751
その他収入	254
計	74,730
支出	
人件費	17,590
業務経費	44,494
施設整備費	2,409
一般管理費	5,771
貸付金	1,368
借入金償還	4,786
計	76,419

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	68,231
経常費用	68,229
人件費	17,590
業務費	42,896
管理関係業務費	7,728
一般管理費	5,632
減価償却費	2,096
財務費用	
支払利息	16
臨時損失	2
固定資産除却損	2
貸倒損失	0
収益の部	68,883
運営費交付金収益	41,858
政府補助金	17,487
業務収入	7,751
その他収入	299
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,327
資産見返補助金戻入	120
資産見返物品受贈額戻入	4
貸倒引当金戻入	37
臨時利益	0
純利益	652
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0
総利益	652

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	84,391
業務活動による支出	73,425
投資活動による支出	3,107
財務活動による支出	5,438
次期中期目標の期間への繰越金	2,421
資金収入	84,391
業務活動による収入	74,176
運営費交付金による収入	42,556
政府補助金による収入	17,487
業務収入	12,027
その他収入	2,105
投資活動による収入	4,219
有価証券の償還による収入	1,810
施設整備費による収入	2,409
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,882 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

19年度…18年度×0.97

20年度以降…対前年度×0.99

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額

－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（20年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

〔注記〕前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.98として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：平成19年度は対前年度0.93、平成20年度以降は対前年度0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は0として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

中期計画実績（平成19年度～平成23年度）

予算

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
収入			
運営費交付金	42,556	38,917 (注1)	3,639
施設整備費補助金	2,409	2,077	332
政府補助金	17,487	15,143	2,344
回収金等収入	4,273	4,046	227
業務収入	7,751	10,975	▲3,225
その他収入	254	500	▲246
計	74,730	71,658	3,072
支出			
人件費	17,590	16,405 (注2)	1,186
業務経費	44,494	37,693 (注3)	6,801
施設整備費	2,409	2,039	370
一般管理費	5,771	5,639	132
貸付金	1,368	724	644
借入金償還	4,786	4,786	0
計	76,419	67,285	9,133

※ 各々、百万円未満を四捨五入

(注1) 平成23年度補正予算(特第1号)で措置された128百万円を含む。

(注2) (注1)のうち38百万円を含む。

(注3) (注1)のうち90百万円を含む。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	計 画	実 績	差
費用の部	68,231	59,561	8,670
経常費用	68,229	59,490	8,739
人件費	17,590	16,405 (注2)	1,186
業務費	42,896	35,523	7,373
管理関係業務費	7,728	7,537	190
一般管理費	5,632	5,327	305
減価償却費	2,096	2,211	▲115
財務費用			
支払利息	16	25	▲9
臨時損失	2	71	▲69
固定資産除却損	2	71	▲69
貸倒損失	0	0	0
収益の部	68,883	65,558	3,325
運営費交付金収益	41,858	37,276	4,582
政府補助金	17,487	14,939	2,548
業務収入	7,751	11,150 (注2)	▲3,400
その他収入	299	388	▲90
寄付金収益	0	0	0
資産見返運営費交付金戻入	1,327	1,666	▲339
資産見返補助金戻入	120	129	▲9
資産見返物品受贈額戻入	4	5	▲0
貸倒引当金戻入	37	1	36
臨時利益	0	3	▲3
純利益	652	5,996	▲5,345
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	142	▲142
総利益	652	6,138	▲5,487

資金計画

(単位：百万円)

区 分	計 画	実 績	差
資金支出	84,391	92,274	▲7,884
業務活動による支出	73,425	62,823 ^(注2)	10,602
投資活動による支出	3,107	16,318 ^(注3)	▲13,211
財務活動による支出	5,438	5,252	186
次期中期目標の期間への繰越金	2,421	7,882	▲5,461
資金収入	84,391	92,274	▲7,884
業務活動による収入	74,176	69,838	4,339
運営費交付金による収入	42,556	38,917	3,639
政府補助金による収入	17,487	15,143	2,344
業務収入	12,027	14,986	▲2,958
その他収入	2,105	792	1,313
投資活動による収入	4,219	19,571	▲15,352
有価証券の償還による収入	1,810	17,405 ^(注1)	▲15,595
施設整備費による収入	2,409	2,077	332
投資その他の資産の精算による収入	0	89	▲89
その他収入	0	0	0
財務活動による収入			
政府借入金による収入	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	5,995	2,866	3,130

◎ 次期中期目標期間における見通し

次期中期計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を策定する。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- ・ 当期総利益6, 138百万円の発生要因
当期総利益6, 138百万円は、当期純利益5, 996百万円に前期中期目標期間繰越積立金取崩額142百万円を加えたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、主として運営費交付金債務未使用額の全額収益化額である。
- ② 前期中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第2期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた額であり、主として貸倒引当金である。

このため、当該総利益については、「独立行政法人会計基準」及び総務省行政管理局「独立行政法人の経営努力認定」(H19. 7. 4)において示されている経営努力基準に該当しないため、独法通則法第44条第1項の規定に基づき、積立金として処理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,400百万円とします。

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

短期借入は行わなかった。

◎ 次期中期目標期間における見通し

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とする。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

(中期目標)

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

(中期計画)

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- 1) 中期目標期間における取組み
なし。
- 2) 次期中期目標期間における見通し
なし。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途（目的積立金として承認された場合）

（中期目標）

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における自己収入比率等の目標を考慮した上で適正に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

（中期計画）

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ 中期目標期間における取組み及び次期中期目標期間における見通し

- 1) 中期目標期間における取組み
なし。

- 2) 次期中期目標期間における見通し

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

(中期目標)

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

(中期計画)

施設整備費は、業務の適正かつ効率的な実施を確保するため、療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等を計画的に行う。

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	407	施設整備費補助金
千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置(CT)の更新	191	同上
東北療護センター 脳磁計(MEG)の更新	510	同上
東北療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
岡山療護センター 医療パネル及び空調機器の改修	176	同上
岡山療護センター 核医学画像診断装置(RI)の更新	158	同上
中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置(MRI)の更新	409	同上
中部療護センター 陽電子断層撮影装置(PET)の更新	400	同上

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

◎ 実績値(当該項目に関する取組み状況も含む。)

平成19年度

東北療護センターの脳磁計(MEG)の更新については、総合評価落札方式により業者を選定、納入期日を平成20年3月25日とする契約を平成19年11月21日付で締結した。施工業者からの竣工完了の申し出により、竣工検査を平成20年3月24日に実施したところ、脳磁計システムの現物確認については仕様書どおりの履行がなされていたが、同年2月27日以降3月24日までの間に別途実施していた脳磁計を用いた被験者による臨床試験の結果、性能・機能に関する要件において、仕様書に記載されている要求を満たしていない項目が一部あることが判明し、その修復(ソフト上の修復)のために3ヶ月程度の日数を要することから、年度内に仕様書に基づく竣工検査を完了することができなかった。

これを受けて、施工業者から契約書第4条(納入期日の延期)に基づく納入期日の延期申請(変更後の納期：平成20年6月25日)が提出され、検討した結果、やむを得ないと認められたため、国における当機構に対する施設整備費補助金の次年度への繰越承認手続き(翌年度にわたる債務負担の承認(平成20年3月27日付財務大臣承認))を経たうえで、納入期日の延期を承認した。

なお、本件については、平成20年6月23日に竣工検査を完了している。

＜施設・設備の整備に関する予定額と実績額＞

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
東北療護センター 脳磁計（MEG）の更新	510	（368） —

（注）実績額の（ ）は契約済額であり、竣工の遅れから支払いは次年度（完成後）に繰り越した。

平成20年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

＜施設・設備の整備に関する予定額と実績額＞

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
① 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新	167	139
② 岡山療護センター 医療パネル及び空調機器改修	176	164
③ 岡山療護センター 核医学画像診断装置（RI）更新	144	121
④ 東北療護センター 脳磁計（MEG）更新（前年度繰越分）	510	368

平成21年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

＜施設・設備の整備に関する予定額と実績額＞

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
① 東北療護センター 核医学画像診断装置（RI）更新	121	119
② 中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新	335	334

平成22年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

＜施設・設備の整備に関する予定額と実績額＞

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（MRI）更新	384	347

平成23年度

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

＜施設・設備の整備に関する予定額と実績額＞

（単位：百万円）

施 設 ・ 設 備 の 内 容	予定額	実績額
中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置（PETカメラ）更新	380	357

◎ 次期中期目標期間における見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構 施設整備費補助金

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1) 平成19年度の整備については、不測の事態による工期遅延に対応できるようにするため、国の自動車損害賠償保障事業特別会計（当時）の「独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金」予算において、予め「繰越明許費」として計上されており、予算上の措置は講じられていた。

2) 平成20年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 岡山療護センター 医療パネル及び空調機器改修 → 一般競争入札

- ③ 岡山療護センター 核医学画像診断装置（ＲＩ）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）
- ④ 東北療護センター 脳磁計（ＭＥＧ）更新(平成19年度契約) → 一般競争入札（総合評価方式）

3)平成21年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 東北療護センター 核医学画像診断装置（ＲＩ）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）
- ② 中部療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（ＭＲＩ）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）

4)平成22年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

千葉療護センター 磁気共鳴断層撮影装置（ＭＲＩ）更新 → 一般競争入札（総合評価方式）

5)平成23年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

中部療護センター 陽電子放射断層撮影装置（ＰＥＴカメラ）更新
→ 一般競争入札（総合評価方式）

6)平成23年度特別会計補正予算(特第1号)により措置された東日本大震災復旧費は以下のとおりである。

- | | | |
|------------|------------|------------------------|
| ① 千葉療護センター | 施設修復工事 | 37百万円 |
| ② 東北療護センター | 自家発電設備復旧工事 | 91百万円（うち固定資産の取得額90百万円） |
| 合計 | | 128百万円 |

(2) 人事に関する計画

(中期目標)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度における額の5%以上を基本とする削減を着実に実施するとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進める。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(中期計画)

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行います。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めます。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続します。

〔参考〕

- 1) 期初の常勤職員数
334人
- 2) 期末の常勤職員見込み
334人

◎ 実績値（当該項目に関する取組み状況も含む。）

人件費（退職手当等を除く。）については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行った。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
平成17年度比	▲3.3%	▲5.5%	▲12.4%	▲12.6%	▲13.0%

◎ 次期中期目標期間における見通し

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表する。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げよう、給与水準を厳しく見直す。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行う。

◎ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 役職員の給与水準について

1) 各年度の給与水準（ラスパイレス指数）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ラスパイレス指数	108.8	110.1	104.2	104.7	105.1

2) 1) の給与水準となった理由

①国家公務員より管理職員数割合が高いこと

- ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門的知識と経験を有する管理職員を配置しているため。

②国家公務員より大卒者割合が高いこと

- ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。

③国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと

- ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

3) 給与水準の適正化に向けた取組み

①平成21年度初より全職員の俸給5%の引き下げを実施した。

②期初の管理職員数に対し、期末において削減（194人→163人▲31人）を実施した。

また、国家公務員の給与構造改革及び人事院勧告（期末勤勉手当の支給率の減等）を踏まえた給与体系の見直しを行った。

次期中期計画においては、総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行うとともに、給与水準については対国家公務員指数が年齢勘案で100.0以下に引き下げるよう、給与水準を見直すこととしている。

Ⅱ. その他事項

1. 内部統制に関する取組み

第二期中期計画期間中において、以下の取組みを行った。

- ・ 役職員に対するミッション（中期目標含む）については、理事長の強力なリーダーシップの下、全国支所長会議や職員研修等機会ある毎に、ミッションの趣旨・内容の周知を徹底するなど、組織全体として取り組むべき重要な課題として浸透させた。
- ・ 支所の職場環境の把握、職員とのコミュニケーションを図るため、毎年理事長の現場巡視を行い、業務遂行上の課題やサービス向上のための新たな取組みなどの意見交換を行った。出された課題については、理事長から担当役員、担当部長を通じ、具体的な取組について指示がなされた。
- ・ リスク（阻害要因）管理については、原則、毎月2回開催している理事会（監事も出席）において業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況の把握、達成にリスクがないか洗い出しを行うなど、機構の業務運営に関する重要事項を審議・決定し、又は報告を受け、ミッション達成のために取り組んできた。また、理事会資料、議事概要については、理事会終了後速やかに本部職員の他主管支所を通じ全職員に情報提供し、共有化を図った。
- ・ ミッションを果たすために必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、全職員が閲覧可能になっているほか、支所における地域情報についても、随時イントラネットに掲載されており、本部・支所間、支所・支所間における情報共有が円滑に行われている。
- ・ 内部統制のモニタリングのため本部及び全国支所への監事監査を実施しており、監査結果については理事長に報告し、リスク管理の徹底及び前年度の監査結果に対する対応状況のフォローアップなど、業務改善・サービス改善に役立てている。
- ・ さらにコンプライアンスの強化を着実に推進するため、平成21年度にコンプライアンス委員会を設置し、具体的な取組に関する基本方針及びコンプライアンス実践マニュアルを策定し、職員へ配付、周知した。これらの取組みにより、コンプライアンスに対する意識の高揚が図られた。平成22年度以降においても機会あるごとにコンプライアンス実践マニュアルの周知を行い、コンプライアンス意識の維持・高揚を図った。